

特許庁委託事業

アラブ首長国連邦における  
商標権行使および商標権侵害取締手続

2018年3月  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部

[作成協力]

Rouse & Co International

## 要約

アラブ首長国連邦（UAE）は、7 首長国（この手引書では「首長国」という。）の連邦である。七つの首長国とは、アブダビ（UAE の首都）、ドバイ（UAE の商業および経済の中心地）、シャルジャ、ラス・アル・ハイマ、アジュマン、ウンム・アル・カイワイン、および、フジャイラである。

首長国は、連邦政府によって統治されている。連邦政府と並行して、各首長国に独自の政府および機関があり、各首長国の管轄事項を統治している。

連邦政府は、連邦管轄事項、例えば、UAE の外交、治安・防衛、国籍・入国の問題などを管理している。

UAE は、国際的な貿易の中心地の一つであるため、知的財産（IP）の権利行使にとって重要な地域である。首長国の貿易はそのほとんどがドバイ、シャルジャ、アブダビで行われており、最大の港はドバイにある。

知的財産権（IPR）は、連邦レベルで付与され保護される。例えば、商標は連邦経済省に登録されるため、全首長国にわたる保護が連邦当局から与えられる。しかし、商標権の執行は、各首長国レベルで行われるため、各首長国の機関がこれを別個に行う。一般的に、首長国内で行われる活動に対する管轄権は、当該首長国の機関および部局に与えられる。例えば、ドバイ警察は知的財産権の執行に関し、ドバイ首長国内の模倣者に対する措置を講じる責任を負うが、シャルジャその他の首長国内で当該措置を講じる権限を有しない。当然のことではあるが、これによって、アブダビ首長国内で販売する目的でシャルジャ国内の倉庫に模倣品を保管しているドバイを本拠とする会社がある場合など、2 以上の首長国にわたる知的財産権侵害行為が行われると常に、権利行使手続上の困難が発生することになる。

UAE 連邦政府は、知的財産権の登録および執行に関連して以下の法律を公布している。

- 連邦著作権法（2002 年 7 号）
- 連邦特許・工業図面及び意匠法（2002 年 17 号）
- 連邦商標法（1992 年 37 号）、および
- 連邦法（1979 年 4 号）に代わる連邦反不正商品法（2016 年 19 号）

UAE は、以下などの国際的知的財産協定にも加入している。

- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（2004 年 7 月 14 日）
- WIPO 著作権条約（2004 年 7 月 14 日）
- 特許協力条約（1999 年 3 月 10 日）
- 工業所有権の保護に関するパリ条約（1996 年 9 月 19 日）
- 世界知的所有権機関を設立する条約（1974 年 9 月 24 日）
- 世界貿易機関（WTO）— 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）（1994 年）（1996 年 4 月 10 日）

すべての首長国に同一の連邦法が適用されるが、権利行使の有効性は首長国によって異なる可能性がある。例えば、知的財産権の行使については、ドバイ、シャルジャ、および、アブダビ首長国がより発展しており、ドバイがこの分野で最も進んでいることは顕著である。

このレポートでは、模倣品取締における権利の執行について検討するため、商標の権利行使に焦点を当てる。これには、製品の模倣行為を取り締まるためのすべての権利行使の手段、そして各首長国において当該権利を執行するために利用可能な公的機関の手続に関する明瞭な手引が含まれる。

---

# アラブ首長国連邦における 商標権行使および商標権侵害取締手続

第1部.....	7
序論.....	7
第1章.....	8
背景.....	8
第2章.....	14
権利行使の選択肢.....	14
第2部.....	19
各首長国における権利行使手段.....	19
第3章.....	20
ドバイ首長国における権利行使の選択肢.....	20
第1節.....	21
行政上の選択肢 - ドバイ経済局.....	21
第2節.....	29
刑事上の権利行使 - ドバイ警察.....	29
第3節.....	36
民事上の選択肢 - ドバイ首長国の民事裁判所.....	36
第4節.....	43
ドバイ税関.....	43
第4章.....	49
アブダビ首長国における権利行使の選択肢.....	49
第1節.....	50
行政上の選択肢 - ADDED.....	50
第2節.....	54
刑事上の選択肢 - アブダビ警察.....	54
第3節.....	59
民事上の選択肢 - アブダビ民事裁判所.....	59
第4節.....	61
アブダビ税関.....	61
第5章.....	65
シャルジャにおける権利行使の選択肢.....	65
第1節.....	66
行政上の選択肢 - SEDD.....	66
第2節.....	71
刑事上の選択肢 - シャルジャ警察.....	71

第3節.....	73
民事上の選択肢 - 連邦民事裁判所 .....	73
第4節.....	75
シャルジャ税関.....	75
第6章.....	77
アジュマンにおける権利行使の選択肢.....	77
第1節.....	78
行政上の選択肢 - ADED.....	78
第2節.....	82
刑事上の選択肢 - アジュマン警察 .....	82
第3節.....	83
民事上の選択肢 - 連邦民事裁判所 .....	83
第4節.....	85
アジュマン税関.....	85
第7章.....	87
ラス・アル・ハイマ（RAK）における権利行使の選択肢 .....	87
第1節.....	88
行政上の選択肢 - RAKDED.....	88
第2節.....	92
刑事上の選択肢 - RAK 警察.....	92
第3節.....	93
民事上の選択肢 - RAK 民事裁判所 .....	93
第4節.....	94
RAK 税関.....	94
第8章.....	96
ウンム・アル・カイワイン（UAQ）における権利行使の選択肢.....	96
第1節.....	97
行政上の選択肢 - UAQDED .....	97
第2節.....	101
刑事上の選択肢 - UAQ 警察.....	101
第3節.....	102
民事上の選択肢 - 連邦民事裁判所 .....	102
第9章.....	104
フジャイラにおける権利行使の選択肢.....	104
第1節.....	105
行政上の苦情申立 - フジャイラ政庁 .....	105
第2節.....	108
民事上の権利行使 - 連邦民事裁判所.....	108
第10章.....	110
第2部の要約.....	110
<b>第3部.....</b>	<b>111</b>
<b>フリーゾーンの概観および可能性のある権利行使の選択肢.....</b>	<b>111</b>

第 11 章.....	112
UAE におけるフリーゾーン.....	112
第 12 章.....	114
UAE フリーゾーンにおける模倣品取締り.....	114
第 1 節.....	115
フリーゾーン - 一般的な権利行使.....	115
第 2 節.....	117
ドバイ・フリーゾーン.....	117
第 3 節.....	119
アジュマン・チャイナ・モール.....	119
<b>第 4 部.....</b>	<b>120</b>
<b>統計およびデータ.....</b>	<b>120</b>
第 13 章.....	121
差押えおよび模倣品に関する情報 関係する数値および製品.....	121
第 1 節.....	123
ドバイのデータ.....	123
第 2 節.....	125
シャルジャ.....	125
第 3 節.....	126
アブダビ.....	126
第 4 節.....	129
アジュマン.....	129
<b>第 5 部.....</b>	<b>131</b>
<b>最新法令.....</b>	<b>131</b>
第 14 章.....	132
UAE における新たな反不正商品法.....	132
第 15 章.....	136
GCC 商標法.....	136
<b>第 6 部.....</b>	<b>138</b>
<b>結論.....</b>	<b>138</b>
第 16 章.....	139
結論.....	139

---

# 第 1 部

## 序論

---

---

## 第1章

### 背景

---

#### 1. 商標法

商標について規定する主要な法律は、1992年連邦法第37号（2002年連邦法第8号により改正）である（このレポートにおいて「商標法」という）。商標法は、商標登録手続を定め、基本的に登録商標に保護を付与し、例外的に未登録商標の権利の保護を認めている。

#### 2. 商標登録

商標法は、下記の商標登録手続を規定している。

##### 2.1 出願段階

商標出願書は、経済省の商標局に提出する。出願人は、国内の個人・団体でも外国の個人・団体でもよい。

出願人の代理人が出願する場合、公証および認証の手続を経た委任状が必要である。

出願の公的手数料は、出願についての約275米ドルのみである。商標には、出願番号および出願日が割り当てられる。

##### 2.2 審査段階

出願後、商標局審査官が商標を審査して、相対的理由および絶対的理由に基づき商標の登録可能性を決定する。その後審査官は、審査通知（承認または拒絶の通知）を発する。

出願人は、拒絶された場合、通知を受領した日から30日以内に商標委員会に対して拒絶に関する不服申立を行うことができ、商標委員会の決定については、商標委員会の決定から60日以内に連邦裁判所に対して不服申立を行うことができる。

##### 2.3 公開段階

審査官による承認または商標委員会もしくは裁判所からの出願を承認する肯定的な最終決定があると、出願人は、30日以内に、商標公報および国内の民間紙2紙において商標を公開するための公開手数料を納付することを要する。

公報での公開の公的手数料は約275米ドルである。国内紙の公開費用は、各新聞から与えられる広告スペースおよび料金による。



## 2.4 異議申立段階

商標出願が公開されると、第三者は、商標局に対して公開された商標についての異議を提出することができる。異議申立期間は、最後の公開から 30 日間である。

異議申立の公的手数料は約 2,750 米ドルである。

異議申立があった場合、出願人は、異議に対する回答を 30 日以内に行うことを要し、これを行わないときは商標出願を放棄したものとみなされる。

商標局の法務官が、審理手数料（約 135 米ドル）の納付を前提として、両方の当事者の審理を行い、異議申立について決定を行う。この決定については、15 日以内に商標委員会に対して不服申立を行うことができ、さらに商標委員会の決定が送達されてから 30 日以内に連邦裁判所に不服申立を行うことができる。

## 2.5 登録段階

異議申立期間が経過した場合、または、法務官、商標委員会もしくは裁判所のいずれかによる肯定的な最終決定を踏まえ、出願人は、30 日以内に登録手数料（約 2,750 米ドル）を納付することを要する。商標登録証は、数週間以内、または、商標局の未処理業務の状況によっては数カ月以内に付与される。

## 2.6 登録後の保護

登録があると、商標の保護期間が出願日に遡って開始する。当該保護の有効期間は 10 年間である。この期間は、特定の更新手続に従って 10 年間ずつ連続して何度でも更新することができる。この保護は連邦レベルであり、7 首長国すべてを対象とする。

## 3. 登録商標の保護

上記のとおり、基本的な保護は登録商標に与えられる。法律および実務は、登録された権利の保護については、はるかに明確である。商標法では、様々な条項（第 17 条、第 37 条など）において、登録商標の保護の内容を明確に規定している。

商標法第 17 条は、以下のように規定する。

*「登録商標の所有者は、登録商標により識別される商品またはサービスと同一、類似、または関連する商品またはサービスを識別するために、同一または類似の商標を他の者が一般消費者を誤解させかねない方法で用いることを防止する権利を有する。」*

### 第 37 条

「以下の者は、禁錮および 5,000AED（アラブ首長国連邦ディルハム）以上の罰金、またはそのいずれかに処す。

- 1) オリジナル標章により特徴づけられる商品もしくはサービスまたはこれと同様のものについて、公衆を誤解させる方法で、適法に登録された商標を模倣または模造した者、および模倣または模造された商標を詐欺的に故意に利用した者

- 2) 自己の製品に他の者の有する登録商標を悪意で付し、またはこれを利用する権利を有しないのにこれを利用した者
- 3) 模倣もしくは偽造された商標の付された、または商標が違法に付された製品を、その旨を知らずながら販売し、販売もしくは流通の申し出を行い、または販売目的で所持した者、および模倣もしくは模造の商標または違法に使用された商標のもとで、その旨を知らずながらサービスを提供し、または提供を申し出た者」

このように商標法は、登録商標が乱用または侵害される様々な種類の犯罪を検討しており、当該犯罪は、処罰され得るもので刑事責任が発生する。そのような犯罪の例として、以下のものがある。

- 登録商標の対象である商品／サービスと同一または類似の商品／サービスに関して公衆に混同を生じさせるような方法で、当該登録商標を模倣し、または、その模造物を作成する行為
- 模倣または模造の商標を故意に利用する行為
- 模倣または模造の商標の付された商品を故意に販売し、または販売を申し出る行為
- 模倣または模造の商標の付された商品を販売目的で所持する行為
- 模倣または模造の商標のもとでサービスを故意に提供し、または提供を申し出る行為

実際に、商標侵害罪はその商標が登録されている場合にのみ刑事責任が発生する。そのため、警察が措置を講じるには、商標登録が必要となる。以下に詳細に述べるとおり、行政当局による権利執行措置にも商標登録が必要となる。当該手段およびその他利用可能な権利執行措置は、以下の章においてより詳細に検討する。

#### 4. 未登録商標の保護

これまで、一定の場合に権利行使を開始するには商標登録が不可欠の要件であることを述べてきた。ここで、商標所有者は未登録商標に基づいて権利行使を開始することができるかという疑問が生じる。

##### 4.1 専有的権利

この疑問に回答するためには、商標の専有的権利、および、当該権利が商標の登録から発生するか、商標の使用から発生するかを特定することが重要である。

商標法は、この疑問について明確にしていない。しかし、連邦最高裁判所および首長国の破棄院では、この問題を明確にしようとした。連邦最高裁判所は、2010年事件番号第361号において、下記のとおり、専有的権利が商標の最初の使用から発生するのであって登録から発生するのではないと判断した。

**「使用の優先性に関して言えば、商標権は、商標を最初に使用した者のためのものである。ただし登録され、さらに所有が争われることなく5年間継続して使用されている場合はこの限りではない。登録は、商標の専有的権利を与えるものではなく、所有の権利を宣言するものにすぎない。」**

したがって、商標所有者は、商標について登録が行われていない場合であっても、当該商標について所有を主張することが可能であり、これにより未登録商標についての権利が明確に与えられる。

## 4.2 周知商標

これまで登録商標が基本的な保護を受けると述べてきた。この原則の例外として、商標法は、未登録の周知商標が保護される余地を認めている。周知商標とは、その原産国の国境を越えて他国にまで及ぶ名声を有する標章である。

### 4.2.1 商標法

商標法は、周知商標を保護する規定を採用した。商標法では、以下の規定において周知商標を扱っている。

#### 第3条

「以下の標章は、登録を承認されるべきではない。

....

14. 著名商標またはその他過去に登録された商標についての翻訳に過ぎないと考えられる標章であつて、これを登録すると、これにより識別される製品または類似の製品に関して消費者に混同を生じさせることになるもの」

#### 第38条

「以下の者は、1年以下の禁錮および5,000ディルハム以上10,000ディルハム以下の罰金、またはそのいずれかに処す。

1. 本法第3条第2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、および14項に規定する登録することのできない商標を使用した者
2. ...」

#### 第4条

「1. 原産国の国境を越えて他国に及ぶ国際的名声のある商標は、所有者の許可があり、または所有者の与えた正式な委任状に従ったものでない限り、登録することができない。

2. 標章の著名度について判断するには、その普及促進の結果として関連公衆において当該標章が知られている程度を考慮すべきである。

3. 以下の場合、周知商標は、これにより識別されている製品またはサービスに類似せず同一でもない製品またはサービスを識別するために登録することができない。

- a. 当該商標を使用することによって、識別されることになる商品およびサービスとオリジナル商標所有者の商品およびサービスとの間に関係があるように示される場合
- b. 当該商標を使用することによって、オリジナル商標の所有者の権益を害する可能性が生じる場合

上記の規定(すなわち第3条および第4条)から、周知商標については、UAEにおいて未登録であっても、その正当な所有者による明示の許可がなければ登録することができないことが明らかである。この保護は、周知商標の翻訳の登録にも及んでいる。

さらに、第38条は特に第3条14項により登録することができない標章の使用を禁止している。そのため、周知商標の翻訳の使用も、その周知商標が未登録であっても UAE 内で禁止されている。周知商標の翻訳の

使用を法が禁止している場合に、類推により、当然に周知商標の使用を法が禁止していることになるか、そして当該禁止が法に明示的に規定されていない場合でもその使用がさらなる混同を生じさせるかについても議論の余地がある。

#### 4.2.2 パリ条約

UAE は、1996 年連邦令第 20 号によりパリ条約に加入した。

パリ条約では、第 6 条の 2 で周知商標について規定している。この規定では、周知商標についてその登録を必要とすることなく保護することを承認している。

*「同盟国は、ある商標が、すでにこの条約の利益を受ける者の標章であるものとしてかつ同一または類似の商品について使用されているものとして登録国または使用国の管轄当局がその国において周知されているとみなす標章の、混同を生じさせるおそれのある複製、模倣または翻訳である場合には、その同盟国の法令が許すときは職権をもって、または利害関係人の請求により、当該商標の登録を拒絶しまたは無効とし、およびその使用を禁止することを約束する。当該商標の要部が、当該周知標章の複製である場合または当該標章と混同を生じさせやすい模造である場合も、同様とする。」*

#### 4.2.3 TRIPS 協定

UAE は、1996 年 4 月 10 日、知的所有権の貿易関連の側面に関する世界貿易機関 (WTO) の協定 (TRIPS 協定) に加入した。

TRIPS も、第 16 条 2 項において周知商標を定義している。

*「加盟国は、商標が周知か否かを決定するに当たっては、関連する公衆の有する当該商標についての知識 (商標の普及促進の結果として獲得された当該加盟国における知識を含む。) を考慮する。」*

#### 4.2.4 WIPO の共同勧告

パリ条約に加入することにより、加盟国は、工業所有権保護のためのパリ同盟総会および WIPO 一般総会が、WIPO 加盟国会議第 34 回会議 (1999 年 9 月 20 日から 29 日まで) において採択した周知商標の保護規則に関する WIPO 「共同勧告」 (「共同勧告」) に同意する。

WIPO 共同勧告では、商標が周知のものか否かを判断するに当たり、以下が関係するとしている。

- 当該商標の使用されている期間、範囲、および地理的区域
- 当該商標の普及促進 (当該商標の適用される商品および/またはサービスの広告または宣伝および見本市または展示会でのプレゼンテーションを含む。) の期間、範囲、および地理的区域
- 当該商標の使用または認識を反映している限りで、当該商標の登録および/または登録出願の期間および地理的区域
- 特に、当該商標が管轄当局により周知のものと認められている限りで、当該商標における権利について成功した執行の記録
- 当該商標に関連する価値

UAEの裁判所は通常、UAEにおける未登録商標の権利を扱った判決において上記の指針および規定に従っている。知的財産の専門家はまた、商標の名声を評価するに当たってこの指針に依拠している。

### 4.3 結論

商標所有者は、未登録商標を所有する権利が使用の先行から発生するか、商標の名声から発生するかを問わず、当該権利を主張してその執行を求めることができる。

ただし、実際には、刑事当局も行政当局も、未登録商標の権利を執行することに積極的ではない。この消極性は、ブランド所有者の主張する未登録の権利を否定するものではなく、当該権利の証拠を提出することが困難であることが原因である。そのためこのような場合には、ブランド所有者は、より包括的な主張が可能となる民事手続により自己の未登録の権利を立証することが奨励される。

---

## 第2章

### 権利行使の選択肢

---

商標が連邦レベルで保護されるため、どの首長国においても侵害に対して商標の権利行使を行うことができる。権利行使の選択肢は、首長国により異なることがあり、各首長国における権利行使について個別に以下の章で説明する。しかしこの章では、利用可能な権利行使の選択肢の一般的な概観について述べる。

#### 1. 通常の権利行使の方法

権利行使の主な方法には、以下のものがある。

- 行政上の権利行使
- 刑事上の権利行使
- 民事上の権利行使
- 税関の措置および国境管理

##### 1.1 行政上の権利行使

行政上の権利行使の選択肢には二つの方法がある。第一の方法は、連邦の機関により措置を開始することである。第二の方法は、首長国の機関により措置を開始することである。後者の方が一般的な方法である。

###### 1.1.1 連邦の機関による行政上の権利行使

理論上、行政による商標の権利行使は連邦経済省の管轄に属する。首長国の機関の管轄は、商標の権利行使を行う連邦経済省の権限の委任によるものである。

そのため、案件によっては、経済省が、各首長国において利用可能なその消費者保護部経由で、模倣の疑いある製品に関する苦情申立をブランド所有者から受け付けている。手続上は、経済省が案件を首長国の機関に付託する（ただし苦情申立者との主要連絡先の地位を保持する）か、または、侵害の種類からみて適切である場合には苦情申立者と被疑侵害者との間の調停を試みる。

実際には、この分野での首長国の機関の役割が拡大・発展していることから、経済省の役割は多くの首長国において縮小しており、首長国の機関による手続に実質的に置き換えられている。

### 1.1.2 首長国の機関を通じた行政上の権利行使

首長国の行政機関は、商標侵害の案件に対して登録商標の権利行使に関する措置を講ずる権限を与えられている。歴史的には、各首長国政府が商標の権利行使の案件に関する管轄権を有していた。フジャイラ首長国を除き、ドバイ、シャルジャ、アブダビ、アジュマン、ウンム・アル・カイワイン、およびラス・アル・ハイマの各首長国では、このような権限が首長国政府から首長国の経済開発局（Departments for Economic Development、DED）に徐々に移管されてきた。DED は、各首長国における事業認可機関でもあるため、甚だしい案件においては侵害者の事業認可に関する措置を講じることができる。

ドバイ、シャルジャ、およびアジュマンでは、類似品に関する案件を検討することができるが、一般的にはこれらの機関は単純な模倣の案件についてのみ活動する。

通常は、苦情申立書を提出し、公的手数料を納付することにより案件が開始される。苦情申立書が承認されると、関連機関の捜査官が業者の施設を訪れて侵害品を差し押さえる。

科される制裁としては、以下のものがあり得る。

- 警告
- 罰金
- 業務施設の一時的閉鎖
- 事業認可の一時的停止
- 事業認可の永久的停止
- 侵害品の廃棄

実際には、行政機関が事業認可を停止するのは極めて稀な案件に限られており、それも主として重大な再違反者について行われる。行政機関は、各機関の裁量を前提として、案件を刑事訴追に付託することもできる。案件によっては、行政機関とブランド所有者の両者に宛てた確約書に署名することを行政機関が業者に要求することができる。

## 2. 刑事上の権利行使

商標法第 37 条の規定のとおり、模倣行為は刑事責任を発生させる可能性がある。そのため、警察は、模倣行為に対して商標権を執行する権限を有する。

実際に、ブランド所有者は首長国に属する警察に模倣行為に関する告訴状を提出することが可能である。警察へ告訴状を提出するには公的手数料がかからない。告訴状には、商標登録証および模倣の証拠を添付することを要する。通常は、真正品と模倣品のサンプルを提出する。

警察は、検察官から令状を取得し、事件を捜査し、適切な場合には模倣者を逮捕し、検察官に折り返し報告する。さらなる捜査の上で、検察官は案件を刑事裁判所に付託することができる。刑事裁判所での訴訟には三つの段階がある。第一段階は第一審裁判所である。そして、控訴裁判所への控訴、控訴裁判所から破棄院または最高裁判所への上告を行う権利が認められている。商標の侵害者は、通常、罰金に処せられ、禁錮や国外追放に処せられることは稀である。最も可能性が高いのは、裁判所が製品の廃棄を命令することである。

### 3. 民事上の権利行使

民事上の権利行使には、民事裁判所の手続を開始することが必要である。ブランド所有者は、各首長国に属する民事裁判所に訴状を提出して、模倣行為に対する永久差止命令、適切な場合には製品の廃棄、さらに現実の損害が立証される場合の賠償を求めることにより、手続を開始することができる。

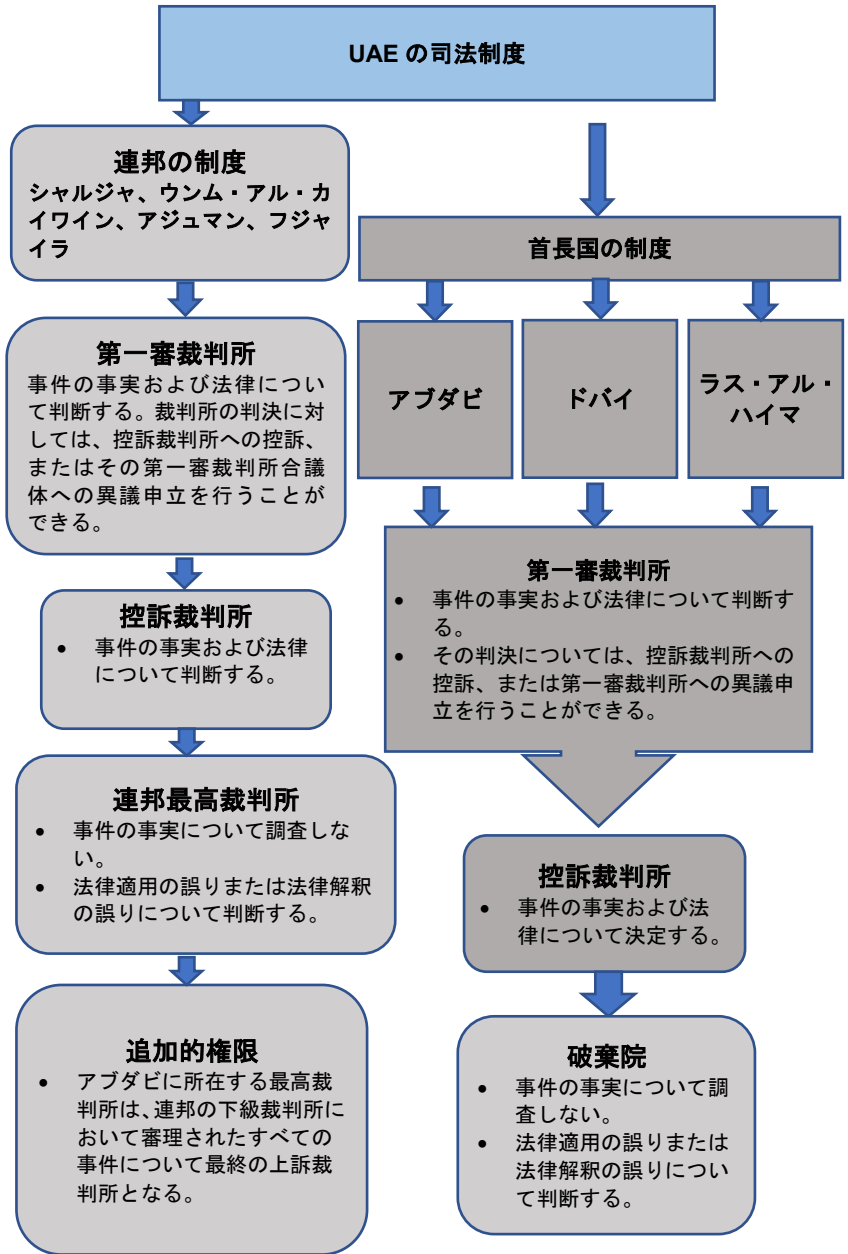
支払うべき裁判所手数料の金額は、請求する損害賠償額により異なる。「仮差押申立」などの暫定的命令の請求がない限り、被告に対して請求が通知される。

数回行われる審理において、両当事者からさらに準備書面が提出される。裁判所はいつでも、事件の問題の一部または全部について調査するために専門家を任命する決定を行うことができる。専門家の報告書に拘束力はないが、実際には大きな影響力がある。

民事上の請求を提起する前に、民事裁判所の管轄を特定することが重要である。UAEは連邦裁判所制度を採用している。連邦裁判所制度の例外は、ドバイ、ラス・アル・ハイマおよびアブダビの各首長国においてみられ、これらでは首長国独自の裁判所がある。

そのため、シャルジャ、フジャイラ、ウンム・アル・カイワイン、または、アジュマンで発生した侵害については、ブランド所有者は、各首長国に所在する連邦第一審裁判所に訴訟を提起する必要がある。その後訴訟の上訴を当該首長国に所在する連邦控訴裁判所に、さらには連邦の首都アブダビに所在する連邦最高裁判所に行うことができる。

しかし、アブダビ、ドバイ、またはラス・アル・ハイマで発生した侵害については、ブランド所有者は、各首長国の第一審裁判所に訴訟を提起する必要がある。そして訴訟についての上訴は、首長国の控訴裁判所に、さらには首長国の破棄院に行うことができる。





厳格な先例の制度はないが、最高裁判所および破産院の判決は、下級裁判所に対して厳密な意味での拘束力はないとしても、非常に説得的なものとなる。UAE の裁判所制度の概要については、本節の図表を参照されたい。

UAE において審理される知的財産事件の数は、比較的少ない。しかし、事件は増加しており、そのために UAE は、知的財産権の紛争および少額請求を扱う専門裁判所を設立する計画を立てることとなった。連邦レベルの知的財産裁判所はすでに設立されている。

#### 4. 税関の措置および国境管理

UAE における権利行使の他の手段としては、国境管理がある。

UAE が連邦であるため、国境での措置は各首長国において異なる管理が行われている。連邦税関当局は、各首長国の税関当局間の調整を行い、公益業務の一貫性を維持しようとしている。

各首長国の税関行政は、湾岸協力会議（GCC）諸国の統一関税法を施行しており、その「施行規則」および「注釈」を採用している。7 首長国の内では、ドバイ、シャルジャ、ラス・アル・ハイマ（「RAK」）、アジュマン、および、アブダビの税関が商標記録制度を設けている。

税関は、疑いのある貨物がある場合、ブランド所有者に通知する。そしてブランド所有者は、苦情申立書を提出する必要がある。

輸送中の貨物に対して措置を講ずるにはいくつかの困難が依然として存在する。積換品に対する措置の結果は、関係する首長国により異なり、一致していない。

UAE は、世界税関機構（「WCO」）の開始した IPM (Interface Public-Members) に最近加入した。これは、税関検査官向けの国際的なオンラインツールであり、模倣の疑いのある製品の識別に役立つ。ブランド所有者は、IPM に加入して、税関検査官を補助するための識別上の重要点をアップロードする必要がある。連邦政府が IPM に加入したため、これが首長国の税関当局すべてに適用される。

#### 5. 警告書

警告書は、付加的な権利行使の方法であり、ブランド所有者または法定代理人から侵害者に対して文書が送達される。この文書については、直接交付、電子メールでの送信、または、各首長国における公証人による送達を行うことができる。この文書は、いかなる権利行使の方法についても義務的な要件ではない。さらに、この文書が送付されても、ブランド所有者はその後の権利行使の手続において当該文書で主張したのと同様の理由を維持する義務を負わない。

この文書には、ブランド所有者の適法な権利、これらの権利の根拠、主張する侵害の事実、適用法令、および、請求を記載することができる。

この文書では、侵害者に対して期限内に侵害行為を中止するよう請求することができる。最短期限を定めた法律上の要件はないが、各事件の事実に基づいて合理的な期限を考慮すべきである。この文書では、侵害者に対し類似の行為を将来行わない旨の確約書に署名を求めることもできる。

この文書については、受領者が侵害行為について責任を負う者であることを確認した上で、慎重に作成することが非常に重要である。さもなければ、ブランド所有者が名誉毀損を主張されることになりかねない。

侵害者がこれを単に無視することが可能であるため、この文書は効果がないことが多く、その目的を達成することができない。しかし、将来の紛争または訴訟において、侵害者が警告を受けており、ブランド所有者の権利を知っていたことを証明するための有効な証拠となり得る。

---

## 第2部

### 各首長国における権利行使手段

---

---

## 第3章

### ドバイ首長国における権利行使の選択肢

---

本章では、ドバイ首長国において利用可能な主な権利行使の選択肢について考察および説明する。各選択肢の手續に含まれるすべての段階、およびその手續の予測される結果を詳述することにより、各選択肢の詳細を深く検討していく。

ドバイ首長国には、ブランド所有者によって検討される主な権利行使の選択肢は四つある。すなわち、行政上、刑事上および民事上の選択肢、ならびに、税関の措置である。

## 第1節

### 行政上の選択肢 – ドバイ経済局

このレポートの序論で述べたように、理論上は経済省が行政上の措置を行うことができる。しかし実際は、経済省の権利行使面での役割は徐々に各首長国の機関に移管されてきた。そのため、ドバイ首長国では、行政上の選択肢をドバイ経済局（Dubai Economy、DE）が行うことができる。これは、ドバイ首長国の経済的課題を設定して処理する権限を与えられた国の機関であり、以前はドバイ経済開発局（Dubai Department for Economic Development、DDED）として知られていた。DEによる権利行使は、UAE全体の模倣品取締活動において最も先進的で発達した手続の一つである。

商標の権利行使を担当するDE内の関連部署は、知的財産課であり、消費者保護・市場管理部に属している。

#### 1.1. DEの管轄権

DEの管轄権は、ドバイで営業しているすべての業者または会社に及ぶ。しかし、これは主としてドバイのオンショアを対象としており、フリーゾーンは対象としていない。

DEは、ドバイ首長国内での知的財産の権利行使の一貫性を確保するため、いくつかのフリーゾーンへのアクセスを取得しようとしている。この方向での明確な措置は、DEとジェベル・アリ・フリーゾーン庁（JAFZA）との間で署名された覚書に表されており、ドラゴン・マートというモールにおいて商標権を執行する権限がDEに与えられた。このモールは当時JAFZAの管理下にあり、このモールで営業する会社はJAFZAから許可を受けていた。このモールは、中国人投資家が完全所有している多数の会社の拠点である。これらの会社は、その多くが中国に本拠地を置く工場の出張所であり、その他は中国で製造された製品の小売業者および卸売業者である。

DEは閉まっている商業施設に立ち入ることができず、強制的に立ち入ることもない。また、居住施設にも立ち入らない。

#### 1.2. 商標の状況 – DEポータル

DEは経済省に登録されている商標についてのみ権利行使を行う。商標は、DEにも記録されるべきである。DEは商標記録および権利行使措置のためのオンライン・システム（DEポータル）を設けている。DEポータルは、ブランド所有者に対して、アカウントを作成した後以下を許可する。

- 自己の商標を経済省に登録した後にDEに記録すること
- 自己の商標記録の有効期間満了を監視すること
- DEの行う調査に関する通知を受領すること
- 記録済の商標を付され、かつ記録済の商標の商品の種類と同一の商品の種類に該当する模倣品を扱っている業者に対する苦情申立書を提出すること
- DEの市場調査、市場強制捜索およびブランド所有者の苦情申立に関する公的手数料を納付すること

### 1.3. DE の商標記録制度

DE が各商標の侵害に対して措置を講じるためには、商標登録の記録が必要である。商標を DE に記録するには、この手引書の序論に詳述した手順に従って商標を最初に経済省に登録する必要がある。

ブランド所有者は、DE ポータルを通じて数に制限なく商標登録を記録する権利を有する。商標記録は、UAE 経済省での関連する登録が失効するまで効力を維持し、当該登録の更新時に更新することができる。このことは、商標の登録および記録が有効である限り、DE が数に制限なく当該商標の権利行使措置を行うことを意味する。ブランド所有者は、登録商標の記録およびその記録の更新が可能となるためには、DE ポータルを通じてアカウントを作成する必要がある。

商標を DE に記録しようとする申請者は、DE ポータルでのユーザー名およびパスワードを取得する必要がある。ブランド所有者または法定代理人は、DE ポータルを通じてアカウントを作成した後、以下の文書を有していることを条件として、商標を記録することができる。

- 有効な商標登録証明書の写し
- 記録を法定代理人が行う場合には、有効な委任状の写し

DE への商標の記録には公的手数料がかからない。

商標登録証が更新された場合には、DE での商標記録の更新処理を、最初の記録と同一の方法によりオンラインで、更新後の登録証明書の提出により行うことができる。

### 1.4. 自発的措置

商標それぞれの登録が有効であり、その結果としてその記録が有効である限り、DE は、記録された商標に基づき自発的な強制捜索を行う。

DE は、ドバイ市場の店舗の自発的な強制捜索を行い、模倣の疑いがある製品を差し押さえる。調査対象が中小規模の業者である場合、DE は、ブランド所有者またはその代表者の関与のないまま調査を行う可能性が最も高い。しかし、対象業者が大量の製品を有する場合または DE が製品の識別に支援を必要とする場合には、DE は、調査中にブランド所有者の支援を求めることがある。そのため、以下に二つの場合を記載する。

#### 1.4.1. 小規模の自発的調査

上記に従って、DE はオンライン・ポータルを通じ、以下を記載した調査通知書をブランド所有者またはその法定代理人に交付する。

- 差押品のブランド
- 差押品の数量、および
- 調査の日

DE は、調査通知書を送付した上で、下記 1.4.3 の公的調査手数料を納付するようブランド所有者またはその法定代理人に請求する。

調査手数料の納付があった後、DE はブランド所有者に以下の情報を提供する。

- 業者の詳細事項（名称および住所を含む。）
- 強制捜査後の進展状況、すなわち罰金および廃棄についての詳細

#### 1.4.2. 大規模な自発的調査

検査官は、自発的な調査を行っている時に、かなりの数量の模倣品を有する業者を見つけることがある。その場合検査官は、ブランド所有者またはその法定代理人に連絡を取って、調査に立ち会い、製品の状況の識別手続を補助し、および、差押え全体について補助することを依頼することができる。さらに検査官は、ブランド所有者またはその法定代理人に対して以下を行うよう依頼することができる。

- 差押品と対応する真正品のサンプルを DE に提供すること
- 差押品が模倣であることを明確な根拠に基づき確認すること
- 調査の公的手数料の納付を進めること

下記 1.4.3 の手数料の納付があった後、DE は、ブランド所有者に対し、強制捜査後の進展状況、すなわち罰金および廃棄についての詳細の入手を許可する。

#### 1.4.3. 調査の公的手数料

調査の公的手数料は、1 業者／店舗につき約 278 米ドル、1 倉庫につき約 687 米ドルである。

### 1.5. 苦情申立

DE の検査官によって行われ、ブランド所有者またはその法定代理人に報告される自発的な強制捜査の他、ブランド所有者は、記録済の商標が付された模倣品を扱う市場の特定の業者に対する苦情申立書を提出することができる。

ブランド所有者は、模倣品を扱っている業者／販売店に関する正確な情報を入手している場合、DE ポータルを通じて、以下の手続に従ってオンラインで苦情申立書を提出することができる。

#### 1.5.1. 苦情申立書の作成

ブランド所有者は、苦情申立書をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が苦情申立書の英語版の作成を希望する場合、苦情申立書を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

DE は、1 商標につき 1 件の苦情申立書を受け付ける。苦情申立書が複数のブランド所有者または商標を対象としている場合、DE は、その提出物を、下記 1.5.4 の手数料徴収目的において複数の苦情申立書として扱う。

1 件の苦情申立書で対象とすることのできる業者の数に制限はない。複数の業者に対する 1 件の苦情申立書について、1 件の苦情申立の公的手数料のみが徴収される。ただし、調査手数料が別個に下記 1.5.4 に従って適用される。

実務では、苦情申立書を作成する際、以下の情報を記載することが推奨される。

- 苦情申立人の名前
- 侵害者の名前および住所
- 苦情申立人の権利および DE に記録された関連標章の詳細
- 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- 苦情申立の法的根拠
- ブランド所有者の請求
- 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提出すべきである。
- 苦情申立書には、以下の補助資料を添付することもできる。
  - 法定代理人の委任状の写し
  - 商標登録証の写し
  - 業者／販売店の所在地図、または所在場所の詳細な説明
  - 業者から購入した製品の領収書

苦情申立書、委任状および添付文書は、スキャンして DE ポータルにアップロードすべきである。

### 1.5.2. サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、DE の実務において奨励されている補助手続である。

そのため、オンラインで苦情申立書を提出した後に模倣品と真正品のサンプルを DE に提出することが推奨される。模倣品の主要な識別要素に関して対面で説明を行うために、DE の事務所を実際に訪問することが必要となる。

### 1.5.3. 苦情申立書の承認および調査

DE は、ブランド所有者または法定代理人から提出された苦情申立書を精査する。実務では、すべての情報が明白であり、必要な文書が有効であり、かつ適切に提出されている場合、DE は、1 から 2 業務日以内に苦情申立書を承認する。

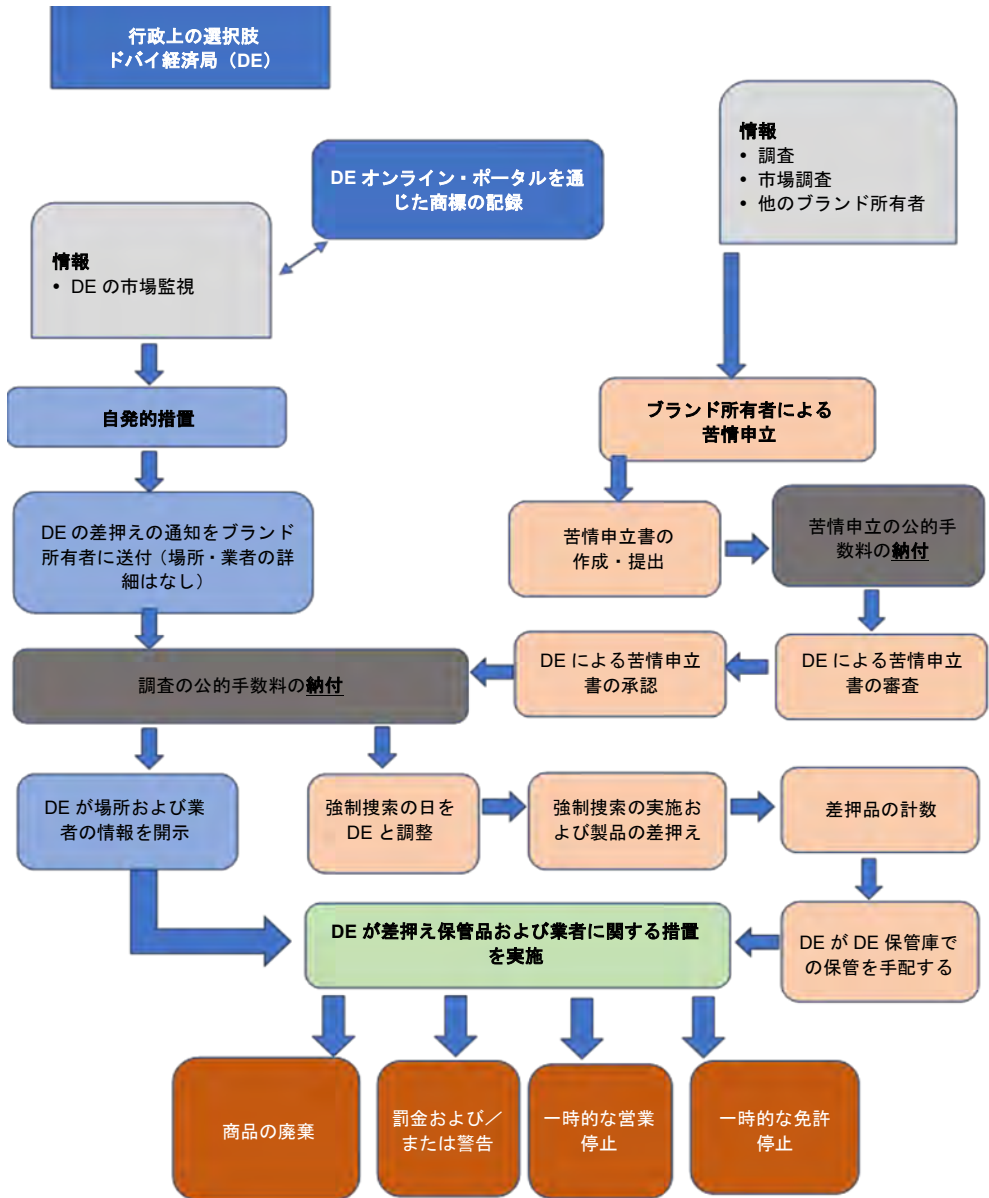
承認後、DE の検査官は、業者に対する調査について適切な日時をブランド所有者または法定代理人と協議する。

通常の実務では、DE がブランド所有者または法定代理人に、製品の特定を補助するために調査に立ち会うよう要請する。ただし、代表者またはブランド所有者は常に DE の指示に従うべきであり、DE の承認または要請を受けずに、業者と接触することも製品を検査することもしてはならない。



### 1.5.4. 公的手数料

- **苦情申立手数料:** ブランド所有者は、苦情申立書を提出すると、DE ポータルを通じて苦情申立の公的手数料の 550 米ドルを納付するよう請求される。
- **調査手数料:** 苦情申立書を DE が承認すると、ブランド所有者は、DE ポータルを通じて調査の公的手数料を納付するよう請求される。手数料は、以下のように算定される。
  - 1 から 3 業者につき 278 米ドル
  - 追加の 1 業者につき 87 米ドル
  - 1 倉庫につき 687 米ドル



### 1.6. 差押品に関する流れ

DE は、上記の苦情申立に基づき、または自発的な調査に続いて、模倣品を差し押さえる。

#### 1.6.1. 差押報告書

差押え後、DE の検査官は、差押品の数量および種類について報告書を作成し、この報告書には店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。

#### 1.6.2. 輸送および保管

DE は、すべての差押品について輸送および保管を手配する。輸送および保管の費用は DE が負担する。

非常に例外的な場合に、DE がブランド所有者に対して製品の輸送および保管に協力するよう求めることがある。これは、特定の保管条件を必要とする差押品の種類によることもあれば、DE の倉庫施設の利用可能スペースが不足していることが原因なこともある。繰り返しになるが、これは通常ではなく非常に例外的な場合にのみ行われる。

## 1.7. 差押品の廃棄

差押品は、DE が 10 から 15 業務日以内に廃棄する。ブランド所有者または法定代理人は、廃棄に立ち会うよう要請され、写真撮影を許可される。

その後 DE は、廃棄報告書を発行する。これは DE 事務局から受け取ることができる。DE は、DE ポータルを通じてブランド所有者にこの報告書を提供するようにしている。

## 1.8. 罰金および制裁

ドバイ執行評議会決議 2011 年第 13 号に従い、権利行使措置に関連して DE が科す罰金は、以下のとおりである。

	違反の内容	最初の違反	同一年における 2 回目以降の違反
1.	DE が留め置いた商品の処分	1,365 米ドル	2,730 米ドル
2.	差押報告書もしくは没収報告書またはサンプル報告書についての署名の拒絶	275 米ドル	550 米ドル
3.	営利的な展示または販売を目的とした、入手源不明もしくは正式書類のない製品または偽造文書の保持	1,365 米ドル	2,730 米ドル
4.	DE の適用法に違反する製品の製造、展示、販売、発売、または販売促進	4,095 米ドル	8,190 米ドル

DE は上記の金額を最低罰金額とみなしている。実際に DE は、はるかに高額の罰金を業者に科しており、それは 4,000 米ドルから 20,000 米ドルに及ぶ。

上記の罰金に加え、DE は、違反業者に対して以下の 1 または複数の措置を講じる権利を有する。

- 業者の施設（店舗／販売店／倉庫）を 6 カ月以下の期間閉鎖すること
- 差押品を押収し、上記廃棄を手配すること
- 侵害者の営業許可または職業免許の停止または取消を行うこと

## 1.9. 研修

DE は、ブランド所有者に帰属する真正ブランド品と模倣品とを識別する方法について DE の検査官に教えるため、詳細に及ぶ研修を検査官に対して提供するようにブランド所有者に強く推奨および奨励している。

ブランド所有者または法定代理人は、これを行うため、研修会（通常は、DE の事務所、ブランド所有者の事務所または法定代理人の施設において開催される。）の手配について DE と調整する。

この研修会は、DE の検査官がより正確な情報を取得して、これにより自発的な調査をさらに適切に行うのに役立つ。研修の資料および内容には、以下の一部または全部が含まれ得る。

- 包装の差異の詳細
- 色彩の適切な使用
- 製品の品質および仕上がりの違いに関する一般的情報
- 製品上の特有の印刷および／または彫り込み
- フォントの特有のサイズ、寸法および種類
- 製品の寸法または包装
- 商品コード、シリアル番号、またはバーコードに関する情報
- 原産国に関する情報
- 使用期限および製造日に関する情報
- DE の検査官が製品の状態を識別するのに役立つその他の情報

研修会は手続上の要件ではない。しかし、上記のとおり、DE の職員は、この研修を受けることを強く奨励されている。この研修は、ブランド、製品の種類、および模倣の状況により、年に一回以上行われることがある。ブランド所有者または法定代理人は、研修会の出席者に対して、研修資料の写しに加えて出席証明書を提供することが奨励されている。

## 1.10. オンライン業者に対する DE の権利行使

近年、DE は、オンラインで商標侵害を行う業者に対して措置を講じることを開始した。そのような侵害には、オンラインでの商標の侵害的使用を含めることができ、ウェブサイト、アプリケーションまたはソーシャル・メディア上での模倣品の掲示、販売、販売申出または広告が含まれるが、これらに限られない。

### 1.10.1. 苦情申立

上記 1.5 と同一の手続、手数料、および情報が該当する。ただし、この場合にブランド所有者は、DE に対して、業者のウェブページ／サイト／オンライン・アカウントを削除または遮断するよう要請する。

### 1.10.2. ウェブサイト／オンライン・アカウントの遮断

DE は、ブランド所有者または法定代理人から提出された苦情申立書を精査し、通常は 1 から 2 業務日以内に承認する。承認後、DE の検査官はオンライン業者に対する措置を講じる。

侵害者がウェブサイトを運営している場合、DE は、UAE 国内の当該ウェブサイトを遮断するために電気通信規制当局に連絡する。そのウェブサイトには UAE 国内でアクセスすることができなくなる。

侵害者がソーシャル・メディア・プラットフォーム上のアカウントのユーザーである場合、DE は、当該アカウントを遮断／削除するよう当該プラットフォームに対して苦情申立書を提出する。

### 1.11. 結論

DE は、UAE での模倣品取締りにおいて最も自発的な機関の一つである。DE は常に、知的財産権の執行を向上させる新たな改善策に取り組もうとしている。DE はまた、著作権などのその他の権利を対象とするその他の知的財産の権利執行措置を担当することも検討している。

DE による権利執行には、公的手数料の納付が必要となる。しかしブランド所有者は、製品の輸送および保管費用を抑えられる。公的手数料の概要を下表に再掲する。

ドバイ経済局による権利行使－公的手数料				
措置の種類	商標記録	苦情申立	店舗／倉庫の調査	保管
自発的な措置	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1 業者／店舗につき 278 米ドル</li> <li>• 1 倉庫につき 687 米ドル</li> </ul>	なし
苦情申立	なし	550 米ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3 業者まで 278 米ドル、追加 1 業者につき 87 米ドル</li> <li>• 1 倉庫につき 687 米ドル</li> </ul>	なし

業者に科される罰金は、他の機関と比較して高額であり、廃棄は適時に行われる。

DE による権利執行は、UAE 全体で最も効果的なものの一つである。DE の権利行使手続の概要については、本節の図表を参照されたい。

## 第2節

### 刑事上の権利行使 — ドバイ警察

すでに述べたように、商標侵害については刑事責任が発生する。そのため、すべての首長国の警察は、明確な商標侵害行為に対して商標権を執行する権限を与えられている。

ドバイでは、刑事上の権利行使の選択肢は、ドバイ警察への正式な告訴状の提出により開始される。ドバイ警察は、このような告訴状について UAE 内で最も対応の早い当局の一つであるとともに、商標の権利行使に関する事項について他の首長国の同様の当局よりも経験を有している。

商標の権利執行を担当するドバイ警察内の関連部署は、ドバイ警察の本部に属する経済犯罪課である。

#### 2.1 ドバイ警察の管轄権

ドバイ警察の管轄権は、ドバイで営業する個人または会社の活動すべてに及ぶ。そのため、オンショアかフリーゾーンかを問わず、ドバイのあらゆる場所で権利行使措置を講じる権限を有している。ドバイ警察が犯罪を取り締まる責任を負う法執行機関であることがその理由である。フリーゾーンにおいてか否かを問わず、ドバイで行われた犯罪については、ドバイ警察が適切な措置を講じる管轄権を有する。

実務上、ブランド所有者は、フリーゾーンの業者に対する告訴状を提出する場合、措置が円滑に行われるように、関連フリーゾーン庁側とドバイ警察側との間の調整を行うことが必要となる。

検察官から適切な令状により、ドバイ警察は閉まっている営業施設に強制的に立ち入ることができ、居住施設に立ち入ることもできる。

#### 2.2 商標の状況

ドバイ警察は、経済省に登録された商標のみについてその保護期間中に限り権利を執行する。ドバイ警察に商標を記録する追加要件はない。

#### 2.3 告訴状

ブランド所有者が模倣品を扱う業者／販売店に関して正確な情報を入手している場合、以下の手続によりドバイ警察本部の経済犯罪課に告訴状を提出することができる。

##### 2.3.1 告訴状の作成

ブランド所有者は、告訴状をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が英語版の告訴状の作成を希望する場合、告訴状を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

実務では、告訴状を作成する際、以下の情報を記載することが推奨される。

- 告訴人の名前
- 侵害者の名前および住所
- 告訴人の権利および関連する登録商標の詳細
- 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- 告訴の法的根拠および活動に刑事責任が発生する理由
- ブランド所有者の請求
- 告訴状には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提出すべきである。
- 告訴人は、以下の補助資料も提出すべきである。
  - 法定代理人の委任状の写し
  - 商標登録証の写し
  - 業者／販売店の所在地図、または所在場所の詳細な説明
  - 侵害者から購入した模倣品の領収書

告訴状は、紙ベースでドバイ警察本部に提出すべきである。告訴状に記載することができる業者および商標の数に制限はない。

### 2.3.2 サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、ドバイ警察に告訴状を提出するにあたり重要な手順であり、告訴状の承認の決定に重大な影響を与える。

そのため、模倣品から侵害者を突き止めるのに役立つ領収証を添えて、模倣品と真正品のサンプルをドバイ警察に提出することが推奨される。

### 2.3.3 告訴状の承認

ドバイ警察は、ブランド所有者または法定代理人から提出された告訴状を精査する。ドバイ警察は、必要に応じて追加情報を提供するようにブランド所有者に依頼することができる。警察が告訴状の承認の可否に関する最終決定をブランド所有者に伝えるのに最長で1週間かかることがある。

ドバイ警察が追加情報を必要としない場合、関連する捜査官がドバイ検察庁に連絡する。検察官は事件を審査し、告訴状を承認する場合には、検察庁はドバイ警察に対して、業者の強制捜索を行って製品を差し押さえるための検察庁令状を交付する。

### 2.3.4 公的手数料

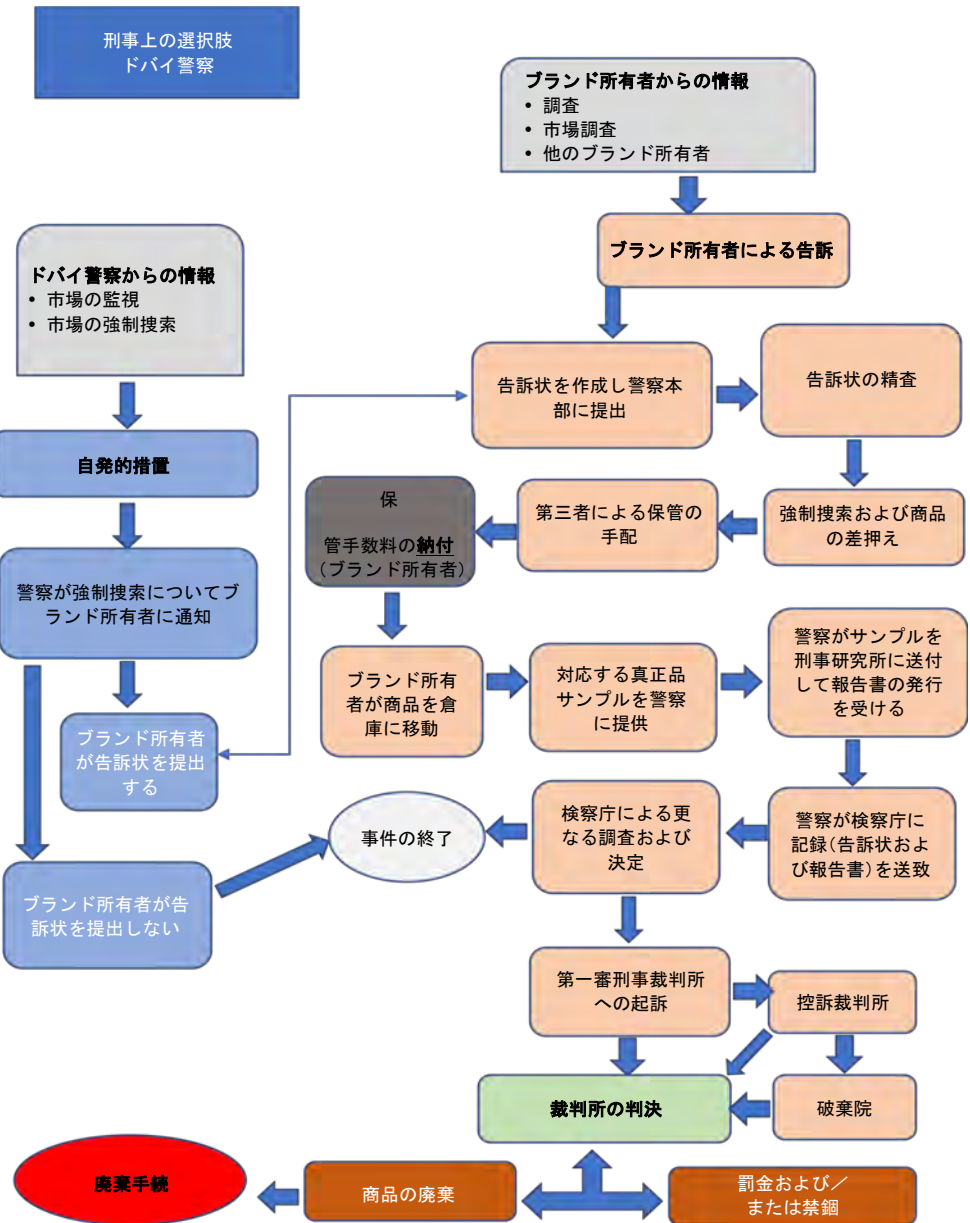
ドバイ警察への告訴状提出は無料である。適用される公的手数料はない。後の段階で、ブランド所有者が刑事手続に民事当事者として参加しようとする場合に、裁判所の公的手数料を納付する必要がある。これについては以下 2.9 において詳細に考察する。

## 2.4 検察庁令状

検察庁令状の内容は、強制捜索の間にドバイ警察が行うことができることとできないことを指示するものであるため、非常に重要である。

そのためブランド所有者は、ドバイ警察が適切な令状を申請することができるように、通常とは異なる特定の措置を講じるようドバイ警察に要求する場合には、極めて明らかにする必要がある。例えば、ブランド所有者が強制搜索の時には施設が閉まっている可能性があることを知っている場合、このことをドバイ警察に説明して、強制的に立ち入る権限を明確に与える令状をドバイ警察が取得できるようにする必要がある。同様に、製品が居住施設で販売されている場合、令状は、警察に対して居住施設に立ち入る権限を明確に与えるものとする。

ここで特筆すべき重要なことは、この段階でブランド所有者は検察官と接触していないことである。ドバイ警察は、この段階でドバイ検察庁と連絡を取っている唯一の関係者であり、適切な令状を申請して取得する責任を負う。



## 2.5 警察の強制搜索（レイド）

告訴状が承認され、適切な令状を検察官から取得すると、ドバイ警察は、業者に対する強制搜索について手配するためブランド所有者に連絡する。強制搜索手続は、以下の段階を経る。

### 2.5.1 覆面購入

ドバイ警察は、被疑侵害者が強制搜索時に犯罪行為を行っているところを目撃する必要がある。

そのために、ドバイ警察は、ブランド所有者に対して、強制搜索時に警察によって目撃されるように業者から商品を購入する手はずを整えるよう依頼する。ブランド所有者または法定代理人は、ブランド所有者の商標を付された模倣品を差し押さえるために、引渡しの最中に強制搜索を行うようにドバイ警察と調整する。最も重要なことは、覆面購入を注意深く行うことである。ブランド所有者は、すでに売りに出されている製

品のサンプルの購入のみを求めるものとする。ブランド所有者は、わなの抗弁を回避するため、売りに出されていない製品を注文すべきではない。

### 2.5.2 強制捜索手続

ドバイ警察は、強制捜索場所に数人の捜査官を差し向ける。ブランド所有者の代表者は、製品の識別を補助するために強制捜索に立ち会う。ただし、ブランド所有者の代表者は常に警察の指示に従うべきであり、警察の承認または要請を受けることなく、業者と接触し、または、製品の検査をするべきではない。

捜査官は、製品を差し押さえ、業者の施設における責任者を逮捕する。

### 2.5.3 差押報告書

差押え後、ドバイ警察は、差押品の数量および種類を記載した強制捜索報告書を作成し、この報告書には、店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。

### 2.5.4 輸送および保管

ドバイ警察は、保管施設も輸送トラックも有しないため、ブランド所有者に対して、製品の輸送および保管を手配するよう依頼する。結果として、ブランド所有者が事件終結まで輸送および保管の費用を支払う。

保管会社は、保管会社がドバイ警察の差押報告書に記載の製品を保管する旨を確認するドバイ警察宛ての書簡を作成する必要がある。

ブランド所有者は、保管費用をすべて負担する旨の確約書に署名する。

通常、保管および引渡しの費用は1日単位および1立方メートル単位で計算される。保管費用は当然会社によって異なるが、以下は、市場において見られる概算料金である。

倉庫保管および取扱の概算費用	
有蓋倉庫料金	1日当たり1立法メートルにつき2米ドル
倉庫取扱料金（入庫および出庫）	1日当たり1立方メートルにつき20米ドル

## 2.6 供述書

ドバイ警察は、被逮捕者およびブランド所有者の代表者を警察署に連れて行く。

警察署では、捜査官が関係者（ブランド所有者の代表者を含む。）の供述書を作成する。すべての関係者が取り調べおよび捜査の記録書に署名する。

供述書には、以下を記載する。

1. 強制捜索が行われた日
2. 刑事告訴状の提出日



3. 差押品の総数量
4. 差押品の保管場所

その後警察は、検察官に連絡して、保釈金により被逮捕者の釈放を請求する。実際には、釈放と引き換えに警察が被逮捕者の旅券を差し押さえる。

## 2.7 犯罪研究所

ドバイ警察は、差し押さえた模倣品サンプルと同一の真正品サンプルを提出するようブランド所有者に要請する。このサンプルは、できる限り、差し押さえた模倣品に記載された国と同じ国において製造されたものであるべきである。その後ドバイ警察は、模倣品と真正品のサンプルを犯罪研究所に送付して報告書を作成させる。

犯罪研究所は、ドバイ警察に属し、科学捜査分析を担当する研究所である。模倣防止課は、偽造部に属する。この課には、偽造の専門家集団が属しており、ドバイ警察から付託された多数の事件を通じて、模倣品を検査する専門技能を発展させている。

犯罪研究所は、提供されたサンプルを検査した上で、差押品の状況を確認する報告書を作成し、上記をドバイ警察に返送する。

## 2.8 検察官への事件の送致

上記の手順をすべて確実にした後、ドバイ警察は、事件を検察庁に送致する。

記録が検察官に到着すると、次の段階の捜査が開始される。検察官は、被疑者を取り調べ、さらにほとんどの場合にブランド所有者の代表者を呼び出して、別に供述書を別に作成する。

## 2.9 刑事裁判所

検察官が捜査を完了すると、検察庁がドバイ刑事第一審裁判所に刑事訴訟を提起する。これは1名の裁判官により行われる。

訴訟手続の当事者はドバイの検察官および被告人である。ブランド所有者は、この訴訟手続の当事者ではない。ブランド所有者は、警察での告訴人であり事件の証人であり続けるが、当事者ではない。そのため裁判所は、ブランド所有者の代表者に対して、裁判所に出頭して証言を行うよう依頼することができる。

ブランド所有者は、審理の最新情報に関してドバイの検察官に連絡することができる。

ブランド所有者が訴訟手続の当事者となることを希望する場合、起訴事件を審理している刑事裁判所に民事請求を提起して、刑事手続に民事請求を追加するよう求めることによりこれを行うことができる。ブランド所有者は、当該事件において民事請求のみを担当する。

### 2.9.1 上訴段階

第一審裁判所の判決については控訴裁判所への控訴が可能であり、控訴裁判所の判決については破棄院への上告が可能である。

被告人およびドバイの検察官は、第一審裁判所の判決について（その言渡の日から 15 日以内に）控訴裁判所に控訴する権利を有する。

被告人およびドバイの検察官は、控訴裁判所の判決について（その言渡の日から 30 日以内に）破棄院に上告する権利を有する。

裁判所命令を取得するための手続全体で、12 から 18 カ月かかる。この期間中、製品はブランド所有者の費用負担により保管される。

ブランド所有者は、事件の民事当事者として自己の請求に関連する裁判所の判決に対してのみ上訴を行う権利を有する。

## 2.9.2 確定判決

実務上、模倣品の販売者に対して刑事事件においてドバイの裁判所が科す制裁は、1,500 米ドル以上 3,000 米ドル以下の罰金である。例外的な場合には、これよりかなり高額な罰金および禁錮の決定が行われることがある。

裁判所は、模倣品の没収および廃棄も命じる。

## 2.10 差押品の廃棄

裁判所の命令が確定した後、差押品の廃棄を手配するために、ブランド所有者または法定代理人は以下の手続を行うべきである。これには、以下のとおり複数の機関の調整および関与が含まれる。

- 検察庁のウェブサイトを通じて差押品廃棄のオンライン申請書を提出する。
- 廃棄を許可する文書を取得するために検察庁の「押収品課」を訪問する。
- 検察庁の文書は、ドバイ警察に提出されなければならない。
- ドバイ警察は、ドバイ政府に提出すべき許可書をドバイ政府のウェブサイトを通じて提出する。
- その後ドバイ政府が、差押品の検査を行う職員を指名し、廃棄日を決定する。
- 廃棄の日が決定されると、ドバイ警察の文書の写しが保管会社へ送付される。これには、ドバイ政府の職員の指定する場所に製品を届けるよう要請する、ブランド所有者または法定代理人の署名した文書が添付される。
- ドバイ政府が廃棄を行い、その上で廃棄報告書を発行する。
- 製品の輸送および廃棄に関連する費用は、ブランド所有者が支払う。

## 2.11 結論

ドバイ警察は、模倣品取締りについての経験が豊富である。捜査官は、親切で非常に対応が早い。

ドバイ警察による権利行使は、適用される公的手数料がないため無料である。しかし、ブランド所有者は、製品の輸送および保管の費用を負担する必要があるため、刑事訴訟手続の終了までかなりの費用がかさむ可能性がある。その費用の概要は、以下のとおりである。

ドバイ警察および刑事裁判所 ー 公的手数料				
措置の種類	商標記録	告訴状	店舗／倉庫の調査	保管
自発的措置	なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"><li>• 1 日当たり 1 立方メートルにつき 2 米ドルの有蓋倉庫料金</li><li>• 1 日当たり 1 立方メートルにつき 20 米ドルの倉庫取扱料金（入庫・出庫）</li></ul>
告訴	なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"><li>• 1 日当たり 1 立方メートルにつき 2 米ドルの有蓋倉庫料金</li><li>• 1 日に当たり 1 立方メートルにつき 20 米ドルの倉庫取扱料金（入庫・出庫）</li></ul>

罰金には裁判所命令が必要である。命じられる罰金は、損害および模倣者の行為に比例したものではない。この罰金は低額であり、抑止力に欠けるとも考えられる。

廃棄にも裁判所命令が必要である。そのため終了までに 1 年以上かかる。

閉まっている施設または居住施設に関しては、権利行使において利用するにはドバイ警察が適切な機関となる。このような場所には、検察庁令状がある場合にのみ立ち入ることができ、検察庁令状が交付されるのは警察のみである。警察は、製品がフリーゾーンで保管されている場合にも適切な機関となる。刑事上の権利行使手続の概要については、本節の図表を参照されたい。

## 第3節

### 民事上の選択肢 – ドバイ首長国の民事裁判所

民事裁判所はあらゆる民事紛争を審理する一般的な管轄権を有する裁判所である。商事裁判所および行政裁判所はすべて、民事裁判所内に設置された判事室または巡回裁判所である。

民事裁判所は、商標の権利行使を審理する第一次管轄権を有している。しかし、この手続は、紛争を終結するためにかかる費用および時間のため、一般的には用いられていない。

本節では、ドバイにおける民事上の権利行使の手続およびその他の特徴を扱う。

#### 3.1 ドバイ民事裁判所の管轄権

ドバイ民事裁判所の管轄権は、ドバイ全域に及ぶ。

裁判所は、ドバイのいかなる場所で発生した侵害行為についても、ドバイに本拠を置きまたは居住する者の行った侵害行為についても審理することができる。

#### 3.2 商標の状況 – ドバイ民事裁判所

##### 3.2.1 未登録の権利

民事裁判所は、商標における登録済および未登録の権利について検討する。

商標登録は、所有権に関する強力な証拠である。しかし、登録によって商標の専有的権利が与えられるわけではない。そのような権利は商標の使用から生じる。上記のとおり、これは破棄院の下した判決により確立されている。他の判決の例としては、専有的権利が商標の最初の使用から発生する旨を確立した 2010 年の最高裁判所事件番号第 361 号があり、これは、以下のように述べている。

*使用の優先性に関して言えば、商標権は、商標を最初に使用した者のためのものである。ただし登録され、さらに所有が争われることなく 5 年間継続して使用されている場合はこの限りではない。登録は、商標の専有的権利を与えるものではなく、所有の権利を宣言するものにすぎない。*

そのため、UAE の民事裁判所は、商標登録がない場合に、商標権が最初の使用から生じるときには常に未登録の権利を保護する。さらに、民事裁判所は、周知商標の権利についても執行および承認を行う。上記のとおり、周知商標の保護は、UAE 内での商標の登録または使用を必要とすることなく、商標法第 4 条に基づき確保されている。その判断基準は、標章の名声が原産国の国境を越えて他国に及んでいるか、および UAE の関係する消費者が知っているかである。

この原則は UAE において法律および裁判所実務に基づき確立されているが、他の権利執行機関は、これを適用していない。それには事実および法律の分析が必要となること、および当該権利の証明に裁判所が適切な場所であることが理由である。他の権利執行機関には、未登録の権利の執行可能性について判断するための専門技能、経験が十分でなく、多くの場合、未登録の権利の保護の問題が生ずる度に裁判所を当事者に紹介することになる。

### 3.2.2 類似性による侵害

民事裁判所は、単純に同一な標章にとどまらず、混同を生じさせるほど類似する標章から発生する侵害についても審理する。そのため、ブランド所有者が単純な模倣品でない製品に対して自己の商標の権利行使を行おうとする場合、民事手続を検討すべきである。

他の機関は、類似の程度の評価が複雑であるため、類似しているが同一でない標章に対する措置を講じることに消極的である。ほとんどの機関は、そのような措置についてはブランド所有者に民事裁判所を紹介することになる。

破棄裁判所は、商標間の類似性の程度を評価する判断基準をいくつか確立している。その判断基準は以下のとおりである。

- 消費者が実際に混同したかではなく、混同する可能性があるかを基準とすること
- 消費者が専門的知識を有する警戒的な消費者ではなく、平均的消費者であること
- 商品の種類における類似性（すなわち、類似性が高ければ、混同の可能性も大きくなる。）
- 商標を比較する際、裁判所は、各商標の細部ではなく商標を全体として審査する。
- 裁判所はまた、商標を並べて比較するのではなく、商標を個別に見て比較する。
- 裁判所はまた、標章の相違ではなく標章の類似点を審査するとともに、類似点のみで平均的消費者に混同が生じるかを評価する。

### 3.3 民事裁判所を利用する場合

民事請求の目的は、侵害行為の中止および賠償の請求である。

商標法の下では、以下を行うために民事裁判所に訴えを提起することができる。

- 下記第 41 条に基づき、緊急事項裁判所に保全措置を求めて提起する。

「商標所有者は、民事または刑事の訴訟を提起する前であっても、いつでも、当該商標の登録を示す公式証明書を付した申立により、必要な予防的措置（特に以下のもの）を講じるための命令を管轄裁判所から取得することができる。

1. 本法に定める犯罪を行う際に使用されている、または使用された機械および用具、ならびに犯罪の対象である標章または表示が付されていた可能性のある現地のもしくは輸入された製品もしくは商品、店舗の住所、包装、紙類、またはその他の物について、詳細に記載および説明した報告書を作成すること
2. 前条に定める物について、必要な場合に仮差押えを受けた者に補償するために裁判所の見積もる保証金を申立人が提出した後に、仮差押えを行うこと

裁判所は、予防的措置の実施を補助する 1 名または複数の専門家を任命することができる。著名商標の所有者は、標章登録を立証する証明書の提出を免除されるものとする。」

- 下記第 40 条に基づき、主たる民事裁判所において侵害についての賠償を請求する。

「本法第 37 条および第 38 条に定める行為の結果として損害を受けた者は、その受けた損害について当該行為に責任を負う者に対して適切な賠償を請求するため、管轄民事裁判所に訴訟を提起することができる。」

### 3.4 緊急事項裁判所

保全措置は、基となる訴訟原因の判断があるまで両当事者間の地位を規定するために行う暫定的な裁判所命令である。ブランド所有者は、商標侵害請求の完全な裁判が行われるまで自己の商標権を侵害から保護するために保全措置を求める権利を有する。

UAE における保全措置に関する詳細なルールは、以下に定められている。

- 商標法第 41 条
- 民事訴訟法第 140 条および第 252 条

#### 3.4.1 必要文書

保全措置を求めるにあたり、商標所有者は、裁判所に対して、侵害品、販売促進資料、看板、または、当該商品を製造するために用いられた設備もしくは用具を仮差押え（すなわち押収）するよう請求する。商標所有者は、緊急事項裁判所に対して以下を提出しなければならない。

- a) 商標登録証、または
- b) 関連の商標の名声に関する証拠
- c) 侵害についての一応の証拠、および
- d) 保証金。その金額は、申立人が押収を求める商品の価格に応じて裁判官が見積もる。

保証金の目的は、申立人が訴訟を提起し、または自己の正当性を証明しない場合に、保全措置の結果としての商品の仮差押えに起因する被申立人の損失を補償することにある。

#### 3.4.2 手続

保全措置の申立は通常、緊急事項裁判所が申立日後 2 から 5 業務日以内に処理する。

緊急事項手続には、第一審裁判所、控訴裁判所、および、破棄院の 3 段階がある。第一審裁判所での申立では、一方当事者についてのみ審理する。敗訴の場合、申立人は不服申立を行うことができ、これにより同じ裁判所（第一審）で相手方当事者の立会の下に同一案件が再審理される。裁判所はその後、理由をすべて記載した書面での判決を下さなければならない。

書面での判決については、その後、控訴裁判所に控訴することができる。控訴裁判所の判決についても、破棄院に上告することができる。

上訴手続はすべて、上訴内容を審理する裁判所が執行停止を命じる暫定的決定を発しない限り、上訴された判決の執行に対して効力を有しない。本案の訴訟は、緊急事項訴訟について上訴がなされたか否かに関わらず継続する。

すべての段階のすべての手続を経ると、12 カ月もかかることがある。しかし、上訴が提起されない場合には 1 カ月もかからずに事件が終了することもある（10 日ほどの短期間の事件もある）。

裁判所が命令を発すると、申立人は 30 日以内に執行の日を申請する。その後裁判所は、執行官によって執行する日を決定する。

命令が執行されると、申立人は、8 日以内に本案の訴訟を提起することを要する。管轄裁判所は、民事訴訟に関する連邦法第 11/92 号により指定される。これは、保全措置の一般的原則を定めた法律である。

### 3.4.3 保証金

「本法に定める犯罪を行う際に使用されている、または使用された設備および用具、ならびに当該商標の付された現地のもしくは輸入された製品もしくは商品、または店舗の看板、包装、文書その他のものについての詳細な説明」を伴う目録の作成を裁判所が命令することのみを求める申立の場合、保証金は必要ない。しかし、製品の仮差押えが必要な場合には、裁判所が保証金を決定し、申立人がこれを納付しなければならない。

申立人が上記の 8 日の期間内に裁判所に申立を行わず、または本案の訴訟手続を行った上で敗訴した場合について、商標法第 42 条は、相手方当事者が申立人に対して損害賠償を求める訴訟を提起することができる」と規定している。この訴訟は、「8 日の期間」の満了日または訴訟における確定判決の日から 90 日以内に提起しなければならない。

保証金は、上記の 90 日の期間が経過する前に返還を受けることはできない。

## 3.5 民事上の請求

民事上の請求については、以下の 3 通りの方法のいずれかに従うことが可能である。

- 独立した民事訴訟を民事裁判所に提起する。
- 進行中の刑事手続に付随する民事訴訟を刑事裁判所に提起する。
- 上記のとおり、保全措置の執行の後 8 日以内に民事訴訟を提起する。ブランド所有者は、本案の民事訴訟を犯罪の告訴状と併せて提起すること、または、これを別個に提起することができる。

### 3.5.1 手続

訴訟には三つの段階がある。第一審裁判所、控訴裁判所、および、破棄院である。

第一審裁判所での判決には 12 から 24 カ月かかる可能性がある。控訴裁判所、そして破棄裁判所への上訴は非常に頻繁に行われている。上訴は通常、約 12 カ月かかる。

UAE では裁判所に出頭することができる者を制限する非常に厳格な規則があり、現地の弁護士を選任することが要求される。

すべての文書はアラビア語で作成する必要があり、証拠については法律翻訳者が翻訳（および宣誓）しなければならない。原本の公証および翻訳文の認証も要求されることがある。これにより費用が大幅に増加する可能性がある。

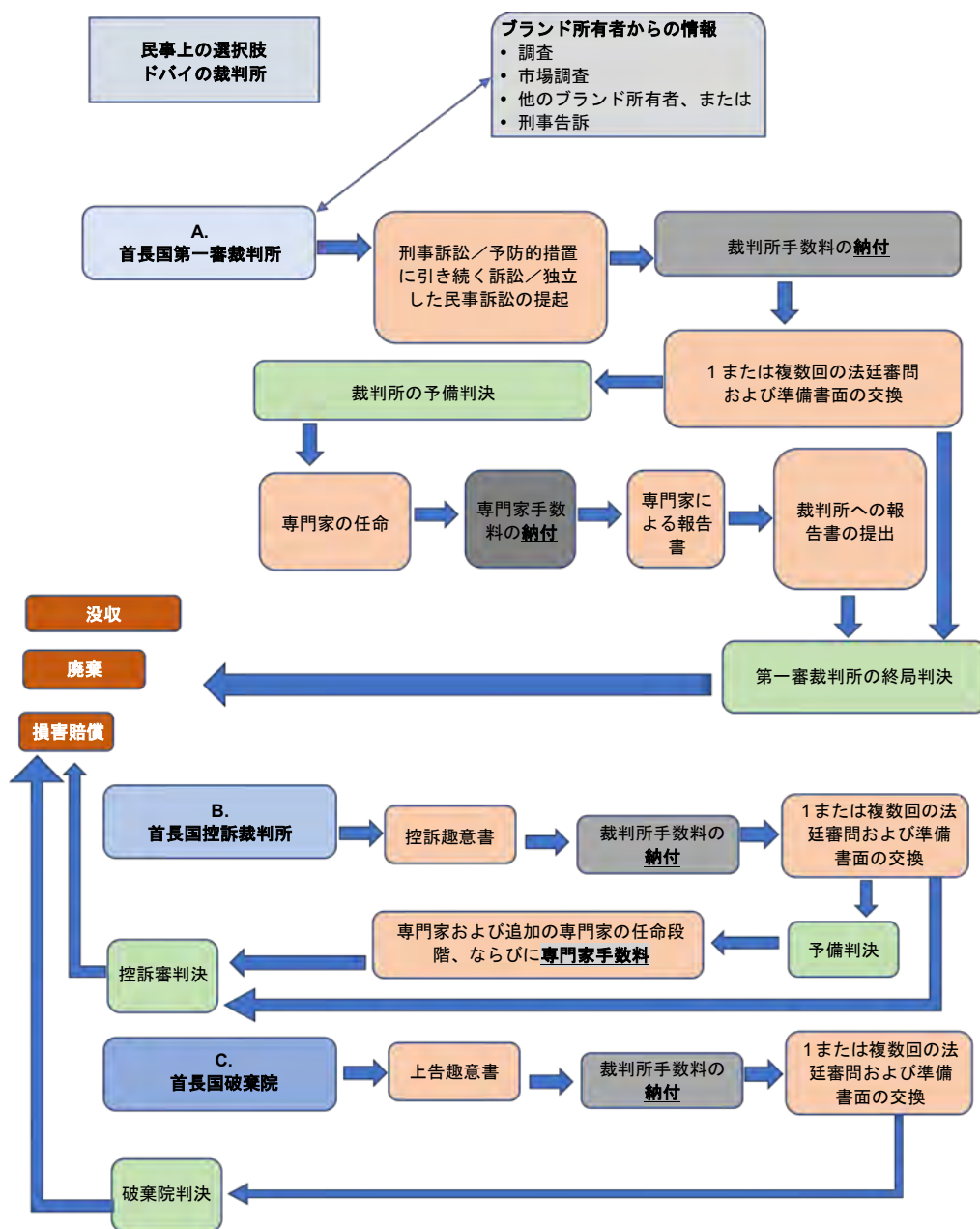
裁判所は通常、侵害の問題を検討する「専門家」を任命する。両当事者は、専門家の意見に賛成または反対する主張（書面）および専門家の作成した文書を反駁する証拠を追加提出する権利を有する。専門家の意見は、裁判所に対する拘束力を有しない。両当事者は、他の専門家の任命（裁判所の裁量による）、または自己の専門家の任命を請求することもできる。訴訟手続において複数の専門家が任命されることは珍しいことではない。

### 3.5.2 裁判所の判決

商標法第 43 条では、認められる裁判所命令を列挙している。

「裁判所は、民事または刑事事件において、差し押さえた物もしくは後に差し押さえる物について没収を命令すること、および罰金もしくは賠償額からその代金を控除すること、または裁判所の適切とみなすその他の方法でこれらの処分を命令することができる。裁判所はまた、違法な標章の廃棄を命令すること、または必要な場合に、当該標章を付され、もしくは違法な表示を付された製品、包装、包装材、およびその他のもの、ならびに特に模倣行為に用いられた機械および器具について廃棄を命令することができる。裁判所は、上記のすべての行為を、無罪判決の場合でも命令することができる。裁判所はまた、有罪判決を受けた者の費用負担により、官報または日刊紙 1 紙で判決を公表することを命令することができる。」

したがって、裁判所命令としては、以下が認められることになる。





**没収**：裁判所は、製品の没収を命令することができる。これは、ほとんどの場合は永久的差押え、そしておそらく差押品の廃棄と解釈される。

**廃棄**：裁判所は、差押品または製品上の侵害標章、ブランド所有者の商標の付された包装材、ならびに模倣行為に特に用いられた手段（機械または用具など）の廃棄を命令することができる。

**補償**：商標法第 40 条は、ブランド所有者／原告に対し、「被った損害に見合った賠償」を請求することを認めている。実際は、被った損害については裁判所の任命した専門家が査定して認定するはずであり、ここで留意すべきは、損害賠償が実際かつ現実のものに限られるため、精神的損害または将来の利益の損失が当然に除外されることである。

**公表**：裁判所はまた、敗訴当事者の費用負担により、官報または日刊紙 1 紙に命令を公表することを命じることがある。

### 3.5.3 控訴裁判所および破棄院

第一審裁判所の判決が出された後、当事者は、判決について控訴裁判所に対し、さらに破棄院に対して上訴を行う権利を有する。

#### a) 控訴裁判所

第一審裁判所の判決に対して、当事者は終局判決の出された日から 30 日以内に控訴裁判所に控訴することができる。控訴裁判所に請求全体を提起することができ、証拠を追加提出することができる。しかし、第一審裁判所において請求しなかった救済措置を追加して請求することは認められない。

#### b) 破棄院

控訴裁判所の終局判決が出された日から 60 日以内にドバイ破棄院に対してさらに上告することができる。控訴裁判所と異なり、ドバイ破棄院は、法律問題を審理するものであり、事実問題を審理することはない。換言すると、上訴人は、下級裁判所が法律上の誤りを犯しており、自己の訴訟上の不可欠の権利を奪い、証明された事実の解釈を誤り、または、証明され文書化された事実と矛盾していることを示さなければならない。

## 3.6 公的手数料

公的裁判所手数料に関する 2015 年ドバイ法第 21 号は、以下のように手数料を規定している。

### 3.6.1 第一審裁判所

- 13 万 6,240 米ドル以下の請求について、5,450 米ドル
- 13 万 6,241 から 27 万 2,480 米ドルまでの請求について、8,175 米ドル
- 27 万 2,480 米ドルを超える請求について、1 万 900 米ドル

### 3.6.2 控訴裁判所

控訴段階における公的手数料は、第一審裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセントである。

### 3.6.3 破棄裁判所

破棄院段階における公的手数料は、控訴裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセントである。

上記の裁判所手数料は、賠償請求額、または事件の対象である請求の総額に基づいて裁判所によって査定される。

### 3.7 結論

民事上の権利行使は、費用も時間もかかる。この方法は主として、事件が単純でない場合またはブランド所有者が判例を作ろうとする場合に推奨される。

例えば、通常と異なる商標、例えば立体商標、匂いの商標、音の商標、単色商標などの権利行使については、他の機関では権利執行措置を講じることに消極的であるため、民事訴訟が必要となる可能性がある。

さらに、未登録商標、例えば限定された地域で使用される商標または国際周知商標から発生する権利の行使でも、民事訴訟が必要となる可能性がある。

ドバイの裁判所は、UAE 全体で知的財産の権利行使の経験が最も豊富な裁判所の一つである。そうではあるが、裁判所での知的財産事件の数は、先進的な他国の事件の件数より少ない状態が続いている。裁判所手続の概要については、本節の図表を参照されたい。

この種類の措置に関する手数料を下表に要約する。

ドバイの民事裁判所 - 公的手数料				
民事裁判所	専門家	文書の翻訳	裁判所手数料	記録の謄写
第一審裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル	1 ページにつき 35 米ドル。該当する場合には認証手数料が追加されることがある。または 1 文書につき約 2,500 米ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 13 万 6,240 米ドル以下の請求について <b>5,450 米ドル</b></li> <li>- 13 万 6,241 米ドルから 27 万 2,480 米ドルの請求について <b>8,175 米ドル</b></li> <li>- 27 万 2,480 米ドルを超える請求について <b>1 万 900 米ドル</b></li> </ul>	1 ページにつき <b>3 から 4 米ドル</b>
控訴裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル		第一審裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき <b>3 から 4 米ドル</b>
破棄院	なし		控訴裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき <b>3 から 4 米ドル</b>

## 第4節

### ドバイ税関

2006年10月1日、ドバイ税関は、登録商標の記録および苦情申立書の提出を扱った方針 11/DCP/2006 を発した。

#### 4.1 ドバイ税関の管轄権

方針 11/DCP/2006 は、ドバイ首長国においてのみ適用される。また、税関検査における製品にのみ適用される。フリーゾーン内の製品であって、UAE 外での販売を目的としてフリーゾーンに保管されている、または、輸送中であるためにドバイ市場向けでないものについては、いまだ課題が残る。ドバイの税関は、このような製品に対して措置を講じることに消極的である。

#### 4.2 商標の状況

商標は、経済省に登録しなければならない。商標登録の記録は、ドバイ税関が措置を講ずるために必須であり、UAE 経済省における関連する登録が失効するまで効力を維持する。

#### 4.3 商標記録制度

商標記録は、注意表示として機能する。理論上、ドバイ税関は、記録商標の付された輸入品または輸出品に注意して、模倣品を含む疑いのある貨物を差し押さえる。実際には、ドバイ税関は、輸入品のみに注意を払う。

連邦レベルで商標登録を行うことにより保護を与えられるにもかかわらず、ドバイ税関による権利行使の実行のためには上記の記録が依然として必要である。

ドバイ税関が模倣品を識別する能力は、記録の申請において提出される詳細事項の程度、および、年に通常1または2回開催される公式セミナーにおいてドバイ税関に提供される研修にかかっている。記録の更新は、商標登録の更新時に行うことができる。ドバイ税関は近年、紙ベースの申請を行うためにドバイ税関本部を訪れる代わりに、オンラインで商標を記録するオンライン・サービスを導入した。

#### 4.4 記録申請

オンラインで申請しない場合、記録申請はアラビア語によらなければならない、以下を記載すべきである。

- 商標所有者およびその UAE における代表者（存在する場合）に関する全詳細
- ブランド所有者の業種
- 商標の詳細

記録申請の補助資料として、以下の文書および情報が必要である。

- 適法に公証され、作成国にある UAE 大使館で認証された委任状
- 有効な登録商標証明書の写し

- 税関記録を補助するための追加情報。追加情報は、模倣品に関する日常の検査において税関検査官を補助するために提供する。以下の情報を反映した提示物を提供することが推奨される。
  - 商標が使用されている製品の詳細
  - 真正品の原産国および証拠ならびに商品が模倣品であることを示す他の証拠の有無に関する情報
  - 真正品上の商標の特徴および模倣者がしばしば間違える点（スペースの有無、商標の要素間の比率など）
  - バーコード／商品コード／バッチ・コードなど、および標準書式または要求事項
  - 真正品の輸送経路および疑わしい輸送経路
  - UAEにおける正規輸入業者または代理店（リストが長くない場合）
  - 真正品と模倣品との違いを示す画像

## 4.5 ドバイ税関への苦情申立の手続

### 4.5.1 税関の通知

商標が記録されると、ドバイ税関はその裁量により、模倣の疑いのある貨物についてブランド所有者または法定代理人に通知し、以下の手配をブランド所有者に要請する。

- 押収品のサンプルを受け取るためにドバイ税関事務所に出頭すること
- 受け取ったサンプルを分析し、3日以内にその状況を確認すること

### 4.5.2 税関の苦情申立

商品が模倣品であると特定されると、ブランド所有者または法定代理人には、ドバイ税関の指定する期間内（通常は2から3業務日）に苦情申立書を提出する選択権が与えられる。

苦情申立書を作成して提出した後、公的手数料を納付しなければならない。

ブランド所有者は、苦情申立書をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が苦情申立書の英語版の作成を希望する場合、苦情申立書を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

實際上、苦情申立書を作成するに際して、以下の情報を記載することが推奨される。

- 苦情申立人の名前
- 税関の通知番号
- 苦情申立人の権利およびドバイ税関に記録した関連する商標の詳細
- 苦情申立の法的根拠
- ブランド所有者の請求
- 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提出すべきである。
- 苦情申立書には、以下の補助資料も添付することができる。
  - 法定代理人の委任状の写し
  - 商標登録証明書の写し
  - ドバイ税関の記録証明書の写し

- ドバイ税関の通知の写し

#### 4.5.3 サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、ドバイ税関が奨励する補助的手続である。

そのため、苦情申立書の提出の際に、真正品のサンプルをドバイ税関に提出することが推奨される。

税関は、たいていの場合、さらなる検査のために、ドバイ警察の犯罪研究所に模倣品および真正品のサンプルを送付する。犯罪研究所では、押収品が模倣品であるか否かを確認する報告書を発行する。

#### 4.5.4 苦情申立書の審査および承認

その後ドバイ税関の法務部が事件を詳細に検討する。承認した場合、輸入者に科す罰金および模倣品の処分に関する決定を発する。

#### 4.6 廃棄、再輸出、および再生利用

国境を越えていない模倣品については環境への懸念を理由として廃棄しないとされた 2014 年のドバイ政府の決定に従い、ドバイ税関は、差し押さえた模倣品を原産国に再輸出することを許可する決定を多く行っている。

近年、差し押さえた模倣品を処分する別の方法（リサイクルを含むが、これに限られない。）が、ドバイ税関により検討されている。しかし今日まで、この点について具体的な決定はなされていない。

しかし、税関は、模倣品の場合に廃棄／再生利用の命令を発することができる。税関は、輸入者による不服申立の受付を中止した。

再輸出を回避する別の方法が、上記 3.4 の保全措置の手段に従うことである。しかし、そのためには申立人が命令の実行の日から 8 日以内に民事裁判所に訴訟を提起することが必要になる。

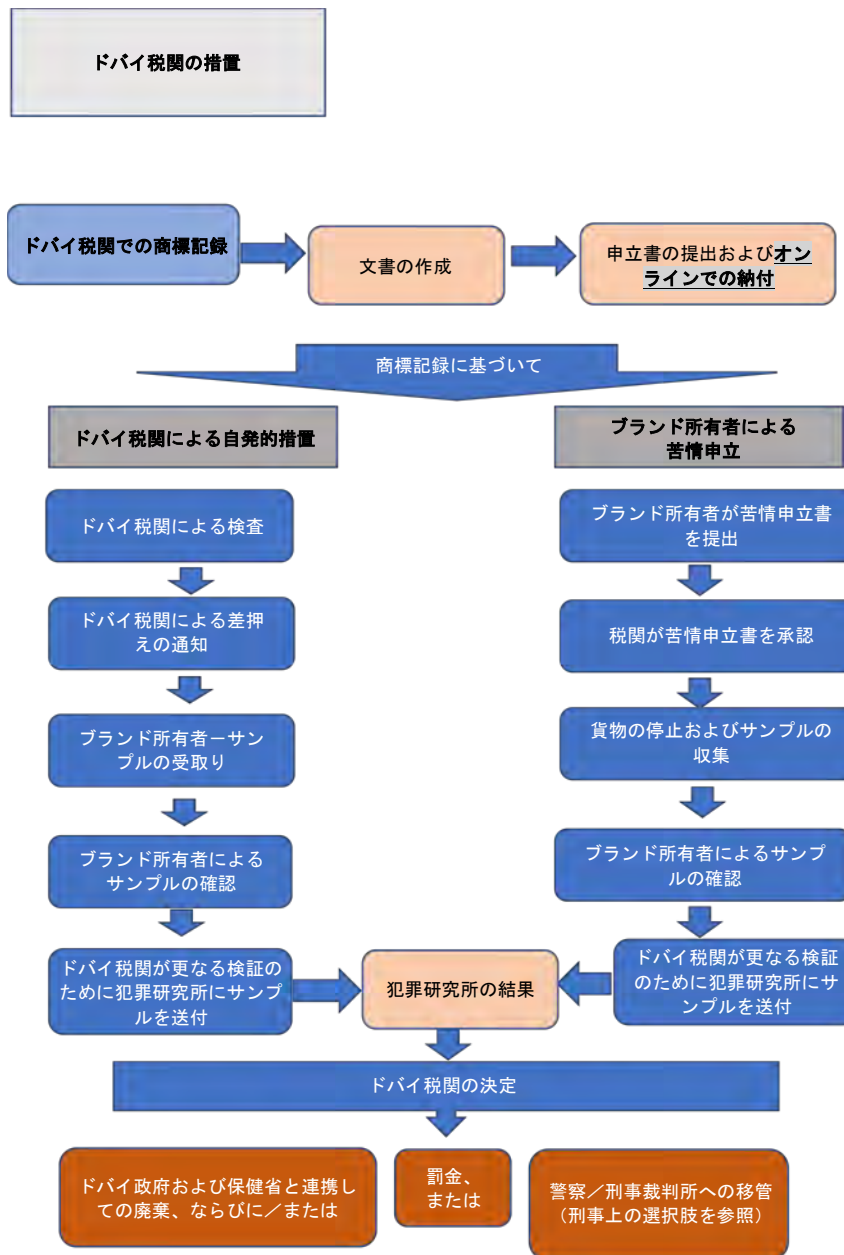
ドバイ税関の差し押さえた製品の廃棄手続は、以下のとおりである。

##### • 第 1 段階 - ドバイ政府からの承認の取得

- a) 商品の所在場所を特定する。
- b) 模倣品の廃棄についてドバイ政府に承認を請求する。
- c) ドバイ政府のウェブサイト上でオンラインにより請求フォーム（「廃棄物処分申請」フォーム）を提出する。
- d) 廃棄物処分のための「請求参照番号」を取得する。
- e) 承認について申請書の状況をオンラインで確認する。
- f) 1 請求につき 55 米ドルの公的手数料を納付する。
- g) 「有害廃棄物処分」についての許可書を印刷する。

• **第2段階 – 保健省からの承認の取得（注意：薬物および化学製品のみ）**

- a) 商品の廃棄に異議がない旨の文書を保健省に請求する。
- b) 公式文書をファクシミリで送信する。これには、苦情申立書、委任状、ドバイ税関の決定書、および商品の写真を含める。
- c) 保健省はまた、商品の検査を要求することができる。そのため、ドバイ政府と保健省に商品を共同で検査してもらうように、最初から保健省に予告しておくことが望ましい。



• **第3段階 – 商品の廃棄の日程設定**

- a) ドバイ政府、ドバイ税関（押収部）、および、ジェベル・アリの廃棄物処分場に連絡して、廃棄を行う日時について合意する。
- b) ジェベル・アリの処分場に商品を運ぶことを許可されたトラック賃貸会社 1 社にトラックを予約する（すなわちブランド所有者または法定代理人が、実際には上記の手順を進める前にトラックの予約を確実にしておくことが必要な場合がある。）

## • 第4段階 – 廃棄

- a) 廃棄に立ち会うチームは、ドバイ政府の職員、ドバイ税関押収部の検査官、およびブランド所有者または法定代理人から成る。
- b) 通常、差押えを行った税関センターにおいて商品を受け取る（注意：係属している期間が6カ月を超える事件については、商品がカーゴ・ビレッジ内のドバイ税関の施設に移動されている場合がある）。
- c) その後商品を廃棄物集積場に運び込んで廃棄する。廃棄については、3名の代表者が立ち会い、税関の職員が写真を撮影する。
- d) 廃棄報告書（写真を含む。）を、廃棄が行われてから1週間後にドバイ税関押収部から受領する。

### 4.7 中央情報ユニット（CIU）

苦情申立書を提出したブランド所有者の情報に基づく CIU への申請は、ドバイ税関に対しても行うことができる。管理費用および苦情申立書の不正確な情報に起因して輸入業者が損害を被った場合に提起される可能性がある請求について補償するため、保証金を提出することが必要である。しかし、商品が模倣であると確認されると、ブランド所有者は保証金を返還される。

苦情申立書は、アラビア語で作成し、以下を記載しなければならない。

- コンテナの数
- コンテナを輸送する船の詳細およびその UAE に到着する予定日時
- 商標所有者およびその UAE での代表者（存在する場合）の全詳細
- 苦情申立人の権利およびドバイ税関に記録された関連する商標の詳細
- 苦情申立の法的根拠
- ブランド所有者の請求
- 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提出すべきである。
- 苦情申立書には、以下の補助資料も添付することができる。
  - 法定代理人の委任状の写し
  - 商標登録証明書の写し
  - ドバイ税関の記録証明書の写し
  - 苦情申立が虚偽であった場合に保管および検査の費用すべてを負担する旨のブランド所有者の確約書

税関は、コンテナの到着を監視し、入国時にこれを押収する。税関はブランド所有者に対して押収品のサンプルを提供してその状況を確認させる。製品が模倣であると特定された場合、税関は通常の方法の差押えを行う。例えば、サンプルを分析のために犯罪研究所に送付し、輸入者に科す罰金および廃棄／再生利用に関する決定を発する。

#### 4.8 公的手数料

ドバイ税関の商標記録および苦情申立に関する公的手数料は、以下のとおりである。

- 商標登録の記録については、1 商標につき **55 米ドル**
- 税関の通知に対する回答（サンプルの処理、および製品の状況の確認のための税関への連絡を含む。）については、**550 米ドル**
- ブランド所有者の情報に基づく CIU への申請については、ドバイ税関の保証金 **1,360 米ドル**に加えて、**550 米ドルから 950 米ドル**

#### 4.9 結論

理論上、この制度は実施に適したものである。2007 年から 2010 年まで、ドバイ税関による権利行使は UAE において最も効果的な手続の一つであった。

実際には、再輸出の決定が増加している。そのため模倣品取締りのための予算は、製品の廃棄を確保するためのオンショアでの権利行使に移行している。

罰金は低額であり、抑止的效果はない。廃棄が行われず、罰金も低額であるため、ドバイ税関の手続の抑止的效果は小さい。ドバイ税関による措置の概要については、本節の図表を参照されたい。

この手段についての手数料の要約は、以表のとおりである。

ドバイ税関 — 公的手数料				
措置の種類	商標記録	苦情申立手数料	追加	保管
自発的措置		550 米ドル	なし	なし
苦情申立	1 商標につき 55 米ドル なし	550 米ドル	<ul style="list-style-type: none"><li>• 保証金 1,365 米ドル。苦情申立が真実であった場合には返還される。</li><li>• 緊急苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて 139 米ドル</li><li>• 公休日苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて 275 米ドル</li></ul>	なし



---

## 第4章

### アブダビ首長国における権利行使の選択肢

---

本章では、アブダビ首長国において利用可能な主な権利行使の選択肢について考察および説明する。各選択肢の手續に含まれるすべての段階、およびその手續の予測される結果を詳述することにより、各選択肢の詳細を深く検討していく。

ここで留意すべきは、アブダビが UAE の政治的首都であり、すべての連邦機関が所在していることである。しかし、アブダビには、自国の法制度および司法制度もあり、連邦の法律および司法の制度および機関と並行して運営されている。

アブダビ首長国には、ブランド所有者が検討可能な主な権利行使の選択肢が四つある。すなわち、行政上、刑事上、民事上、および、税関の措置である。

## 第1節

### 行政上の選択肢 – ADDED

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける行政上の権利行使について定めた手続を参照されたい。これらの手続のほとんどは、アブダビで行われる手続に適用されるが、いくつかの例外がある。本節では、この例外、およびドバイとアブダビ間の行政上の権利行使手続における相違点についてのみ考察する。

アブダビにおける行政上の権利行使は、アブダビ首長国において模倣品取締措置を担当する行政当局であるアブダビ経済開発局（ADDED）により行われる。

#### 1.1 管轄権

ADDED の管轄権は、アブダビで営業しているすべての業者または会社に及ぶ。しかし、これは主としてアブダビのオンショアを対象としており、フリーゾーンは対象としていない。

ADDED は、フリーゾーンに関しては管轄権を付与されていない。

ADDED は、閉まっている商業施設に立ち入ることができず、強制的に立ち入ることもない。また、居住施設にも立ち入らない。

#### 1.2 商標の状況

ADDED は、UAE における商標登録に基づいて行為し、模倣品に関する行政上の苦情申立を受け付ける。ADDED は、別個の記録制度を有しない。

#### 1.3 自発的措置

ドバイと異なり、ADDED は自発的措置を講じない。

#### 1.4 苦情申立

ブランド所有者またはその法定代理人は、市場の業者に対する苦情申立書を提出することができ、その業者数に制限はない。苦情申立書は、以下の手続に従って紙ベースで提出しなければならない。

##### 1.4.1 苦情申立書の作成

ブランド所有者は、苦情申立書をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が苦情申立書の英語版の作成を希望する場合、苦情申立書を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

ADDED は、ブランド所有者が追加を希望するだけの数の商標について苦情申立を受け付ける。

1 件の苦情申立書で対象とすることのできる業者の数に制限はない。

実務では、苦情申立書を作成する際、以下の情報を記載することが推奨される。

- 苦情申立人の名前
- 侵害者の名前および住所
- 苦情申立人の権利および関連する商標の詳細
- 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- 苦情申立の法的根拠
- ブランド所有者の請求
- 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提出すべきである。
- 苦情申立書には、以下の補助資料を添付することもできる。

- 法定代理人の委任状の写し
- 商標登録証の写し
- 業者／販売店の所在地図、または所在地の詳細な説明
- 業者から購入した製品の領収証

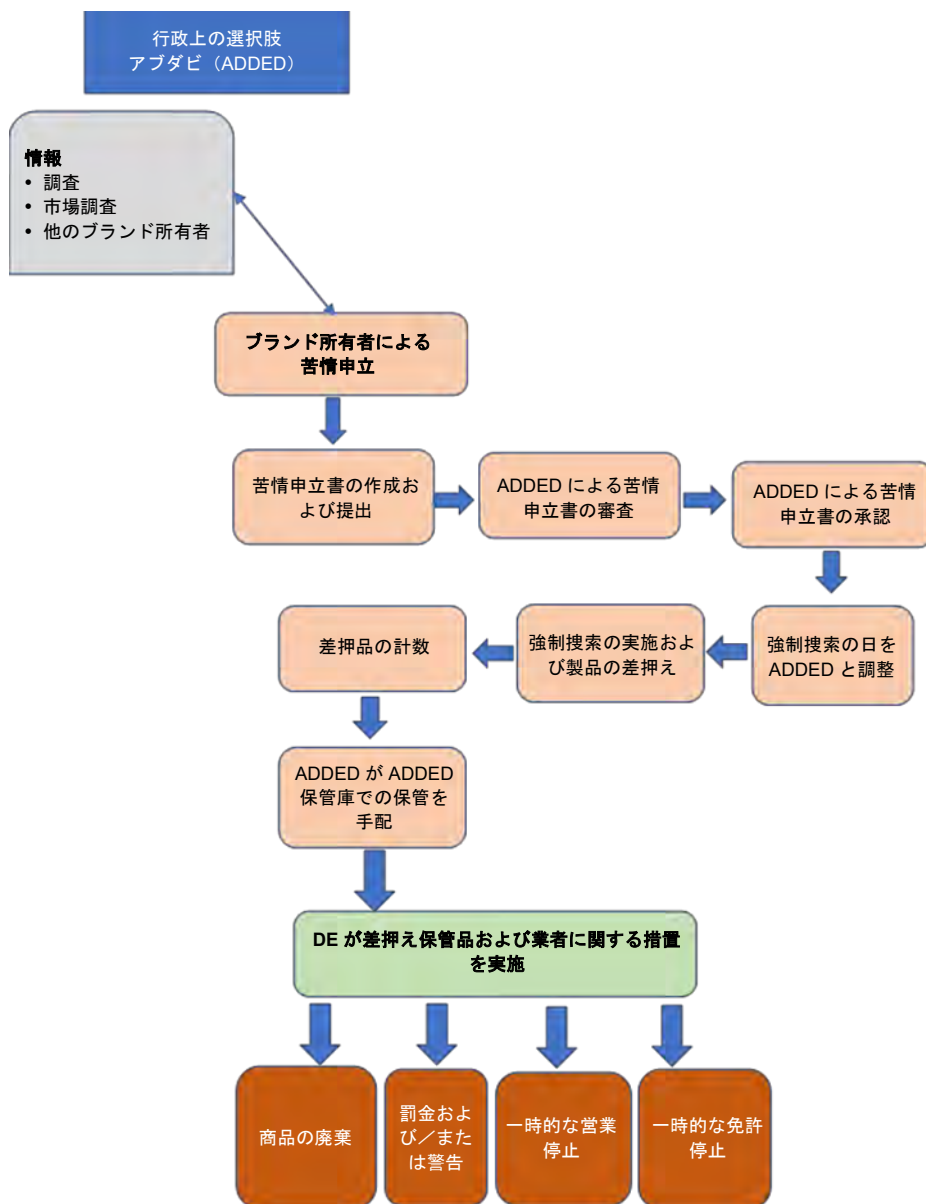
すべての文書は、ハード・コピーで ADDED に提出すべきである。

### 1.4.2 サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、ADDED の実務により奨励されている補助手続である。

### 1.4.3 苦情申立書の承認および調査

ADDED は、ブランド所有者または法定代理人から提出された苦情申立書を精査する。実務では、すべての情報が明確であり、必要な文書が有効であり、かつ適切に提出されている場合、ADDED は、1 から 2 週間で承認を行う。定期的な追加調査が必要な場合がある。



#### 1.4.4 公的手数料

ADDED は、公的手数料を請求しない。

#### 1.1 差押品に関する流れ

ADDED は、模倣品を差し押さえ、差押報告書を作成し、当該製品を保管する。

#### 1.4.5 差押報告書

差押え後、ADDED の検査官は、差押品の数量および種類についての報告書を作成し、この報告書に店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。

#### 1.4.6 輸送および保管

ADDED は、すべての差押品の輸送および保管を手配する。輸送および保管の費用は、ADDED が負担する。

#### 1.5 差押品の廃棄

ADDED は、数カ月以内に差押品を廃棄する。ブランド所有者または法定代理人は、廃棄に立ち会うよう求められ、写真撮影を許可される。

その後 ADDED は、廃棄報告書を発行し、これは ADDED の事務所から受け取ることができる。

#### 1.6 罰金および制裁

ADDED の設立に関する 2009 年法律第 2 号の第 6 条に従い、罰金は、以下のとおり、1,365 米ドルから 5,450 米ドルである。

違反	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目以降
金額	1,365 米ドル	2,730 米ドル	4,090 米ドル	5,460 米ドル

4 回目の違反に適用される罰金は、5 回目以降の違反についても適用されるものとする。

ADDED は、7 日以上 30 日以下の期間、店舗を閉鎖することができる。

#### 1.7 研修

ブランド所有者に属する真正ブランド品と模倣品を識別する方法を ADDED の検査官に教えるため、ADDED は、詳細にわたる研修を検査官に対して提供することをブランド所有者に強く推奨および奨励している。

#### 1.8 オンライン業者に対する ADDED の権利行使

ドバイと異なり、ADDED は、オンライン業者に対する苦情申立を行う明確な手続をまだ定めていない。

## 1.9 結論

商標の権利行使を無料で行う ADDED の取組みは、依頼者にとって非常に興味深い提案である。しかし問題は、ADDED が措置を講じるのにより時間がかかり、強制搜索を終え、すべての手続を経るためには定期的な追加調査が必要となることであり、このことは、その内に特別の費用が発生し、専門家費用も発生することを意味する。これにより、この手続の有効性と効率性が低下する。

ADDED が科す罰金は、アブダビ首長国での他の選択肢よりも高額である。ADDED の権利行使手続の概要については、本節の図表を参照されたい。

## 第2節

### 刑事上の選択肢 — アブダビ警察

本調査においては、繰り返しを避けるために、ドバイにおける刑事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。その手続のほとんどは、アブダビで行われる手続に適用されるが、いくつかの例外がある。本節では、この例外、およびドバイとアブダビ間の刑事上の権利行使手続における相違点について考察する。

#### 2.1 アブダビ警察の管轄権

アブダビ警察の管轄権は、アブダビで営業している個人または会社のすべての活動に及ぶ。これには、アブダビ、アル・アイン、ならびに西部地区のオンショアおよびフリーゾーンが含まれる。

実際には、ブランド所有者は、フリーゾーンの業者に対する告訴状を提出する際に、関連するフリーゾーン庁と調整する必要がある。

検察官から適切な令状を取得すると、アブダビ警察は、閉まっている商業施設に強制的に立ち入ることができ、居住施設にも立ち入ることができる。

#### 2.2 商標の状況

アブダビ警察は、経済省に登録した商標のみについて保護期間中に限り権利行使を行うことができる。さらにアブダビ警察に標章を記録することは必要ない。

#### 2.3 告訴状

ブランド所有者は、模倣品を扱う業者／販売店について正確な情報を入手している場合、以下の手順に従ってアブダビ警察本部の経済犯罪課に告訴状を提出することができる。

##### 2.3.1 告訴状の作成

ブランド所有者は、告訴状をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が告訴状の英語版の作成を希望する場合、告訴状を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

実務上、告訴状を作成する際に、以下の情報を告訴状に記載することが推奨される。

- 告訴人の名前
- 侵害者の名前および住所
- 告訴人の権利および関連する登録商標の詳細
- 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- 告訴の法的根拠および行為に刑事責任が発生する理由
- ブランド所有者の請求
- 告訴状には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提出すべきである。
- 告訴状には、以下の補助資料も添付すべきである。

- 法定代理人の委任状の写し
- 商標登録証明書の写し
- 業者／販売店の所在地図、または所在地の詳細な説明
- 侵害者から購入した模倣品の領収書

告訴状は、アブダビ警察本部に紙ベースで提出すべきである。告訴状で対象とすることのできる業者および商標の数に制限はない。

### 2.3.2 サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、アブダビ警察に告訴状を提出するにあたり重要な手続であり、告訴状の承認の決定に重大な影響を与える。

そのため、模倣品から侵害者を突き止めるのに役立つ領収証を添えて、模倣品と真正品のサンプルをアブダビ警察に提出することが推奨される。

### 2.3.3 告訴状の承認

アブダビ警察は、ブランド所有者または法定代理人から提出された告訴状を精査する。アブダビ警察は、必要に応じて追加情報を提供しようブランド所有者に依頼することができる。警察が告訴状の承認の可否に関する最終決定をブランド所有者に通知するのに1週間かかることがある。

### 2.3.4 公的手数料

アブダビ警察への告訴状提出は、無料である。

## 2.4 検察庁令状

ドバイと異なり、ブランド所有者は、アブダビ検察庁から令状を取得しなければならない。その際に、ブランド所有者の代表者は、アブダビの検察庁を訪ねて令状を申請しなければならない。ブランド所有者は、業者の名前および取得しようとする令状の文言について注意を払う必要がある。検察庁令状の内容は、強制捜索中に警察が行うことができることとできないこと（例えば、強制的な立入または居住施設への強制捜索）を指示するものであるため、非常に重要である。

## 2.5 警察の強制捜索

告訴状が承認され、適切な令状が検察官から取得された場合、警察は、ブランド所有者に連絡して、業者に対する強制捜索を手配する。強制捜索の手続は、以下の段階を経て行われる。

### 2.5.1 覆面購入

アブダビ警察は、業者に対する強制捜索を行うための覆面購入を要求していない。

### 2.5.2 強制捜索の手続

アブダビ警察は、強制捜索の場所に数人の捜査官を差し向ける。ブランド所有者の代表者は、製品の識別を補助するために強制捜索に立ち会う。しかし、代表者は、アブダビ警察の承認または指示を受けずに業者と接触すべきではない。

捜査官は、製品を差し押さえ、業者の施設の責任者を逮捕する。

### 2.5.3 差押報告書

差押え後、アブダビ警察は、強制捜索報告書を作成し、これに差押品の数量および種類を記載する。この報告書には、店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。

### 2.5.4 輸送および保管

アブダビ警察は、輸送および独自の保管施設における保管を手配する。

### 2.6 供述書

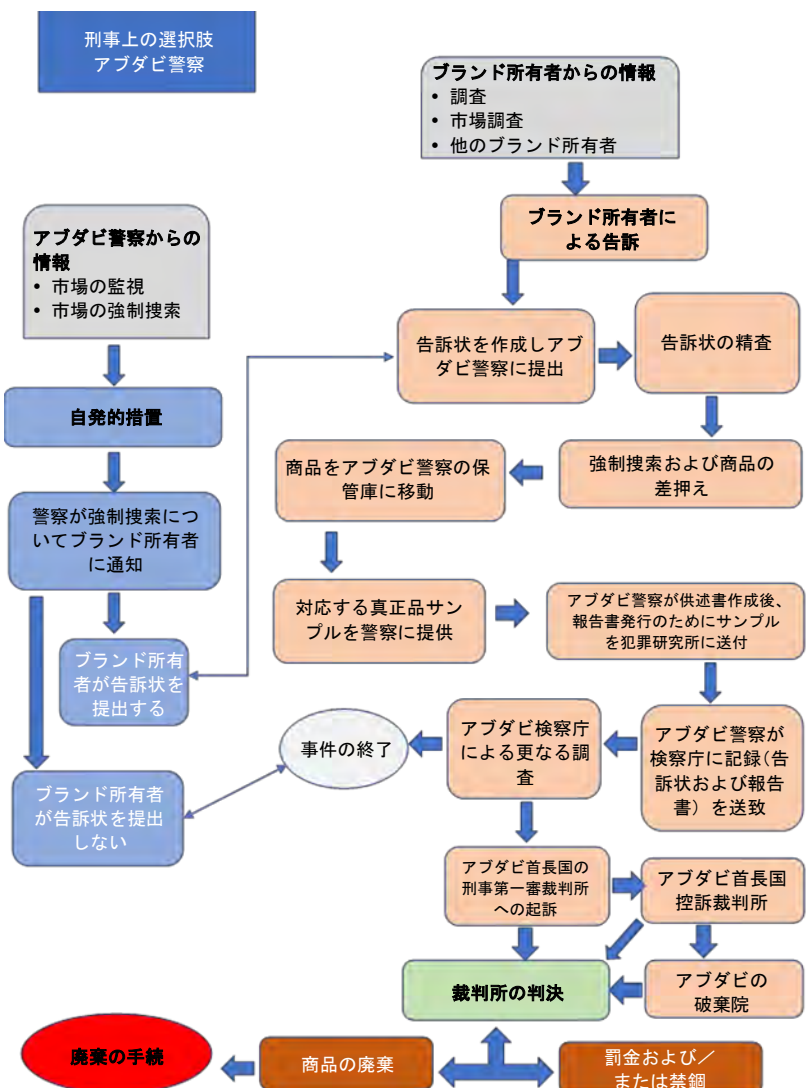
アブダビ警察は、被逮捕者およびブランド所有者の代表者を警察署に連れて行く。

警察署では、捜査官が関係者（ブランド所有者の代表者を含む。）の供述書を作成する。すべての関係者が取り調べおよび捜査の記録書に署名する。

供述書には、以下を記載する。

- 強制捜索が行われた日
- 刑事告訴状の提出日
- 差押品の総数量
- 差押品の保管場所

その後、警察が検察官に連絡し、保釈金により被逮捕者を釈放する。実際には、警察が被逮捕者の釈放と引き換えにその旅券を差し押さえる。





## 2.7 犯罪研究所

アブダビ警察は、差押えた模倣品のサンプルと同一の真正品のサンプルを提出するようブランド所有者に要請する。警察は、製品を犯罪研究所、ADDED、または商標専門家に送付する。警察は、送付先を事件ごとに決定する。

犯罪研究所、ADDED、または専門家は製品を検査し、提供されたサンプルを検査した後、差押品の状況を確認した報告書を作成し、上記を警察に返送する。

## 2.8 検察官への事件の送致

上記手続をすべて確実にした後、アブダビ警察は、事件を検察庁に送致する。

記録が検察官に到達すると、次の捜査段階が開始する。検察官は、被疑者を取り調べ、さらにほとんどの場合にブランド所有者の代表者を呼び出して、別に供述書を作成する。

## 2.9 刑事裁判所

検察官が捜査を完了すると、検察庁がアブダビ第一審刑事裁判所に刑事訴訟を提起する。これは、1名の裁判官により行われる。

訴訟手続の当事者は、アブダビの検察官および被告人である。ブランド所有者はこの手続の当事者ではない。ブランド所有者は、警察での告訴人であり事件の証人であり続けるが、当事者ではない。そのため裁判所は、ブランド所有者の代表者に対して、裁判所に出頭して証言を行うよう依頼することがある。

ブランド所有者は、審理の最新情報に関してアブダビの検察官に連絡することができる。

ブランド所有者が訴訟手続の当事者となることを希望する場合、起訴事件を審理している刑事裁判所に民事請求を提起して、刑事手続に民事訴訟を追加するよう求めることによりこれを行うことができる。ブランド所有者は、当該事件において民事訴訟のみを担当する。

### 2.9.1 上訴段階

第一審裁判所の判決については、控訴裁判所への控訴が可能であり、控訴裁判所の判決については破棄院への上告が可能である。

被告人およびアブダビの検察官は、第一審裁判所の判決について（その言渡の日から 15 日以内に）控訴裁判所に控訴する権利を有する。

被告人およびアブダビの検察官は、控訴裁判所の判決について（その言渡の日から 30 日以内に）破棄院に上告する権利を有する。

裁判所命令を取得するための手続全体で、18 から 24 カ月かかる。

ブランド所有者は、民事当事者として参加した場合、事件の民事当事者として自己の請求に関連する裁判所の判決に対してのみ上訴を行う権利を有する。

## 2.9.2 確定判決

実務上、模倣品の販売者に対する刑事事件においてアブダビの裁判所が科す制裁は、1,500 米ドル以上 3,000 米ドル以下の罰金である。例外的な場合には、これよりかなり高額な罰金および禁錮の決定が行われることがある。

裁判所は、模倣品の没収および廃棄も命じる。

## 2.10 差押品の廃棄

裁判所の命令が確定した後、検察庁は、廃棄手続のすべてを手配するとともに、差押品を検察庁の保管施設から移動する。通常は検察庁がブランド所有者または法定代理人に対して廃棄に立ち会うよう連絡するが、ブランド所有者および法定代理人の立会なしで廃棄が行われることもある。

ブランド所有者は、後に検察庁に出向いて廃棄報告書を受け取ることができる。

## 2.11 結論

アブダビ警察は、模倣品取締りに関する経験が豊富である。捜査官は親切で非常に対応が早い。

アブダビ警察による権利行使は、適用される公的手数料がないため無料であり、追加の保管および輸送手数料の適用もない。

罰金には裁判所命令が必要である。命じられる罰金は、損害および模倣者の行為に比例したものではない。この罰金は低額であり、抑止力に欠けるとも考えられる。

廃棄にも裁判所命令が必要である。そのため、終了までに1年以上かかる。

閉まっている施設または居住施設に関しては、権利行使において利用するには、アブダビ警察は適切な機関である。このような場所には、検察庁令状がある場合にのみ立ち入ることができ、検察庁令状は警察に対してのみ交付される。警察は、製品がフリーゾーンで保管されている場合にも適切な機関である。アブダビの刑事上の権利行使手続の概要については、本節の図表を参照されたい。

## 第3節

### 民事上の選択肢 - アブダビ民事裁判所

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける民事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続がアブダビにおいて行われる手続に適用されるが、料金のみが異なる。

本節ではアブダビにおける手数料のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第3節を参照されたい。

#### 3.1 公的費用

アブダビ首長国に納付する裁判手数料に関する2017年法律第13号（「アブダビ手数料法」）

##### a) 第一審裁判所

総請求額の5パーセント（最高1万900米ドル）

##### b) 控訴裁判所

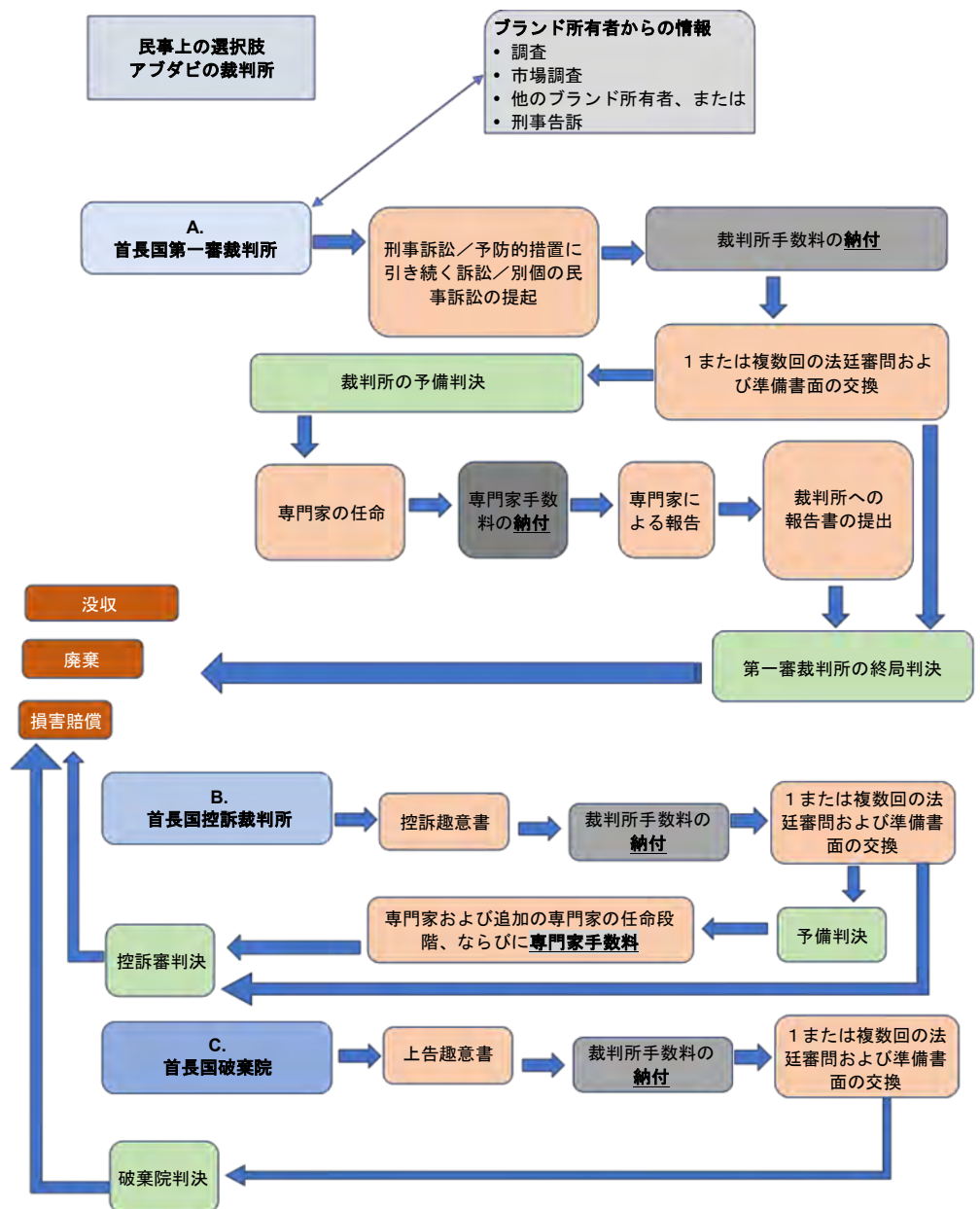
控訴段階における公的手数料は、第一審裁判所に納付した公的手数料の50パーセントである。

##### c) 破棄院

破棄院段階における公的手数料は、控訴裁判所に納付した公的手数料の50パーセントである。

#### 3.2 結論

民事上の権利行使手続は、ドバイにおける手続に非常に類似している。さらに、この手段を利用する理由も、ドバイにおけるものとほとんど同じである。しかし、



アブダビの裁判所が知的財産権事件の経験が比較的少ないことに注意することが重要である。論点を整理し、裁判所および任命される専門家を教育するには、より多くの労力と時間を要する可能性がある。アブダビにおける民事手続の概要については、本節の図表を参照されたい。

## 第4節

### アブダビ税関

2016年8月21日、アブダビ税関は、商標記録制度を採用した。2013年行政決定第39号は、知的財産保護に関する水際対策について規定している。同決定は、アブダビ税関における商標の記録を可能にしている。

同決定は、上記の記録がなされた標章を侵害する製品を含む貨物に対する苦情申立（税関苦情申立）の提出および処理についても規定している。

記録手続に関して言えば、アブダビのこの新たな制度は、ドバイですでに採用されているこれに相当する制度に非常に類似している。しかし、税関苦情申立の手続は、大きく異なっている。主な違いは、同決定が、すべての苦情申立を裁判所に付託し、包括的な行政手続の余地を認めない点である。税関当局は、暫定的な形でのみ、侵害の疑いのある製品を差し押さえる。ブランドの所有者は、8業務日以内に事件の内容を検討することを求めて管轄裁判所に主たる請求を提起する。この新たな手続は、UAEではまだ施行されていない新たなGCC商標法に沿ったものである。しかしながら、実際には、アブダビ税関は、事件を一切裁判所に付託していない。アブダビ税関は、すべての事件に行政レベルで対処している。

この手続が、同決定に基づきすぐに施行されるのか、それともGCC商標法が施行されるまで待つのかについては、不確実である。

#### 4.1 アブダビ税関の管轄権

同決定は、アブダビ首長国にのみ適用される。また、税関検査における製品にのみ適用される。フリーゾーン内の製品であって、アブダビ市場向けではないもの（UAE外での販売を目的としてフリーゾーンに保管されているためか、輸送中であるためかを問わない。）については、いまだ課題が残る。

#### 4.2 商標の状況

商標は、経済省に登録しなければならない。商標登録の記録は、アブダビ税関が措置を講ずるために必須であり、UAE経済省における関連する登録が失効するまで効力を維持する。

#### 4.3 商標記録制度

記録申請は、アラビア語によらなければならない、以下を記載すべきである。

- 商標所有者およびそのUAEにおける代理人（存在する場合）の全詳細
- ブランド所有者の業種
- 商標の詳細

記録申請の補助資料として、以下の文書および情報が必要である。

- 適用に公証され、作成国にあるUAE大使館で認証された委任状。委任状に記載されたブランド所有者の住所地は、商標登録証に記載された住所地と対応していなければならない。
- 有効な商標登録証の謄本（経済省から55米ドルの費用で取得する。）

- 苦情申立に付随するすべての費用（ブランド所有者による虚偽の苦情申立に起因する検査、差押えまたは何らかの遅滞を含む。）を負担することを約束する旨の、ブランド所有者の署名を付した書簡
- 税関記録を補強するための追加情報。追加情報は、模倣品に関する日常の検査において税関検査官を補助するために提供する。以下の情報を反映した提示を行うことが推奨される。
  - 商標が使用されている製品の詳細
  - 真正品の原産国および証拠、ならびに商品が模倣品であることを示す他の証拠の有無に関する情報
  - 真正品上の商標の特徴、および、模倣品がしばしば間違える点（スペースの有無、商標の要素間の比率など）
  - バーコード／商品コード／バッチ・コードなど、および標準書式または要求事項
  - 真正品の輸送経路および疑わしい輸送経路
  - UAEにおける正規輸入業者または代理店（リストが長くない場合）
  - 真正品と模倣品との違いを明確に示す製品の画像またはサンプル

#### 4.4 アブダビ税関における商標記録の手続

ブランド所有者または法定代理人は、記録申請書をアブダビ税関に紙ベースで提出しなければならない。

#### 4.5 苦情申立

苦情申立を提出するには、次の2通りの方法がある。

##### 4.5.1 税関の通知

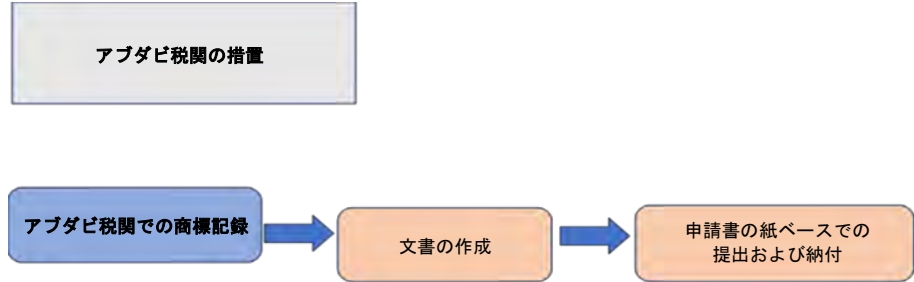
税関は、その裁量により、模倣の疑いのある品を含む貨物についてブランド所有者に通知する。この場合には、以下の段階が踏まれる。

- 税関は、貨物を停止させ、疑わしい製品を差し押さえる権利を有する。
- 税関は、ブランド所有者または法定代理人に通知を送付する。
- 税関は、分析のため、および、アブダビ税関の法務部が製品の状況を確認する報告書をまとめるために、押収した製品の真正サンプルを提供するようブランド所有者に要請する。
- 税関は、ブランド所有者に対して、苦情申立手続を進めるか否かの確認に返答するよう要請する。

##### 4.5.2 ブランド所有者による苦情申立

ブランド所有者または法定代理人は、直接もしくは間接的な調査から、または、他のブランド所有者もしくは他の当局から得た情報に基づき、税関に対して直接苦情申立書を提出する。

ブランド所有者により苦情申立が出された後、アブダビ税関は、事件簿を確認し、貨物の全詳細をブランド所有者に提供し、さらに押収に関する税関の判断を下す。

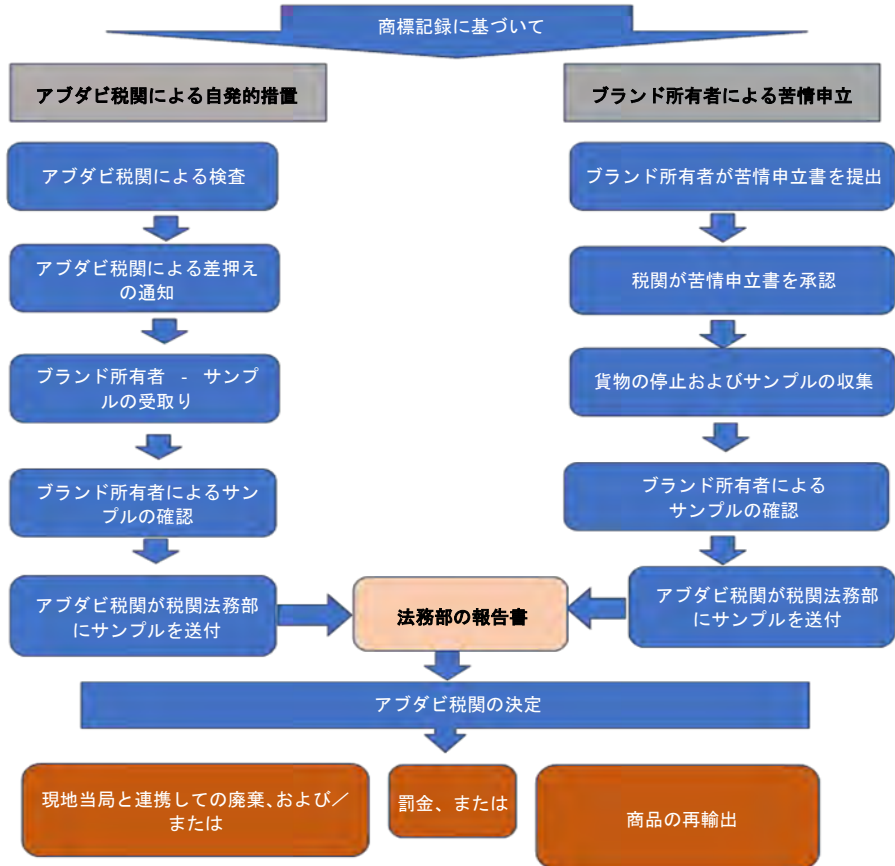


#### 4.6 税関の判断

税関は、(事例に応じ) 以下の内容の命令を発することが多い。

1. 輸入者が納付する罰金
2. 押収品の廃棄

ブランド所有者が輸入者に対する苦情申立を税関に提出しないことにした場合、税関は、製品の今後の処理に関する情報または貨物およびこれに関与した者に関するその他の情報を提供しない。理論的には、税関は、押収した製品を再輸出すべきではなく、それらを輸入者に返還すべきでもない。しかし、アブダビにおける税関の権利執行実務が新しく確立されたばかりであることを考えると、この点はいまだ不明確である。



#### 4.7 公的手数料

- 商標記録：1 商標につき 55 米ドル
- 苦情申立の公的手数料は、以下のとおりである。
  - a) 苦情申立手数料：押収、検査、輸送および追跡調査を対象とする。 - 550 米ドル
  - b) 保証金：1,365 米ドル（苦情申立が正当である場合は返還される。）
  - c) 緊急苦情申立手数料：苦情申立が緊急に提出された場合には追加の 136 米ドル
  - d) 休日手数料：苦情申立が週末または公休日中に提出された場合には追加の 272 米ドル

## 4.8 結論

アブダビ税関における手続は、できたばかりである。この手続は、まだ多くは試されてはいない。最初の時点から、税関職員が知的財産の権利執行および模倣品の取締りに熱心であることは明らかである。知的財産の権利行使において官民パートナーシップを強化するために、税関職員は、民間部門との多くの専門家会議を求めている。彼らは、アブダビ税関における実務を発展させるために、すべての利害関係者と積極的に協力しようとしている。アブダビ税関の措置の概要については、本節の図表を参照されたい。

この手段についての手数料の要約は、以下のとおりである。

アブダビ税関 - 公的手数料				
措置の種類	商標記録	苦情申立手数料	追加	保管
自発的措置		1,000 米ドル	なし	なし
苦情申立	1 商標につき 55 米ドル なし	550 米ドル	<ul style="list-style-type: none"><li>保証金 1,365 米ドル。苦情申立が真実であった場合には返還される。</li><li>緊急苦情申立手数料は、権利侵害申立手数料に加えて <b>136 米ドル</b></li><li>公休日苦情申立手数料は、権利侵害申立手数料に加えて <b>272 米ドル</b></li></ul>	なし



---

## 第5章

### シャルジャにおける権利行使の選択肢

---

本章では、シャルジャ首長国において利用可能な主な権利行使の選択肢について考察および説明する。各選択肢の手續に含まれるすべての段階、およびその手續の予測される結果を詳述することにより、各選択肢の詳細を深く検討していく。

シャルジャ首長国には、ブランド所有者によって検討される主な権利行使の選択肢が四つある。すなわち、行政上、刑事上、民事上および税関上の措置である。

## 第1節

### 行政上の選択肢 - SEDD

本調査においては、重複を避けるため、ドバイにおける行政上の権利行使について定めた手続を参照されたい。これらの手続のほとんどは、シャルジャで行われる手続に適用されるが、いくつかの例外がある。本節では、この例外、およびドバイとシャルジャ間の行政上の権利行使手続間における相違点について考察する。

シャルジャにおける行政上の権利行使は、シャルジャ首長国において模倣品取締措置を担当する現地行政当局であるシャルジャ経済開発局（SEDD）により行われる。

#### 1.1 管轄権

SEDD の管轄権は、シャルジャ内で営業しているすべての業者または会社に及ぶ。しかし、当該管轄権は、主にシャルジャのオンショアを対象としており、フリーゾーンは対象ではない。

SEDD は、フリーゾーンに関しては管轄権を付与されていない。

SEDD は、閉まっている商業施設に立ち入ることができず、強制的に立ち入ることもない。また、居住施設にも立ち入らない。

#### 1.2 商標の状況

SEDD は、UAE における商標登録に基づいて行為し、模倣品に関する行政上の苦情申立を受け付ける。SEDD は、別個の記録制度を有しない。

#### 1.3 自発的措置

ドバイとは異なり、SEDD は自発的措置を講じない。

#### 1.4 苦情申立

ブランド所有者またはその法定代理人は、記録商標を付した模倣品を扱っている市場内の特定の業者に対する苦情申立を行うことができる。

ブランド所有者は、模倣品を扱っている業者／販売店に関する正確な情報を入手している場合、SEDD のポータルを通じてオンラインで苦情申立書を提出することができる。ブランド所有者は、その後ハード・コピーを作成し、それを以下の手続に従って SEDD の事務所に提出しなければならない。

##### 1.4.1 苦情申立書の作成

ブランド所有者は、苦情申立書をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が苦情申立書の英語版の作成を希望する場合、苦情申立書を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

SEDD は、1 商標につき 1 件の苦情申立書を受け付ける。苦情申立書が複数のブランド所有者または複数の商標を対象としている場合、SEDD は、その提出物を、下記 1.4.4 の手数料徴収目的において複数の苦情申立書として取り扱う。

1 件の苦情申立書で対象とすることのできる業者の数に制限はない。複数の業者を対象とする苦情申立書について、1 件の苦情申立の公的手数料のみが徴収される。ただし、調査手数料が別個に下記 1.4.4 に従って適用される。

実務では、苦情申立書を作成する際、以下の情報を記載することが推奨される。

- 苦情申立人の名前
- 侵害者の名前および住所
- 苦情申立人の権利および関連する商標の詳細
- 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- 苦情申立の法的根拠
- ブランド所有者の請求
- 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提供すべきである。
- 苦情申立書には、次の補助資料を添付することもできる。
  - 法定代理人の委任状の写し
  - 商標登録証の写し
  - 業者／販売店の所在地図または所在場所の詳細な説明
  - 業者から購入した製品の領収書

すべての文書は、SEDD のポータルにアップロードし、その後ハード・コピーを SEDD に提出すべきである。

#### 1.4.2 サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、SEDD の実務において奨励されている補助的手続である。

#### 1.4.3 苦情申立書の承認および調査

SEDD は、ブランド所有者または法定代理から提出された苦情申立書を精査する。実務では、すべての情報が明確であり、要求される文書が有効であり、かつ適切に提出されている場合、SEDD は 2 から 3 業務日で苦情申立を承認することができる。

承認後、SEDD 検査官は、業者に対する強制捜索を行う日をブランド所有者または法定代理人に知らせ、通常、ブランド所有者または法定代理人に、製品の特定を補助するために立ち会うよう要請する。

#### 1.4.4 公的手数料

- 苦情申立手数料：1 件の苦情申立につき **550 米ドル**
- 調査手数料：SEDD により苦情申立書が精査され、承認されると、ブランド所有者は、業者の数に応じた調査の公的手数料を納付しなければならない。これは 1 業者につき **136 米ドル**である。

## 1.5 調査手続

調査の公的手数料が納付されると、SEDD の検査官は、強制搜索の予定日に対象の店舗／販売店を訪れ、入手可能なすべての模倣品を一時的に差し押さえる。

## 1.6 差押品に関する流れ

SEDD は、模倣品を差し押さえ、差押報告書を作成し、当該製品を業者の所在地で差し押さえておくか、SEDD の保管庫に移転する。

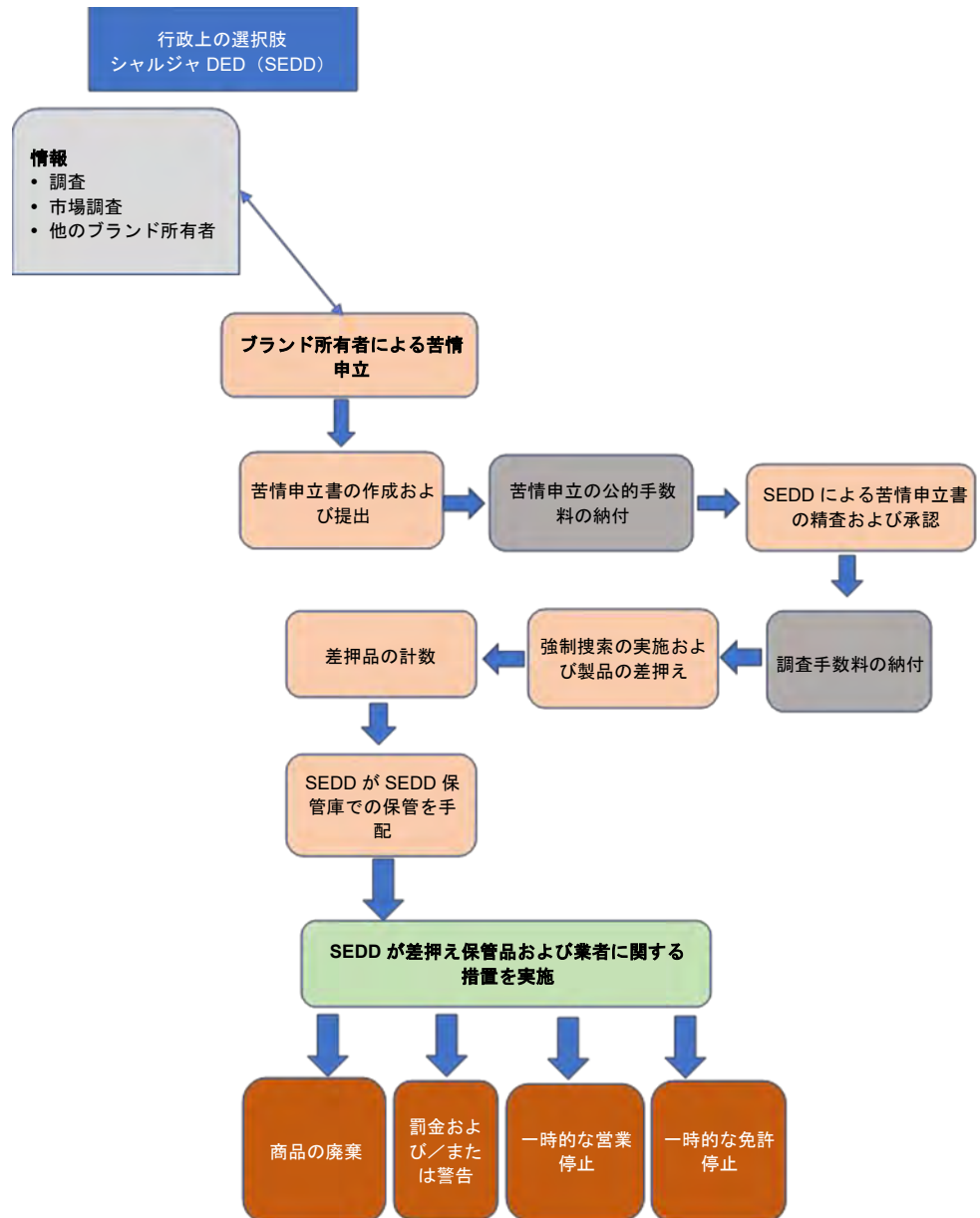
### 1.6.1 差押報告書

差押え後、SEDD の検査官は、差押品の数量および数量について報告書を作成し、この報告書には店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。

### 1.6.2 輸送および保管

SEDD は、多くの場合、業者の施設で製品を保管する。

SEDD の差押報告書は、製品の数量および種類の証拠となる。製品を業者の施設で保管する場合、SEDD は、施設の扉に、SEDD の立ち会いなくして施設を再度開けてはならない旨の厳格な命令を伴う法的警告文を掲げる。当該命令に違反した場合には、1,360 米ドルの罰金が科される。



上記の代わりに、少ない事例においてははあるが、商品を SEDD の保管庫に移転することがある。ブランド所有者は、輸送を手配し、輸送費用を負担しなければならない。ブランド所有者は、保管料については負担しない。

## 1.7 SEDD 委員会

SEDD は、事案に関する決定を行う知的財産権検査官および法務官で構成される委員会を設置する。SEDD 委員会は、ブランド所有者からの全提出物および SEDD 検査官による調査結果に照らして事案を検討する。同委員会は、製品の状況を確認し、廃棄を命じることができる。

## 1.8 差押品の廃棄

差押品は、SEDD 委員会の判断に従い、差押日後 10 日から 15 日以内に廃棄される。ブランド所有者または法定代理人は、廃棄に立ち会うよう求められ、広報目的での写真撮影を許可される。その後 SEDD は、廃棄報告書を発行する。これは、SEDD 事務所で受け取ることができる。

## 1.9 罰金および制裁

SEDD は、違反した業者に対して、以下の措置のうち 1 または複数を選択する権利を有する。

- 業者に対して警告を行うこと
- 業者に対して罰金を科すこと。実務では、罰金は最高で 1 万 5,000 米ドルとなりうる。場合によっては、罰金は最高で差押品の価額の 50 パーセントとなりうる。
- 差押品を押収し、上記廃棄を手配すること
- 業者の施設（店舗／販売店／倉庫）を 6 カ月以下の期間閉鎖すること
- 業者の営業許可または職業免許を取り消すこと

## 1.10 研修

SEDD は、ブランド所有者に帰属する真正ブランド品と模倣品とを識別する方法について SEDD の検査官に教えるため、検査官に対して詳細に及ぶ研修を提供するようブランド所有者に強く推奨および奨励している。

## 1.11 オンライン業者に対する SEDD の権利行使

ドバイとは異なり、SEDD は、オンライン業者に対する苦情申立を行う明確な手続をまだ定めていない。

## 1.12 結論

SEDD は、UAE で模倣品取締りにおいて効果的であることで知られている当局のうちの一つである。

SEDD による権利行使には、公的手数料の納付が必要となる。しかし、ブランド所有者は、製品の輸送および保管費用を抑えられる。公的手数料の概要を下表に再掲する。

シャルジャ経済開発局による権利行使 - 公的手数料				
措置の種類	商標記録	苦情申立	店舗／倉庫の調査	保管
苦情申立	なし	550 米ドル	1 業者につき 136 米ドル	なし

業者に科される罰金の額は、他の当局と比較して高く、廃棄は、適時に完了する。SEDDによる権利行使  
手続の概要については、本節の図表を参照されたい。

## 第2節

### 刑事上の選択肢 - シェルジャ警察

本調査においては、繰り返しを避けるために、ドバイにおける刑事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続がシェルジャにおいて行われる手続に適用されるが、刑事裁判所の管轄権のみが異なる。

本節では、シェルジャにおける相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第2節を参照されたい。

#### 2.1 裁判所の構成

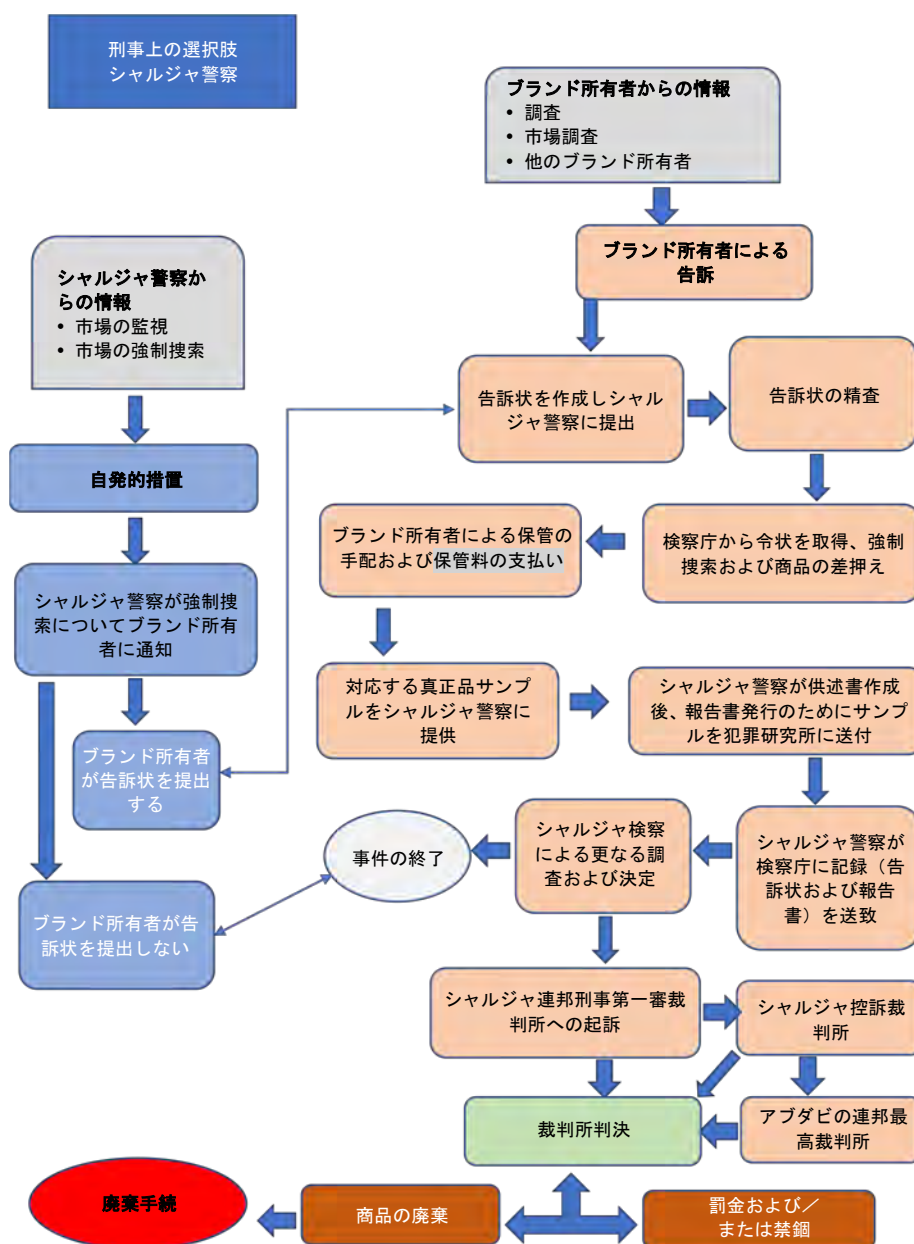
唯一の相違点は、シェルジャが独自の首長国裁判所を設置していないということである。そのため、事件は、連邦刑事裁判所に送られる。

第一審裁判所および控訴裁判所はシェルジャに所在する。しかし、控訴裁判所の判決については、首都であるアブダビに所在する最高裁判所にのみ上告することができる。

#### 2.2 結論

シェルジャ首長国においては、刑事上の選択肢よりも行政上の選択肢が利用されることが多い。そのため、シェルジャ警察と対応する場合、ブランド所有者は、知的財産の権利行使および関連する権利について警察官に教えるために、より多くの時間と労力を要することになり得る。

罰金には裁判所命令が必要である。命じられる罰金の額は、損害および模倣者の行為に比例したものではない。この罰金は低額であり、抑止



カに欠けるとも考えられる。廃棄にも裁判所命令が必要である。そのため、終了するまでに1年以上かかる。シャルジャにおける刑事上の権利行使の概要については、本節の図表を参照されたい。



### 第3節

## 民事上の選択肢 - 連邦民事裁判所

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける民事上の権利について定めた手続を参照されたい。同じ手続がシャルジャにおいて行われる手続に適用されるが、裁判所の構成および手数料のみが異なる。

本節では、シャルジャにおける相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第3節を参照されたい。

#### 3.1 裁判所の構成

シャルジャは、独自の首長国裁判所を設置していない。そのため、事件は、連邦民事裁判所に提起される。

第一審裁判所および控訴裁判所はシャルジャに所在する。しかし、控訴裁判所の判決については、首都であるアブダビに所在する最高裁判所にのみ上告することができる。

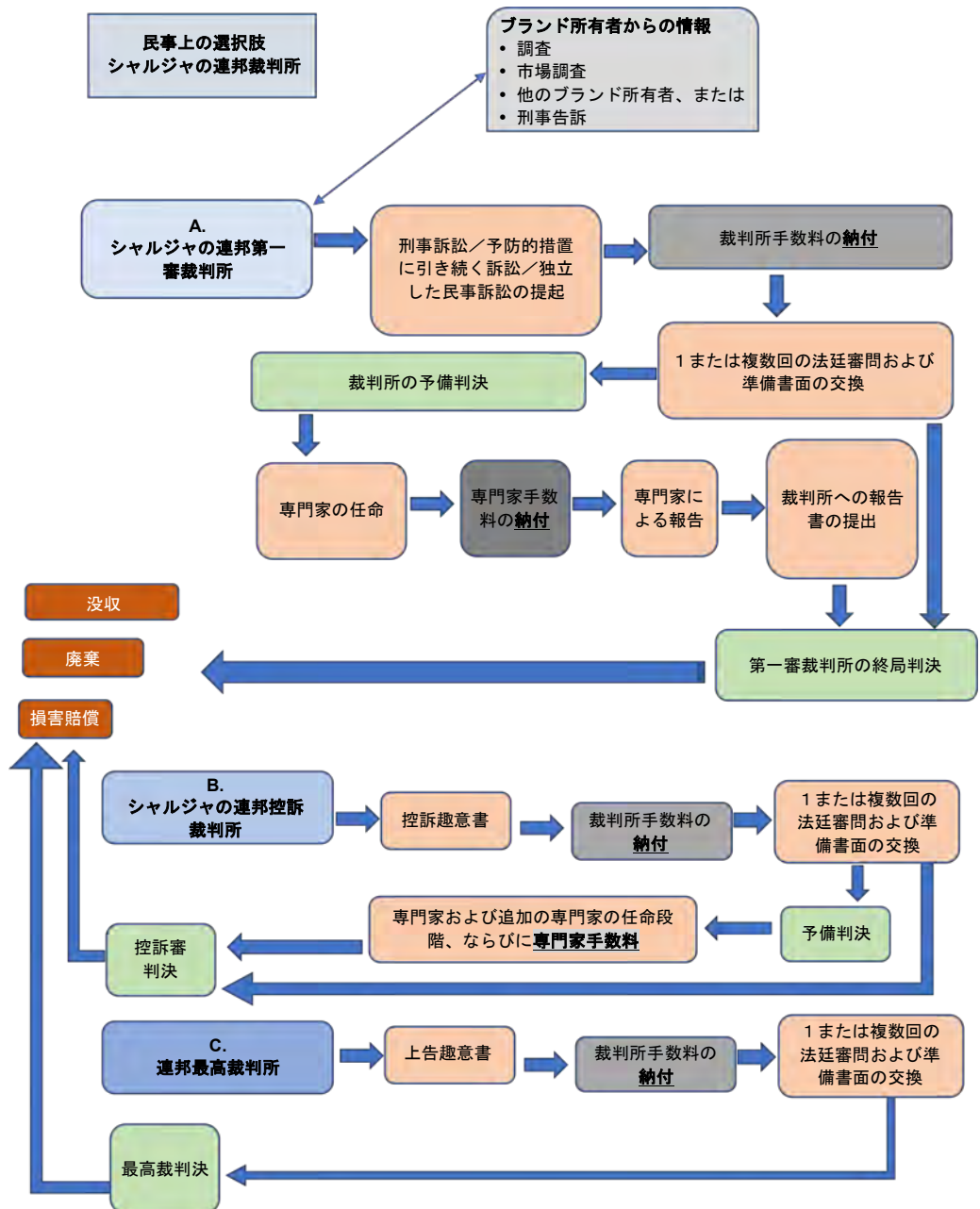
#### 3.2 公的費用

##### a) 第一審裁判所

総請求額が2万7,250米ドル以下の場合には総請求額の4パーセント、2万7,250米ドルを超える場合は総請求額の5パーセント(最高8,175米ドル)

##### b) 控訴裁判所

控訴段階における公的手数料は、第一審裁判所に納付した公的手数料の50パーセントである。



### c) 上告最高裁判所

上告段階における公的手数料は、控訴裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセントである。

上記の費用は、賠償請求額、または事件の対象である請求の総額に基づいて、裁判所によって査定される。

### 3.3 結論

民事上の権利行使手続は、ドバイにおける手続に非常に類似している。さらに、この手段を利用する理由も、ドバイにおけるものとほとんど同じである。しかし、シャルジャの裁判所が知的財産権事件の経験が比較的少ないことに注意することが重要である。論点を整理し、裁判所および任命される専門家を教育するには、より多くの労力と時間とを要する可能性がある。

以下は、この手段に関連する費用の要約である。シャルジャにおける民事手続の概要については、本節の図表を参照されたい。

シャルジャの民事裁判所 - 公的手数料				
民事裁判所	専門家	文書の翻訳および認証	裁判所手数料	訴訟記録の複写
第一審裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル	1 ページにつき 35 米ドル。 該当する場合には認証手数料が追加されることがある。または 1 文書につき 2,500 米ドル	- 総請求額が 2 万 7,250 米ドル以下の場合には総請求額の 4 パーセント、2 万 7,250 米ドルを超える場合は総請求額の 5 パーセント (最高 8,175 米ドル)	1 ページにつき 3~4 米ドル
控訴裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル		第一審裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき 3~4 米ドル
最高裁判所	なし		控訴裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき 3~4 米ドル

## 第4節

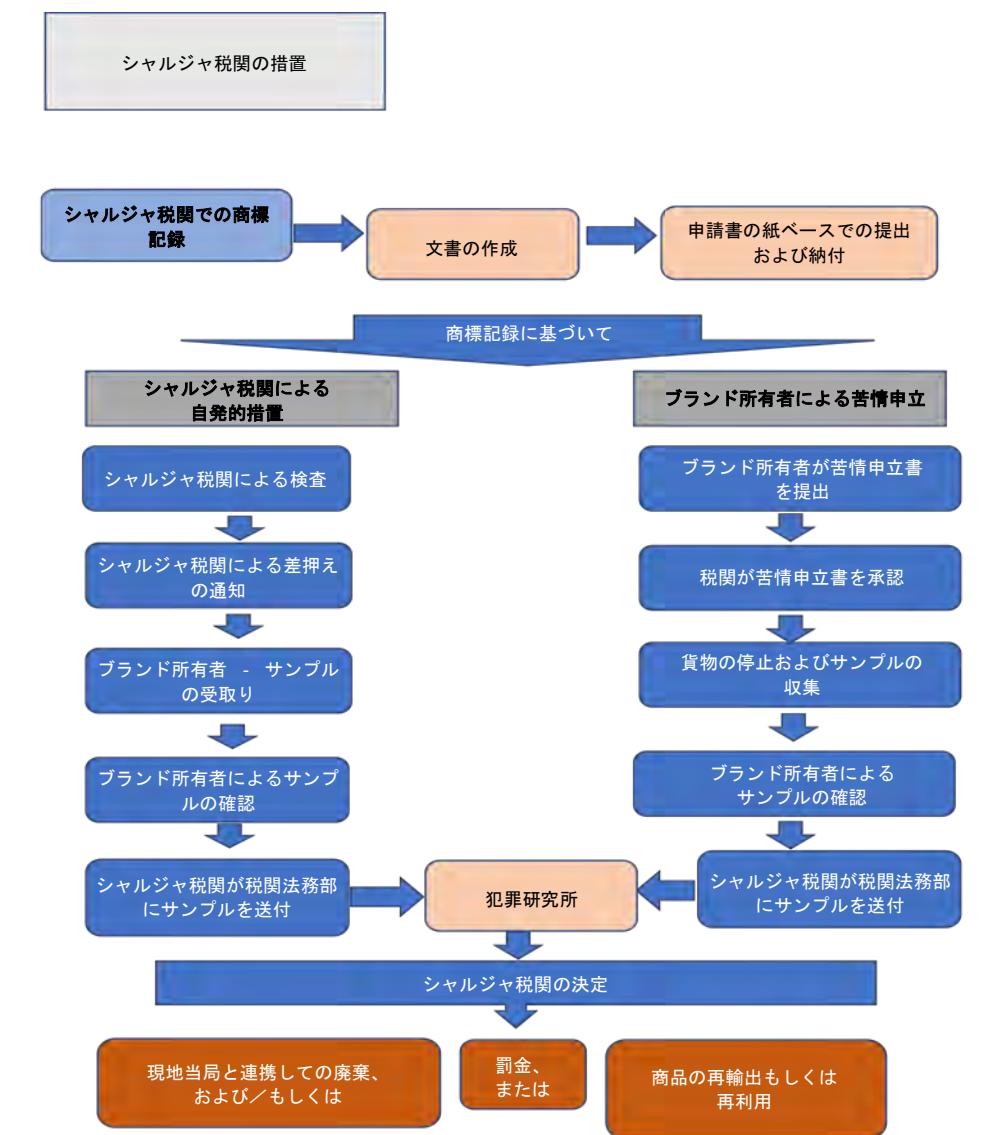
### シャルジャ税関

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける税関上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続がシャルジャにおいて行われる手続に適用されるが、一つの点のみが異なる。

本節においては、シャルジャにおける相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第4節を参照されたい。

#### 4.1 オンライン記録制度の不存在

シャルジャとドバイの手続間における唯一の相違点は、シャルジャにはオンラインの商標記録制度がないことである。申請はすべて、紙ベースで行わなければならない。



## 4.2 結論

シャルジャ税関が知的財産権の執行においてドバイ税関と比べて経験が比較的少ないことに注意する必要がある。シャルジャ税関に報告される事案の数はかなり少ない。

以下は、この手段についての手数料の要約である。

シャルジャ税関 - 公的手数料				
措置の種類	商標記録	苦情申立手数料	追加	保管
自発的措置	1 商標につき 55 米ドル なし	550 米ドル	<ul style="list-style-type: none"><li>緊急苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて 136 米ドル、</li><li>公休日苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて 272 米ドル</li></ul>	なし
苦情申立			<ul style="list-style-type: none"><li>緊急苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて 136 米ドル</li><li>公休日苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて 272 米ドル</li><li>苦情申立が真実であった場合には返還される 1,365 米ドルの保証金（適用される場合がある。）</li></ul>	なし

---

## 第6章

### アジュマンにおける権利行使の選択肢

---

本章では、アジュマン首長国において利用可能な主な権利行使の選択肢について考察および説明する。各選択肢の手續に含まれるすべての段階、および、その手續の予測される結果を詳述することにより、各選択肢の詳細を深く検討していく。

アジュマン首長国には、ブランド所有者が検討可能な主な権利行使の選択肢が四つある。すなわち、行政上、刑事上、民事上および税関上の措置である。

## 第1節

### 行政上の選択肢 - ADED

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける行政上の権利行使について定めた手続を参照されたい。これらの手続のほとんどは、シャルジャで行われる手続に適用されるが、いくつかの例外がある。本節では、この例外、およびドバイとアジュマン間の行政上の権利行使手続における相違点について考察する。

アジュマンにおける行政上の権利執行は、アジュマン首長国において模倣品取締措置を担当する行政当局であるアジュマン経済開発局（ADED）により行われる。

#### 1.1 管轄権

ADEDの管轄権は、アジュマンで営業しているすべての業者または会社に及ぶ。しかし、これは、主としてアジュマンのオンショアを対象としており、フリーゾーンは対象としていない。

ただし、ADEDは、アジュマン・チャイナ・モールにおいて商標の権利行使を行う許可をアジュマン首長から得ている。ドバイのドラゴン・マートと同様、アジュマン・チャイナ・モールは、アジュマン・フリーゾーン庁の管理下にある。このモールは、中国人投資家により完全所有されている多数の会社の拠点である。これらの会社は、その多くが中国に本拠地を置く工場の出張所であり、その他は中国で製造された製品の小売業者および卸売業者である。

ADEDは、閉まっている商業施設に立ち入ることができず、強制的に立ち入ることもない。また、居住施設にも立ち入らない。

#### 1.2 商標の状況

ADEDは、UAEにおける商標登録に基づいて行為し、模倣品に関する行政上の苦情申立を受け付ける。ADEDは、別個の記録制度を有しない。

#### 1.3 自発的措置

ドバイと異なり、ADEDは自発的措置を講じない。

#### 1.4 苦情申立

ブランド所有者またはその法定代理人は、市場内の業者に対する苦情申立書を提出することができ、その業者数に制限はない。苦情申立書は、以下の手続に従って、紙ベースで提出しなければならない。

##### 1.4.1 苦情申立書の作成

ブランド所有者は、苦情申立書をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が苦情申立書の英語版の作成を希望する場合、苦情申立書を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

AEDED は、ブランド所有者が追加を希望するだけの数の商標について苦情申立書を受け付ける。

1 件の苦情申立書で対象とすることのできる業者の数に制限はない。

実務では、苦情申立書を作成する際、以下の情報を記載することが推奨される。

- 苦情申立人の名前
- 侵害者の名前および住所
- 苦情申立人の権利および AEDED に記録された関連標章の詳細
- 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- 苦情申立の法的根拠
- ブランド所有者の請求
- 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提供すべきである。
- 苦情申立書には、以下の補助資料を添付することもできる。
  - 法定代理人の委任状の写し
  - 商標登録証の写し
  - 業者／販売店の所在地図、または所在場所の詳細な説明
  - 業者から購入した製品の領収書

すべての文書は、ハード・コピーで AEDED に提出すべきである。

#### 1.4.2 サンプル

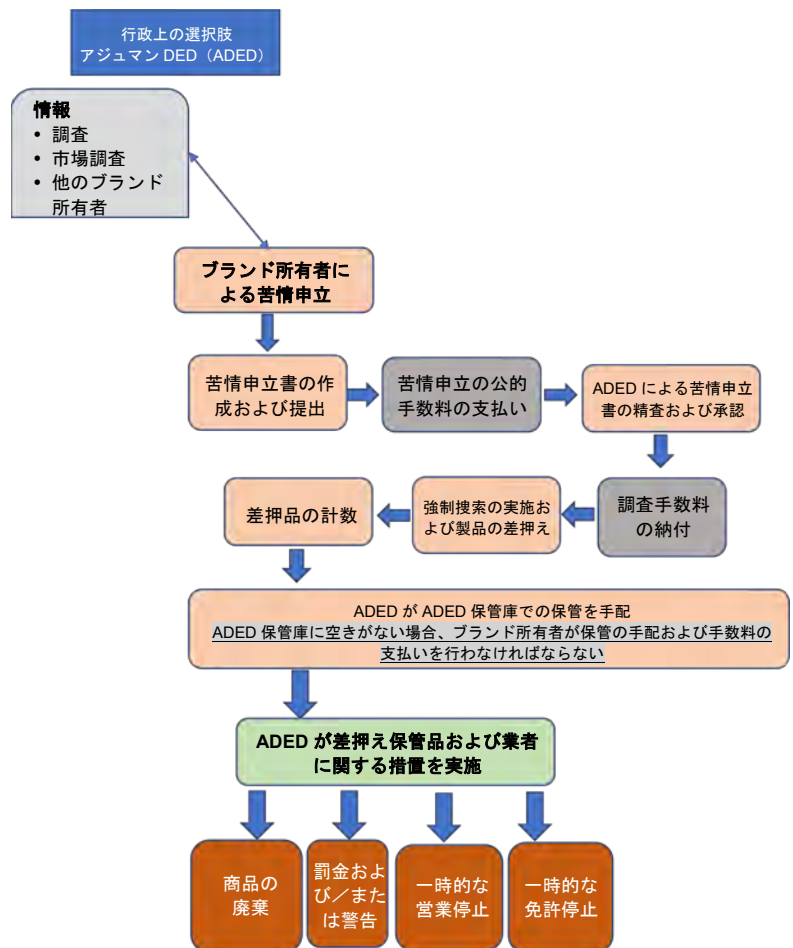
サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、AEDED の実務において奨励されている補助的手続である。

#### 1.4.3 苦情申立の承認および調査

AEDED は、ブランド所有者または法定代理人により提出された苦情申立書を精査する。実務では、すべての情報が明確であり、必要な文書が有効であり、かつ、適切に提出されている場合、AEDED は 2 から 3 業務日で苦情申立を承認することができる。

#### 1.4.4 公的手数料

- 苦情申立手数料：1 件の苦情申立につき **550 米ドル**
- 調査手数料（業者の数による）：3 業者までは **278 米ドル**、追加の 1 業者ごとに **87 米ドル** 追加、または
- 倉庫の調査手数料は、1 倉庫につき **687 米ドル** である。



## 1.5 差押品に関する流れ

ADED は、模倣品を差し押さえ、差押報告書を作成し、当該製品を保管する。

### 1.5.1 差押報告書

差押え後、ADED の検査官は、差し押さえた製品の数量および数量についての報告書を作成し、この報告書に店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。

### 1.5.2 輸送および保管

ADED は、すべての差押品の輸送および保管を手配する。輸送および保管の費用は、ADED が負担する。

ただし、ADED の保管施設は比較的小規模である。ADED の保管施設が製品を収容できない場合、ブランド所有者が製品の保管を手配しなければならない。

この場合、保管会社は、保管会社が ADED の報告書に記載の製品を保管する旨を確認する ADED 宛ての書簡を作成する必要がある。

通常、保管および引渡しの費用は、1 日単位および 1 立法メートル単位で計算される。保管費用は当然会社によって異なるが、以下は、市場において見られる概算料金である。

倉庫保管および取扱の概算費用	
有蓋倉庫料金	1 日当たり 1 立法メートルにつき 2 米ドル
倉庫取扱料金（入庫および出庫）	1 日当たり 1 立法メートルにつき 20 米ドル

## 1.6 差押品の廃棄

ADED は、差押日後 10 日から 15 日以内に差押品を廃棄する。

ブランド所有者または法定代理人は、廃棄に立ち会うよう求められ、広報目的での写真撮影を許可される。その後 ADED は、廃棄報告書を発行する。これは、ADED 本部で受け取ることができる。

## 1.7 罰金および制裁

ADED は、違反した業者に対し、以下の措置のうち 1 または複数を経る権利を有する。

- 業者に対して警告を行うこと
- 業者に対して罰金を科すこと。実務では、罰金は **4,100 米ドル** であり、違反が繰り返された場合には倍増される（最高 **2 万 7,250 米ドル**）。
- 差押品を押収し、上記廃棄を手配すること
- 業者の施設（店舗／販売店／倉庫）を 6 カ月以下の期間閉鎖すること
- 業者の営業許可または職業免許を取り消すこと



## 1.8 研修

ADED は、ブランド所有者に帰属する真正ブランド品と模倣品とを識別する方法について ADED の検査官に教えるため、詳細に及ぶ研修を検査官に対して提供するようブランド所有者に強く推奨および奨励している。

## 1.9 オンライン業者に対する ADED の執行

ドバイと異なり、ADED は、オンライン業者に対する苦情申立を行う明確な手続をまだ定めていない。

## 1.10 結論

近年 ADED は、積極性を増している。ADED は、アジュマン首長国における模倣品の取締りに熱心に取り組んでいる。ADED が最近取得したチャイナ・モールへの立入権により、市場は衝撃を受け、模倣品は閉ざされた扉の奥に押しやられることになった。

罰金は高額であり、他の当局と比べれば抑止力を発揮する可能性がある。

この手段についての手数料の要約を以下に記載する。

アジュマン経済開発局による権利行使 - 公的手数料				
措置の種類	商標記録	苦情申立	店舗／倉庫の調査	保管
苦情申立	なし	550 米ドル	<ul style="list-style-type: none"><li>• 3 業者までは 278 米ドル、追加の 1 業者ごとに 87 米ドル追加</li><li>• 1 倉庫につき 687 米ドル</li></ul>	なし。ただし、ADED の倉庫に空きがない場合は、1 日当たり 1 立法メートルにつき 2 米ドルの有蓋倉庫料金、1 日当たり 1 立法メートルにつき 20 米ドルの倉庫取扱料金（入庫および出庫）

## 第2節

### 刑事上の選択肢 - アジュマン警察

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける刑事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続がアジュマンにおいて行われる手続に適用されるが、刑事裁判所の管轄権のみが異なる。

本節では、アジュマンにおける相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第2節を参照されたい。

#### 2.1 裁判所の構成

唯一の相違点は、アジュマンが独自の首長国裁判所を設置していないということである。そのため、事件は、連邦刑事裁判所に送られる。

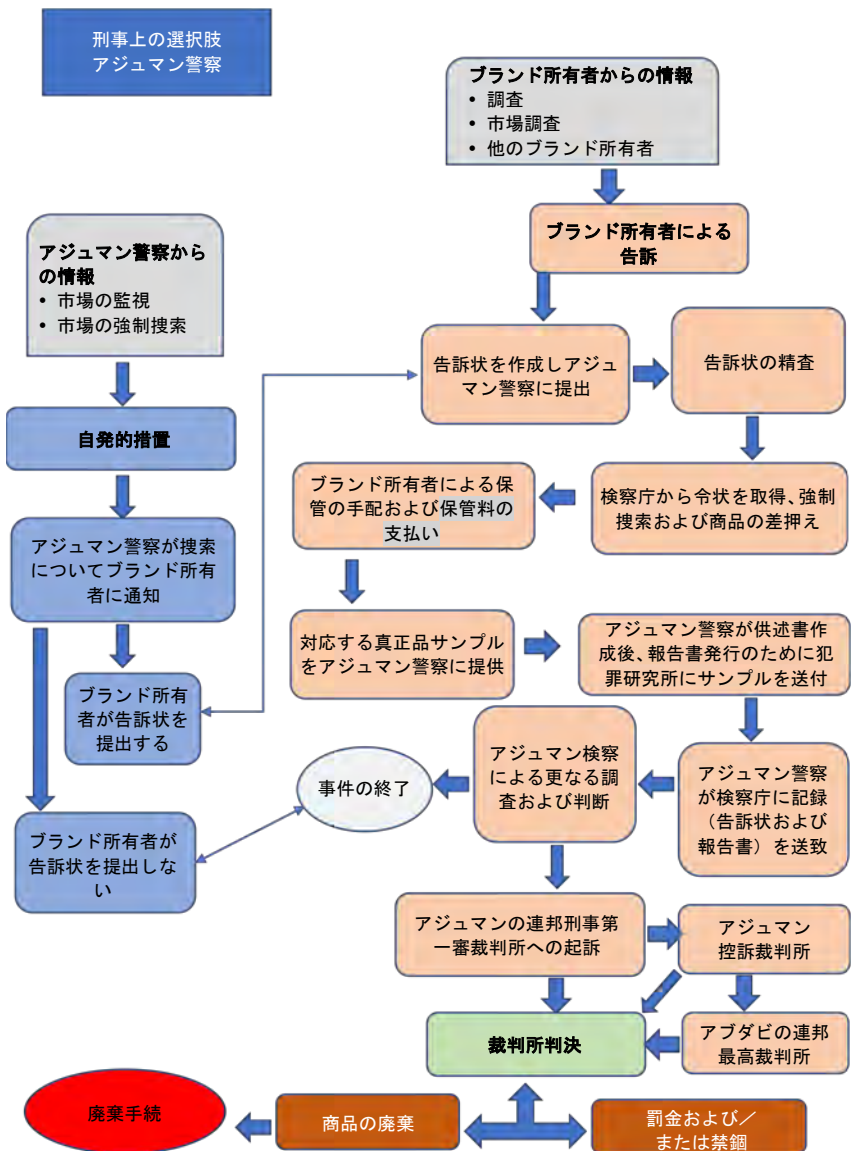
第一審裁判所および控訴裁判所はアジュマンに所在する。しかし、控訴裁判所の判決については、首都であるアブダビに所在する最高裁判所にのみ告訴することができる。

#### 2.2 結論

アジュマン首長国において、アジュマン警察は、非常に積極的であり、措置を講じることに熱心である。大規模倉庫の強制捜査が成功した例が複数ある。またアジュマン警察は、手続の有効性を確保するために、ADED と進んで協力している。

罰金には裁判所命令が必要である。命じられる罰金の額は、損害および模倣者の行為に比例したものではない。この罰金は低額であり、抑止力に欠けるとも考えられる。

廃棄にも裁判所命令が必要である。そのため、終了するまでに1年以上かかる。



### 第3節

## 民事上の選択肢 - 連邦民事裁判所

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける民事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続がアジュマンにおいて行われる手続に適用されるが、裁判所の構成および手数料のみが異なる。

本節においては、アジュマンにおける相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第3節を参照されたい。

### 3.1 裁判所の構成

アジュマンは、独自の首長国裁判所を設置していない。そのため事件は、連邦民事裁判所に提起される。

第一審裁判所および控訴裁判所はアジュマンに所在する。しかし、控訴裁判所の判決については、首都であるアブダビに所在する最高裁判所にのみ上告することができる。

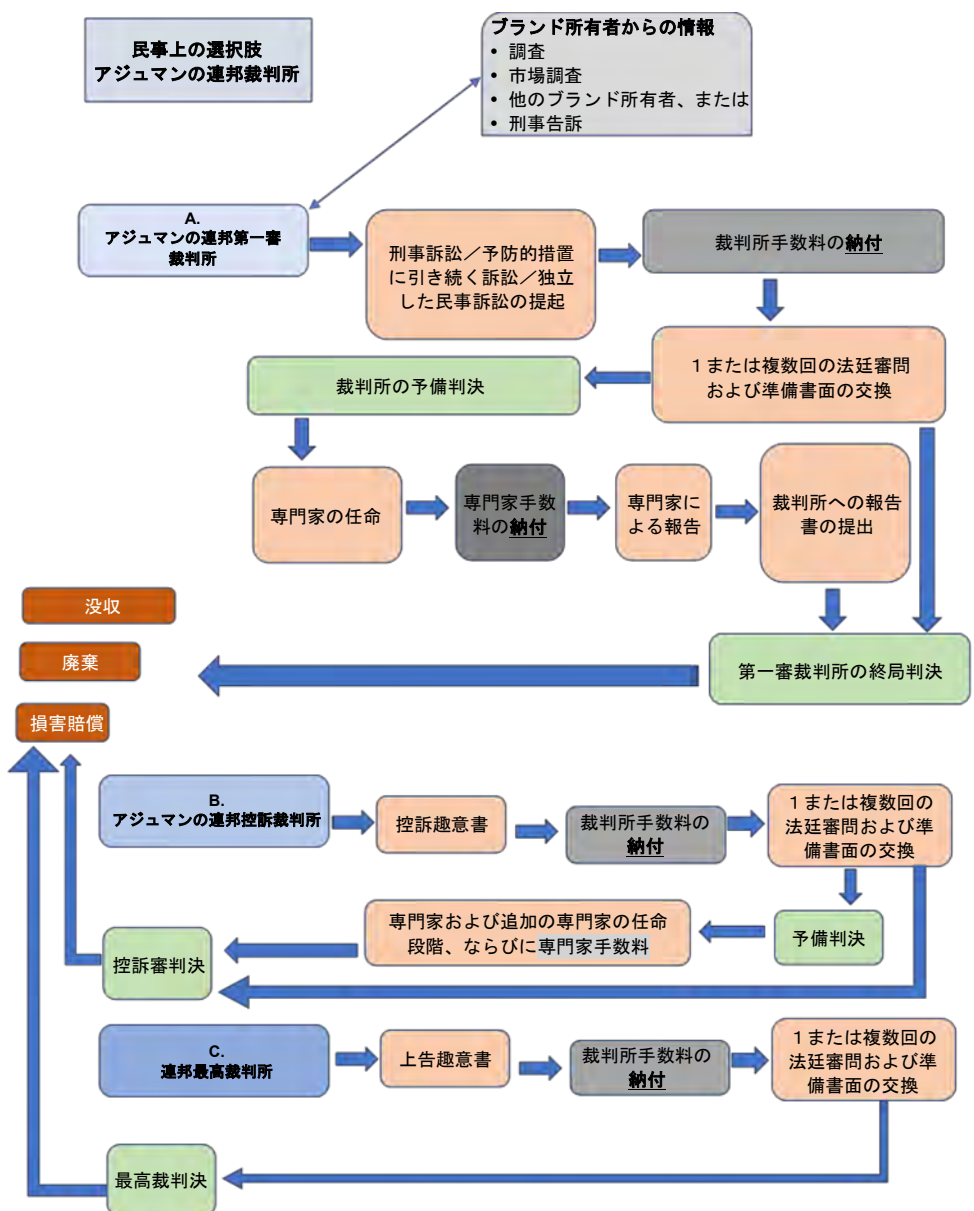
### 3.2 公式費用

#### a) 第一審裁判所

総請求額が2万7,250米ドル以下の場合には総請求額の4パーセント、2万7,250米ドルを超える場合は総請求額の5パーセント（最高8,175米ドル）

#### b) 控訴裁判所

控訴段階における公的手数料は、第一審裁判所に納付した公的手数料の50パーセントである。



### c) 上告最高裁判所

上告段階における公的手数料は、控訴裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセントである。

上記の費用は、賠償請求額、または事件の対象である請求の総額に基づいて、裁判所によって査定される。

### 3.3 結論

民事上の権利行使手続は、ドバイにおける手続に非常に類似している。さらに、この手段を利用する理由も、ドバイにおけるものとほとんど同じである。しかし、アジュマン裁判所が知的財産権事件の経験が比較的少ないことには留意すべきである。論点を整理し、裁判所および任命される専門家を教育するには、より多くの労力と時間とを要する可能性がある。

以下は、この手段に関連する費用の要約である。

アジュマンの民事裁判所 - 公的手数料				
民事裁判所	専門家	文書の翻訳および認証	裁判所手数料	訴訟記録の複写
第一審裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル	1 ページにつき 35 米ドル。 該当する場合には認証手数料が追加されることがある。 または 1 文書につき 2,500 米ドル	- 総請求額が 2 万 7,250 米ドル以下の場合には総請求額の 4 パーセント、2 万 7,250 米ドルを超える場合は総請求額の 5 パーセント (最高 8,175 米ドル)	1 ページにつき 3~4 米ドル
控訴裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル		第一審裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき 3~4 米ドル
最高裁判所	なし		控訴裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき 3~4 米ドル

## 第4節

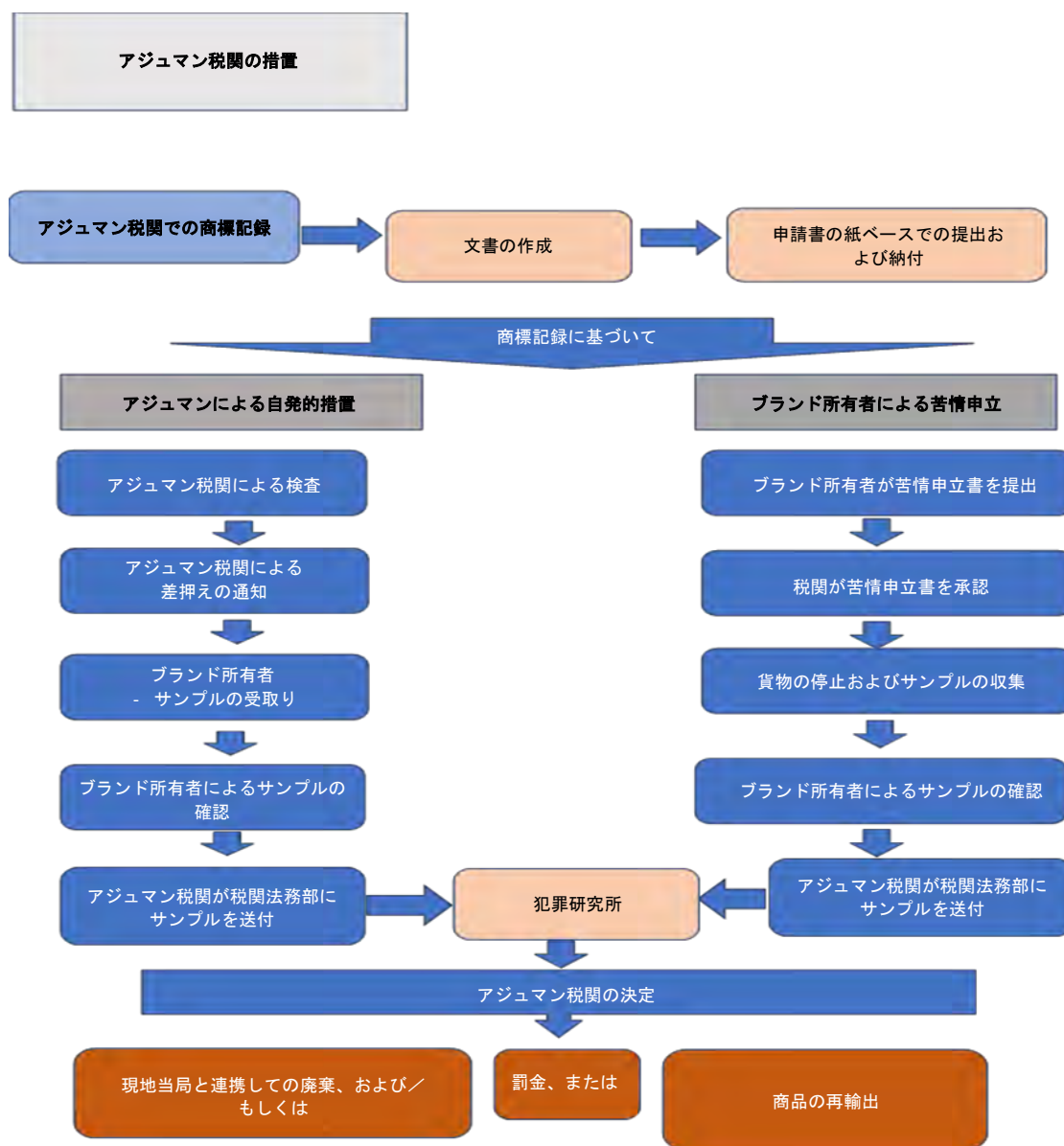
### アジュマン税関

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける税関上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続がアジュマンにおいて行われる手続に適用されるが、一つの点のみが異なる。

本節においては、アジュマンにおける相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第4節を参照されたい。

#### 4.1 オンライン記録制度の不存在

アジュマンとドバイの手続間における唯一の相違点は、アジュマンにはオンラインの商標記録制度がないことである。申請はすべて、紙ベースで行わなければならない。



#### 4.2 結論

アジュマン税関が知的財産権の執行においてドバイ税関と比べて経験が比較的少ないことに注意する必要がある。年間を通じて、アジュマン税関に報告される事案の数はかなり少ない。しかし、税関検査官は、知的財産権侵害について学ぶことにかなり意欲を見せている。

以下は、この手段についての手数料の要約である。

**アジュマン税関 - 公的手数料**

措置の種類	商標記録	苦情申立手数料	追加	保管
自発的措置		550 米ドル	なし	なし
苦情申立	1 商標につき 55 米ドル	550 米ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 緊急苦情申立手数料は、 苦情申立手数料に加えて 136 米ドル</li> <li>• 苦情申立が真実であった 場合には返還される 1,365 米ドルの保証金（適 用される場合がある。）</li> </ul>	なし

---

## 第7章

### ラス・アル・ハイマ (RAK) における権利行使の選択肢

---

本章では、ラス・アル・ハイマ (RAK) 首長国において利用可能な主な権利行使の選択肢について考察および説明する。各選択肢の手續に含まれるすべての段階、およびその手續の予測される結果を詳述することにより、各選択肢の詳細を深く検討していく。

RAK 首長国には、ブランド所有者が検討可能な主な権利行使の選択肢が四つある。すなわち、行政上、刑事上、民事上および税関上の措置である。

## 第1節

### 行政上の選択肢 - RAKDED

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける行政上の権利行使について定めた手続を参照されたい。これらの手続のほとんどは、RAK で行われる手続に適用されるが、いくつかの例外がある。本節においては、この例外、およびドバイと RAK 間の行政上の権利行使手続間における相違点について考察する。

RAK における行政上の権利行使は、RAK 首長国において模倣品取締措置を担当する現地行政当局であるラス・アル・ハイマ経済開発局（RAKDED）によって行われる。

#### 1.1 管轄権

RAKDED の管轄権は、RAK で営業しているすべての業者または会社に及ぶ。しかし、これは、主として RAK のオンショアを対象としており、フリーゾーンは対象としていない。

RAKDED は、閉まっている商業施設に立ち入ることができず、強制的に立ち入ることもない。また、住居施設にも立ち入らない。

#### 1.2 商標の状況

RAKDED は、UAE における商標登録に基づいて行為し、模倣品に関する行政上の苦情申立を受け付ける。RAKDED は、別個の記録制度を有しない。

#### 1.3 自発的措置

ドバイと異なり、RAKDED は自発的措置を講じない。

#### 1.4 苦情申立

ブランド所有者またはその法定代理人は、市場の業者に対する苦情申立を提出することができ、その業者数に制限はない。苦情申立書は、以下の手続に従って、RAKDED のウェブサイトを通じてオンラインで、または紙ベースで提出することができる。

##### 1.4.1 苦情申立書の作成

ブランド所有者は、苦情申立書をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が苦情申立書の英語版の作成を希望する場合、苦情申立書を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

RAKDED は、ブランド所有者が追加を希望するだけの数の商標について苦情申立書を受け付ける。

1 件の苦情申立書で対象とすることのできる業者の数に制限はない。

実務では、苦情申立書を作成する際、以下の情報を記載することが推奨される。



- 苦情申立人の名前
- 侵害者の名前および住所
- 苦情申立人の権利および関連する商標の詳細
- 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- 苦情申立の法的根拠
- ブランド所有者の請求
- 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提供すべきである。
- 苦情申立書には、以下の補助資料を添付することもできる。
  - 法定代理人の委任状の写し
  - 商標登録証の写し
  - 業者／販売店の所在地図、または所在場所の詳細な説明
  - 業者から購入した製品の領収書

すべての文書は、ハード・コピーで RAKDED に提出すべきである。

#### 1.4.2 サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、RAKDED 実務により奨励されている補助的手続である。

#### 1.4.3 苦情申立の承認および調査

RAKDED は、ブランド所有者または法定代理人から提出された苦情申立書を精査する。実務では、すべての情報が明確であり、必要な文書が有効であり、かつ適切に提出されている場合、RAKDED は 2 から 3 業務日で苦情申立書を承認することができる。

#### 1.4.4 公的手数料

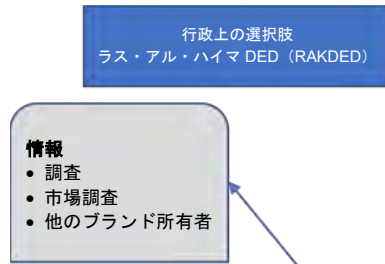
- 苦情申立手数料：1 件の苦情申立につき **550 米ドル**
- 調査手数料（業者の数による）：1 業者につき **87 米ドル**

#### 1.5 差押品に関する流れ

RAKDED は、模倣品を差し押さえ、差押報告書を作成し、当該製品を保管する。

### 1.5.1 差押報告書

差押え後、RAKDED の検査官は、差押品の数量および数量について報告書を作成し、この報告書には店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。



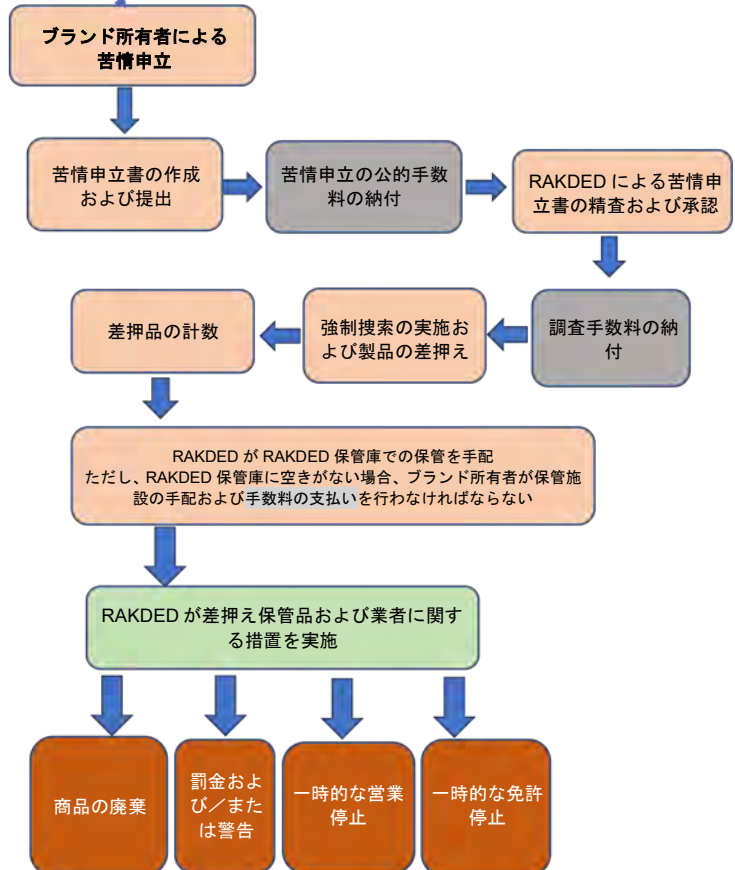
### 1.5.2 輸送および保管

RAKDED は、すべての差押品について輸送および保管を手配する。輸送および保管の費用は、RAKDED が負担する。

ただし、RAKDED の保管施設は比較的小規模である。RAKDED の保管施設が製品を収容できない場合、ブランド所有者が製品の保管を手配しなければならない。

この場合、保管会社は、保管会社が RAKDED の報告書に記載の製品を保管する旨を確認する RAKDED 宛ての書簡を作成する必要がある。

通常、保管および引渡し費用は、1日単位および1立法メートル単位で計算される。保管費用は当然会社によって異なるが、以下は、市場において見られる概算料金である。



倉庫保管および取扱の概算費用	
有蓋倉庫手数料	1日当たり 1立法メートルにつき 2米ドル
倉庫取扱料金 (入庫および出庫)	1日当たり 1立法メートルにつき 20米ドル

### 1.6 差押品の廃棄

RAKDED は、差押日後 10 日から 15 日以内に差押品を廃棄する。

ブランド所有者または法定代理人は、廃棄に立ち会うよう求められ、広報目的での写真撮影を許可される。その後 RAKDED は、廃棄証明書を発行する。これは、RAKDED 本局で受け取ることができる。

## 1.7 罰金および制裁

RAKDED は、違反した業者に対して、以下の措置のうち 1 または複数を選択する権利を有する。

- 業者に対して警告を行うこと
- 業者に対して罰金を科すこと。実務では、罰金は **1,360 米ドル** であり、違反が繰り返された場合には倍増される。
- 差押品を押収し、上記廃棄を手配すること
- 業者の施設（店舗／販売店／倉庫）を 6 カ月以下の期間閉鎖すること
- 業者の営業許可または職業免許を取り消すこと

## 1.8 研修

RAKDED は、ブランド所有者に帰属する真正ブランド品と模倣品とを識別する方法について RAKDED の検査官に教えるため、詳細に及ぶ研修を検査官に対して提供しようブランド所有者に強く推奨および奨励している。

## 1.9 オンライン業者に対する RAKDED の執行

ドバイと異なり、RAKDED は、オンライン業者に対する苦情申立を行う明確な手続をまだ定めていない。

## 1.10 結論

RAKDED の利用はあまり多くない。RAKDED は、前述した首長国と比べ、知的財産の権利行使の経験が比較的少ない。しかし、UAE における知的財産の優先度が高まってきているため、RAK は、UAE への多くの訪問者にとっても現地の居住者にとっても旅行に適した場所であることを考えると、知的財産の権利行使を強化することが期待される首長国の一つである。

罰金は低額であり、抑止力に欠ける。

この手段についての手数料の要約を以下に記載する。

RAK 経済開発局による権利行使 - 公的手数料				
措置の種類	商標記録	苦情申立	店舗／倉庫の調査	保管
苦情申立	なし	550 米ドル	1 業者につき 87 米ドル	RAKDED の保管施設に空きがある限り、なし。 有蓋倉庫料金は、1 日当たり 1 立法メートルにつき <b>2 米ドル</b> 倉庫取扱料金（入庫および出庫）は、1 日当たり 1 立法メートルにつき <b>20 米ドル</b>

## 第2節

### 刑事上の選択肢 - RAK 警察

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける刑事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続が RAK において行われる手続に適用される。

本節では、RAK における相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第2節を参照されたい。

#### 2.1 裁判所の構成

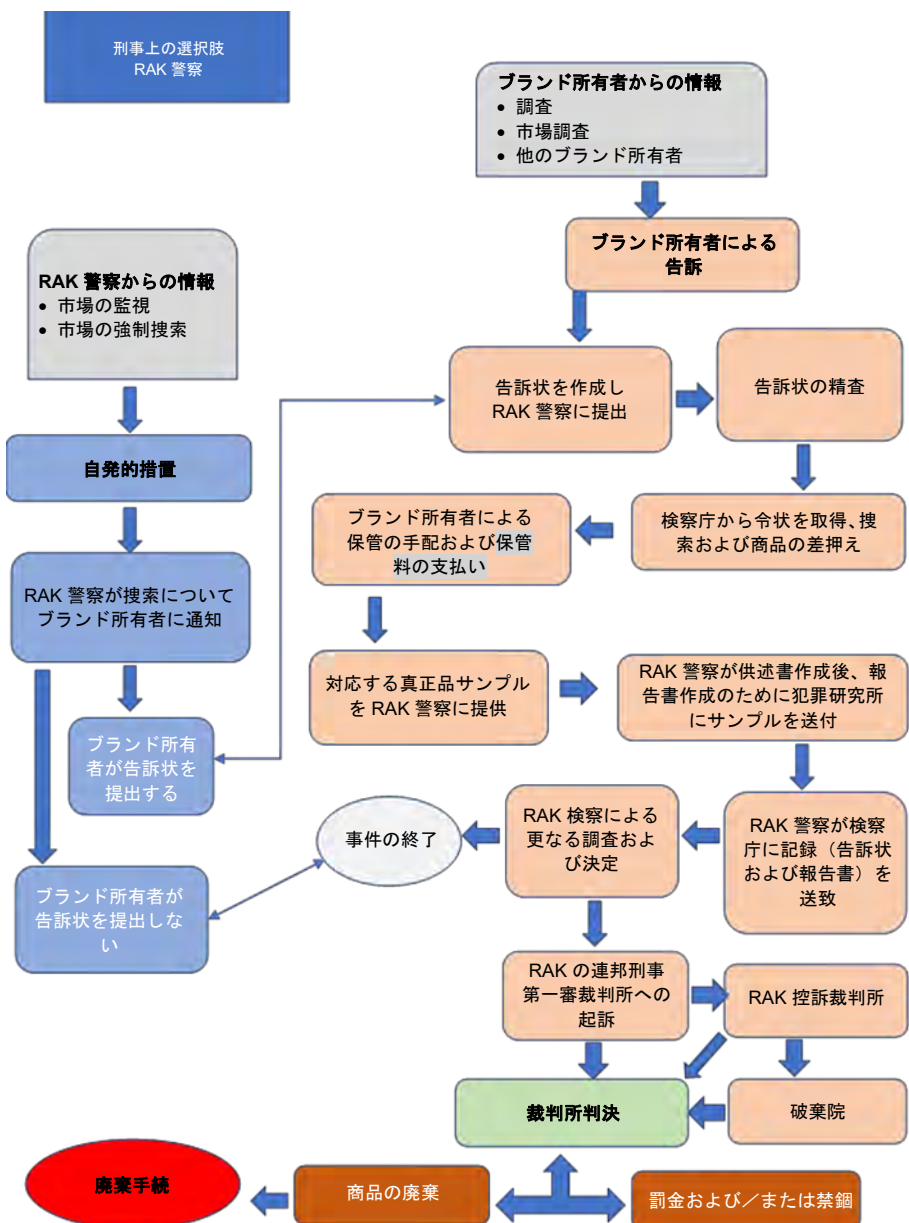
RAK は、独自の首長国裁判所を設置している。そのため事件は、RAK の首長国刑事裁判所に送られる。

第一審裁判所、控訴裁判所および破棄院は、RAK に所在する。

#### 2.2 結論

RAK 首長国において、RAK 警察は、非常に積極的であり、措置を講じることに熱心である。大規模倉庫の強制捜索が成功した例が複数ある。また RAK 警察は、手続の有効性を確保するために、RAKDED と進んで協力している。罰金には裁判所命令が必要である。命じられる罰金の額は、損害および模倣者の行為に比例したものではない。この罰金は低額であり、抑止力に欠けるとも考えられる。

廃棄にも裁判所命令が必要である。そのため、終了するまでに1年以上かかる。



## 第3節

### 民事上の選択肢 - RAK 民事裁判所

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける民事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続が RAK において行われる手続に適用されるが、手数料のみが異なる。

本節では RAK における相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第3節を参照されたい。

#### 3.1 公的費用

首長国に納付する裁判手数料に関する2017年法律第13号（「RAK 手数料法」）

##### a) 第一審裁判所

総請求額の10パーセント（最高8,174米ドル）

##### b) 控訴裁判所

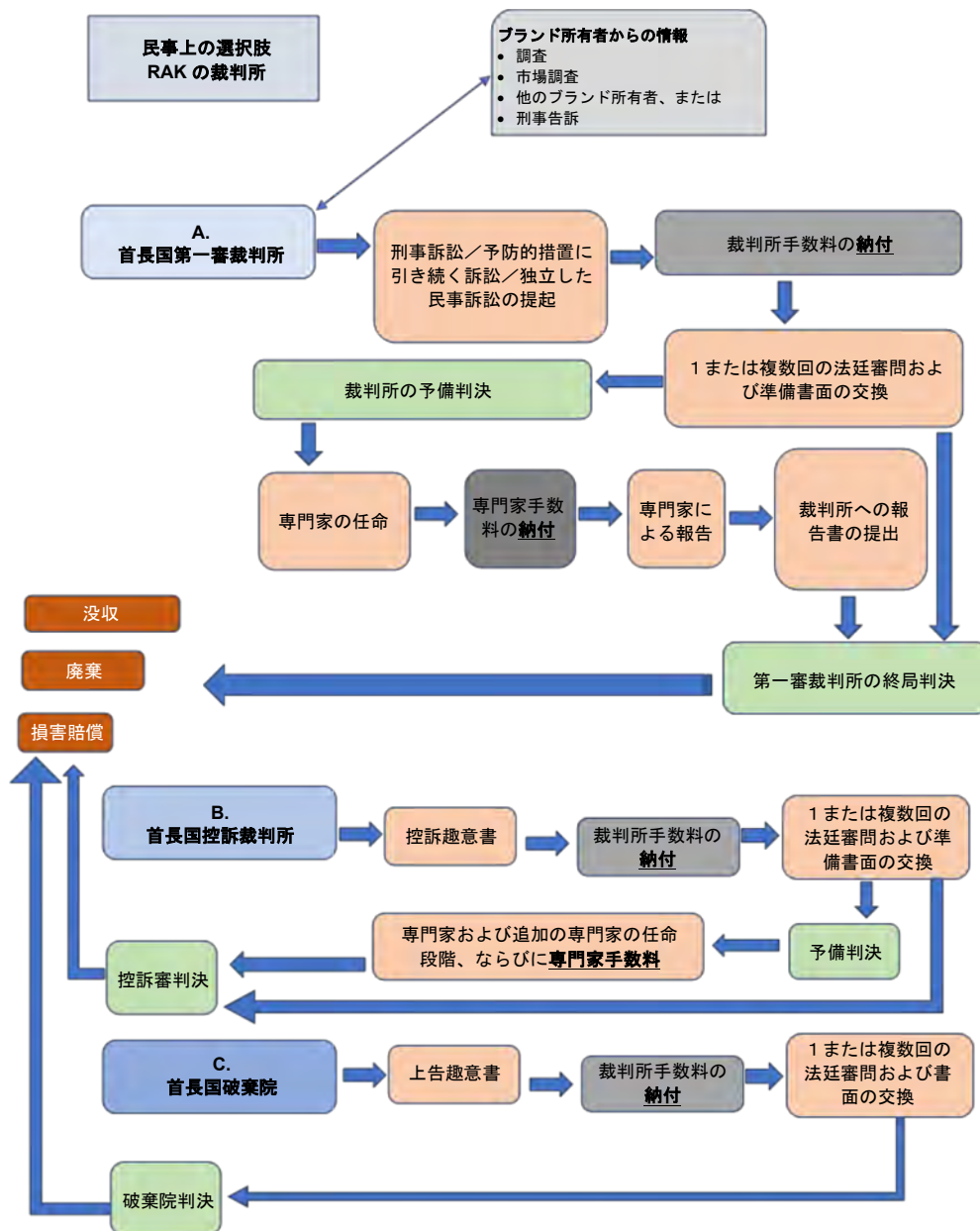
控訴段階における公的手料金は、第一審裁判所に納付した公的手料金の50パーセントである。

##### c) 破棄院

破棄院段階における公的手料金は、控訴裁判所に納付した公的手料金の50パーセントである。

#### 3.2 結論

民事上の権利行使手続は、ドバイにおける手続に非常に類似している。さらに、この手段を利用する理由も、ドバイにおけるものと同様である。しかし、RAK の裁判所が知的財産権事件の経験が比較的少ないことに留意すべきである。論点を整理し、裁判所および任命される専門家を教育するには、より多くの労力と時間とを要する可能性がある。



## 第4節

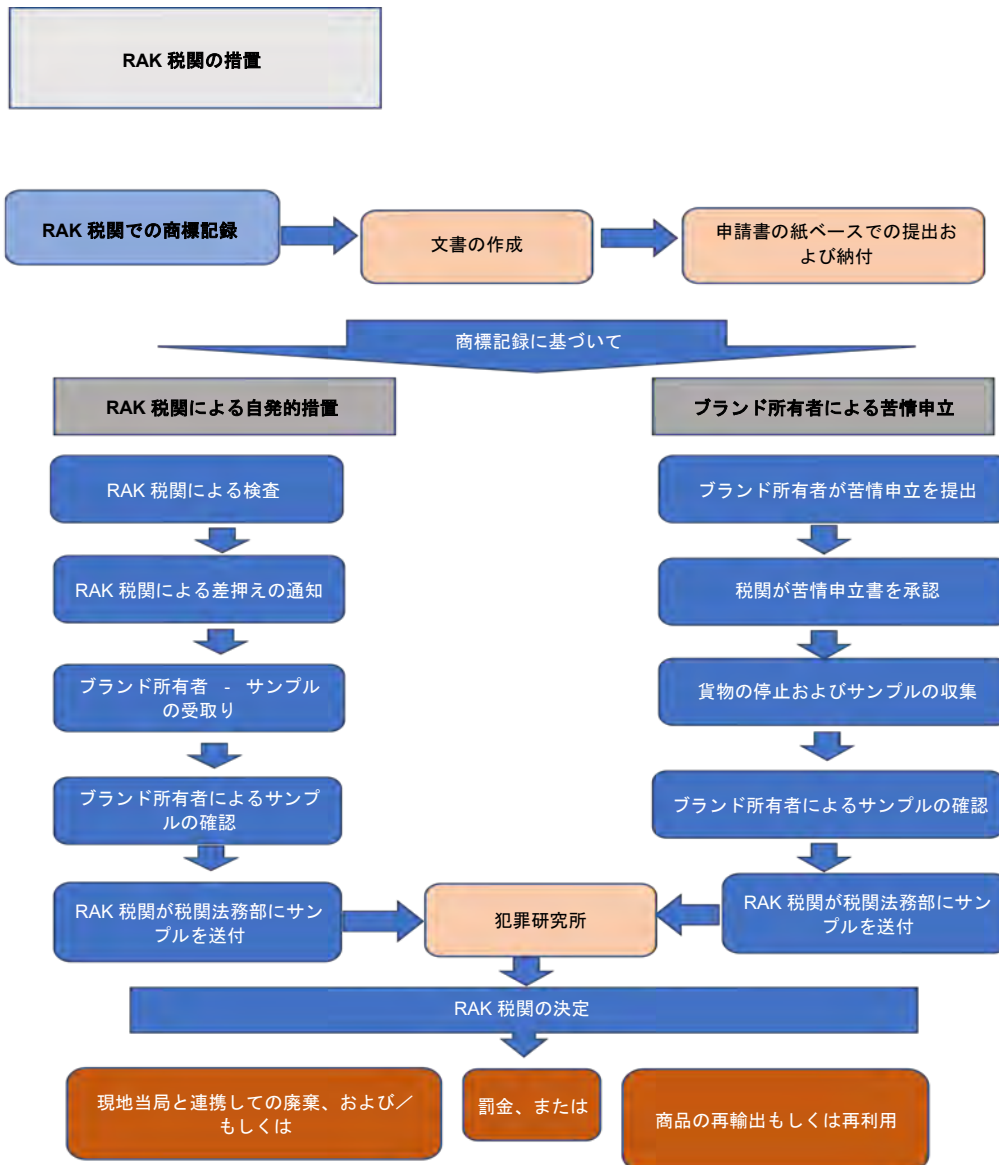
### RAK 税関

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける税関上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続が RAK において行われる手続に適用されるが、標章の記録に関して一つ相違点があり、手数料にも若干の違いがある。

本節では、RAK における相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第4節を参照されたい。

#### 4.1 オンライン記録制度の不存在

RAKとドバイの手続間における唯一の相違点は、RAKにはオンラインの商標記録制度がないことである。申請はすべて、紙ベースで行わなければならない。



#### 4.2 結論

RAK 税関は、知的財産権の執行においてドバイ税関と比べて経験が比較的少ない。年間を通じて、RAK 税関に報告される事案の数はかなり少ない。

以下は、この手段についての手数料の要約である。

RAK 税関 - 公的手数料

措置の種類	商標記録	苦情申立手数料	追加	保管
自発的措置			<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて <b>136 米ドル</b>、 公休日苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて <b>272 米ドル</b></li> </ul>	なし
苦情申立	1 商標につき <b>55 米ドル</b> なし	<b>550 米ドル</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて <b>136 米ドル</b></li> <li>公休日苦情申立手数料は、苦情申立手数料に加えて <b>272 米ドル</b></li> <li>苦情申立が真実であった場合には返還される <b>800 米ドル</b>の保証金（適用される場合がある。）</li> </ul>	なし

---

## 第8章

### ウンム・アル・カイワイン (UAQ) における権利行使の選択肢

---

本章では、ウンム・アル・カイワイン (UAQ) 首長国において利用可能な主な権利行使の選択肢について考察および説明する。各選択肢の手續に含まれるすべての段階、およびその手續の予測される結果を詳述することにより、各選択肢の詳細を深く検討していく。

UAQ 首長国には、ブランド所有者が検討可能な主な権利行使の選択肢が三つある。すなわち、行政上、刑事上および民事上の措置である。UAQ は、税関による模倣品取締手續を有しない。



## 第1節

### 行政上の選択肢 - UAQDED

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける行政上の権利行使について定めた手続を参照されたい。これらの手続のほとんどは、UAQで行われる手続にも適用されるが、いくつかの例外がある。本節では、この例外、およびドバイとUAQ間の行政上の権利行使手続における相違点について考察する。

UAQにおける行政上の権利行使は、UAQ 首長国において模倣品取締措置を担当する現地行政当局であるUAQ 経済開発局 (UAQDED) によって行われる。

#### 1.1 管轄権

UAQDEDの管轄権は、UAQで営業しているすべての業者または会社に及ぶ。しかし、これは、主としてUAQのオンショアを対象としており、フリーゾーンは対象としていない。

UAQDEDは、閉まっている商業施設に立ち入ることができず、強制的に立ち入ることもない。また、居住施設にも立ち入らない。

#### 1.2 商標の状況

UAQDEDは、UAEにおける商標登録に基づいて行為し、模倣品に関する行政上の苦情申立を受け付ける。UAQDEDは、別個の記録制度を有しない。

#### 1.3 自発的措置

ドバイと異なり、UAQDEDは自発的措置を講じない。

#### 1.4 苦情申立

ブランド所有者またはその法定代理人は、市場の業者に対する苦情申立書を提出することができ、その業者数に制限はない。苦情申立書は、以下の手続に従って、紙ベースでのみ提出することができる。

##### 1.4.1 苦情申立書の作成

ブランド所有者は、苦情申立書をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が苦情申立書の英語版の作成を希望する場合、苦情申立書を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

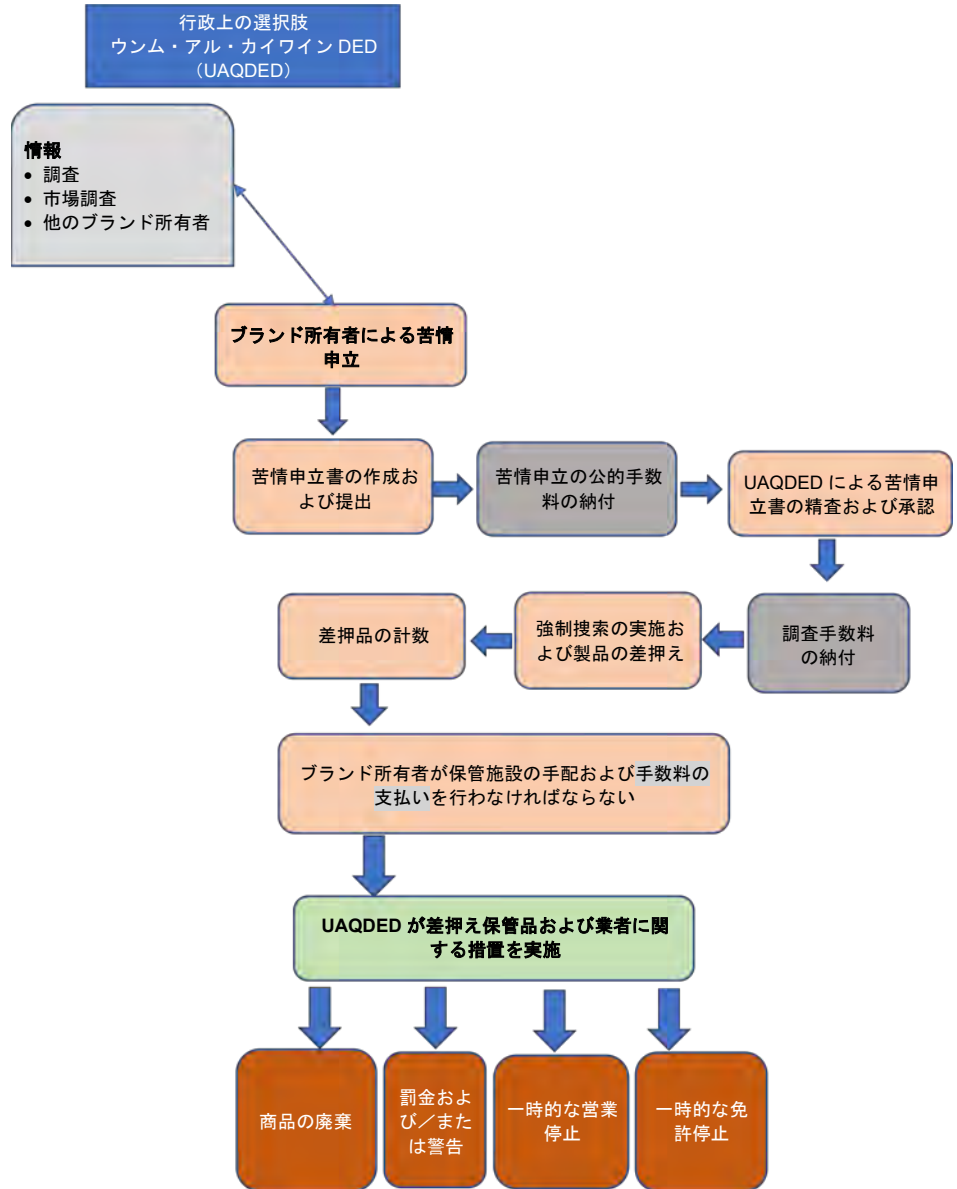
UAQDEDは、ブランド所有者が追加を希望するだけの数の商標について苦情申立書を受け付ける。ただし、ブランド所有者は、複数の標章を含む苦情申立書を提出する前に、その件について最初にUAQDEDと協議すべきである。UAQDEDの裁量で、苦情申立書が拒絶される場合もある。

1件の苦情申立書で対象とすることのできる業者の数に制限はない。

実務では、苦情申立書を作成する際、以下の情報を記載することが推奨される。

- ・ 苦情申立人の名前
- ・ 侵害者の名前および住所
- ・ 苦情申立人の権利および関連する商標の詳細
- ・ 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- ・ 苦情申立の法的根拠
- ・ ブランド所有者の請求
- ・ 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- ・ 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提供すべきである。
- ・ 苦情申立書には、以下の補助資料を添付することもできる。
  - 法定代理人の委任状の写し
  - 商標登録証の写し
  - 業者／販売店の所在地図、または所在場所の詳細な説明
  - 業者から購入した製品の領収書

すべての文書は、ハード・コピーで UAQDED に提出すべきである。



#### 1.4.2 サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、UAQDED の実務において奨励されている補助的手続である。

#### 1.4.3 苦情申立の承認および調査

UAQDED は、ブランド所有者または法定代理人から提出された苦情申立書を精査する。実務では、すべての情報が明確であり、必要な文書が有効であり、かつ適切に提出されている場合、UAQDED は 2 から 3 業務日で苦情申立書を承認することが可能である。

#### 1.4.4 公的手数料

- ・ 苦情申立手数料：1 件の苦情申立につき 550 米ドル

- 調査手数料（業者の数による）：1 業者につき 80 米ドル

## 1.5 差押品に関する流れ

UAQDED は、模倣品を差し押さえ、差押報告書を作成する。ブランド所有者は、輸送および保管を手配する。

### 1.5.1 差押報告書

差押え後、UAQDED の検査官は、差押品の数量および数量について報告書を作成し、この報告書には店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。

### 1.5.2 輸送および保管

UAQDED は、差押品の輸送および保管を手配しない。輸送および保管の費用は、ブランド所有者が負担する。

保管会社は、保管会社が UAQDED の報告書に記載の製品を保管する旨を確認する UAQDED 宛ての書簡を作成する必要がある。

通常、保管および引渡しの費用は、1 日単位および 1 立法メートル単位で計算される。保管費用は当然会社によって異なるが、以下は市場において見られる概算料金である。

倉庫保管および取扱の概算費用	
有蓋倉庫料金	1 日当たり 1 立法メートルにつき 2 米ドル
倉庫取扱料金（入庫および出庫）	1 日当たり 1 立法メートルにつき 20 米ドル

## 1.6 差押品の廃棄

UAQDED は、差押日後 10 日から 15 日以内に差押品を廃棄する。

ブランド所有者または法定代理人は、廃棄に立ち会うよう求められ、広報目的での写真撮影を許可される。その後 UAQDED は、廃棄報告書を発行し、これは UAQDED 本局で受け取ることができる。

## 1.7 罰金および制裁

UAQDED は、違反した業者に対して、以下の措置のうち 1 または複数を選択する権利を有する。

- 業者に対して警告を行うこと
- 業者に対して罰金を科すこと。実務では、罰金は **1,360 米ドル**前後になることが多い。
- 差押品を押収し、上記廃棄を手配すること
- 業者の施設（店舗／販売店／倉庫）を 6 カ月以下の期間閉鎖すること
- 業者の営業許可または職業免許を取り消すこと

## 1.8 研修

UAQDED は、ブランド所有者に帰属する真正ブランド品と模倣品とを識別する方法について UAQDED の検査官に教えるため、詳細に及ぶ研修を検査官に対して提供しようブランド所有者に強く推奨および奨励している。

## 1.9 オンライン業者に対する UAQDED の権利行使

ドバイと異なり、UAQDED は、オンライン業者に関する苦情申立を行う明確な手続をまだ定めていない。

## 1.10 結論

UAQDED の利用はあまり多くない。UAQDED は、前述した首長国と比べ、知的財産の権利行使の経験が比較的少ない。

罰金は低額であり、抑止力に欠ける。

この手段についての手数料の要約を以下に記載する。

UAQ 経済開発局による権利行使 - 公的手数料				
措置の種類	商標記録	苦情申立	店舗／倉庫の調査	保管
苦情申立	なし	550 米ドル	1 業者につき 80 米ドル	なし

## 第2節

### 刑事上の選択肢 - UAQ 警察

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける刑事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続が UAQ において行われる手続に適用されるが、刑事裁判所の管轄権のみが異なる。

本節では、UAQ における相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第2節を参照されたい。

#### 2.1 裁判所の構成

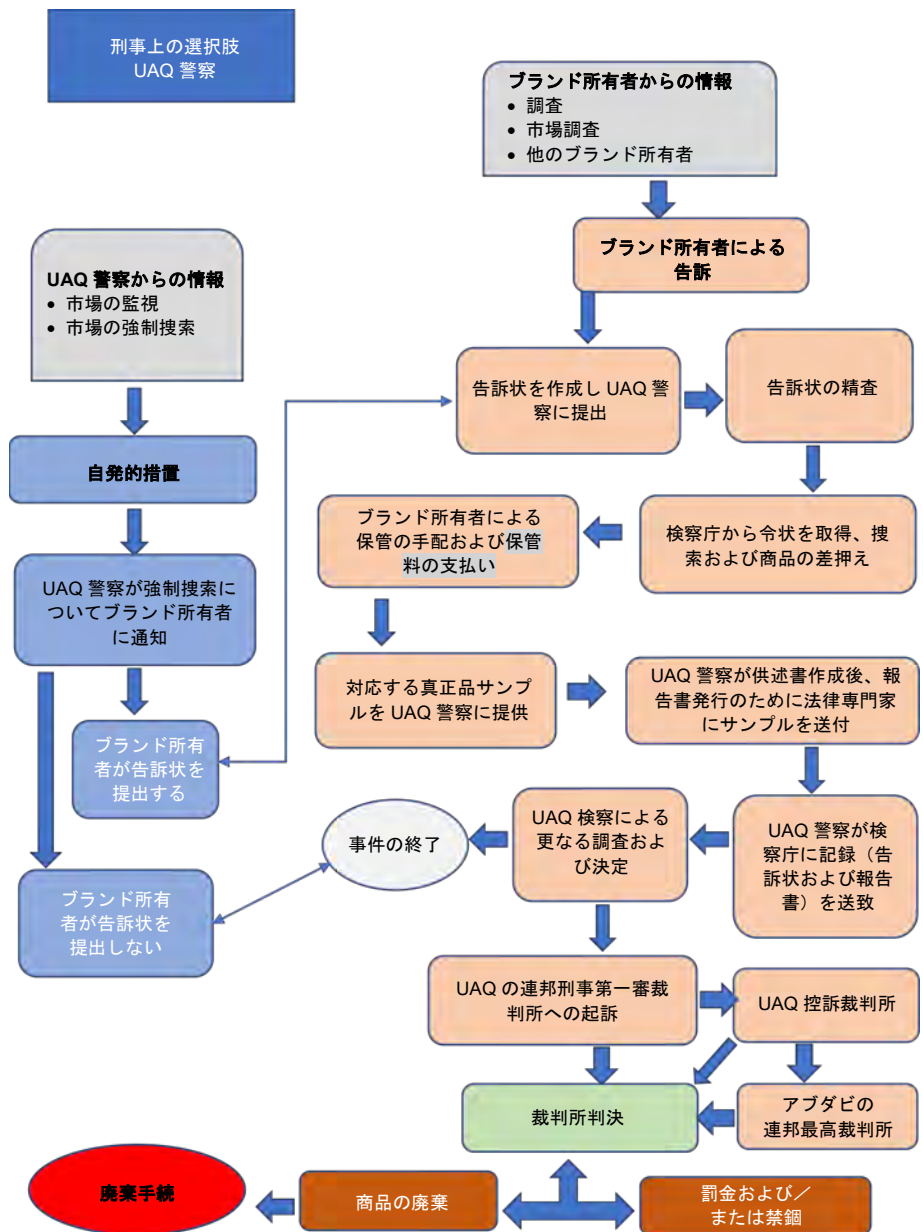
唯一の相違点は、UAQ が独自の首長国裁判所を設置していないということである。そのため、事件は、連邦刑事裁判所に送られる。

第一審裁判所および控訴裁判所は UAQ に所在する。しかし、控訴裁判所の判決については、首都であるアブダビに所在する最高裁判所にのみ上告することができる。

#### 2.2 結論

UAQ 首長国において、知的財産の権利行使は、通常あまり行われていない。そのため UAQ 警察は、模倣品取締りの経験は比較的少ない。事件ごとに関係のある警官を教育するには、より多くの労力と時間とを要する可能性がある。

罰金には裁判所命令が必要である。命じられる罰金の額は、損害および模倣者の行為に比例したものではない。罰金は低額であり、抑止力に欠けるとも考えられる。廃棄にも裁判所の命令が必要となる。そのため、終了するまでに1年以上かかる。



## 第3節

### 民事上の選択肢 - 連邦民事裁判所

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける民事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続がUAQにおいて行われる手続に適用されるが、裁判所の構成および手数料のみが異なる。

本節では、UAQにおける相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第3節を参照されたい。

#### 3.1 裁判所の構成

UAQは、独自の首長国裁判所を設置していない。そのため、事件は、連邦民事裁判所に提起される。

第一審裁判所および控訴裁判所はUAQに所在する。しかし、控訴裁判所の判決については、首都であるアブダビに所在する最高裁判所にのみ上告することができる。

#### 3.2 公的費用

##### a) 第一審裁判所

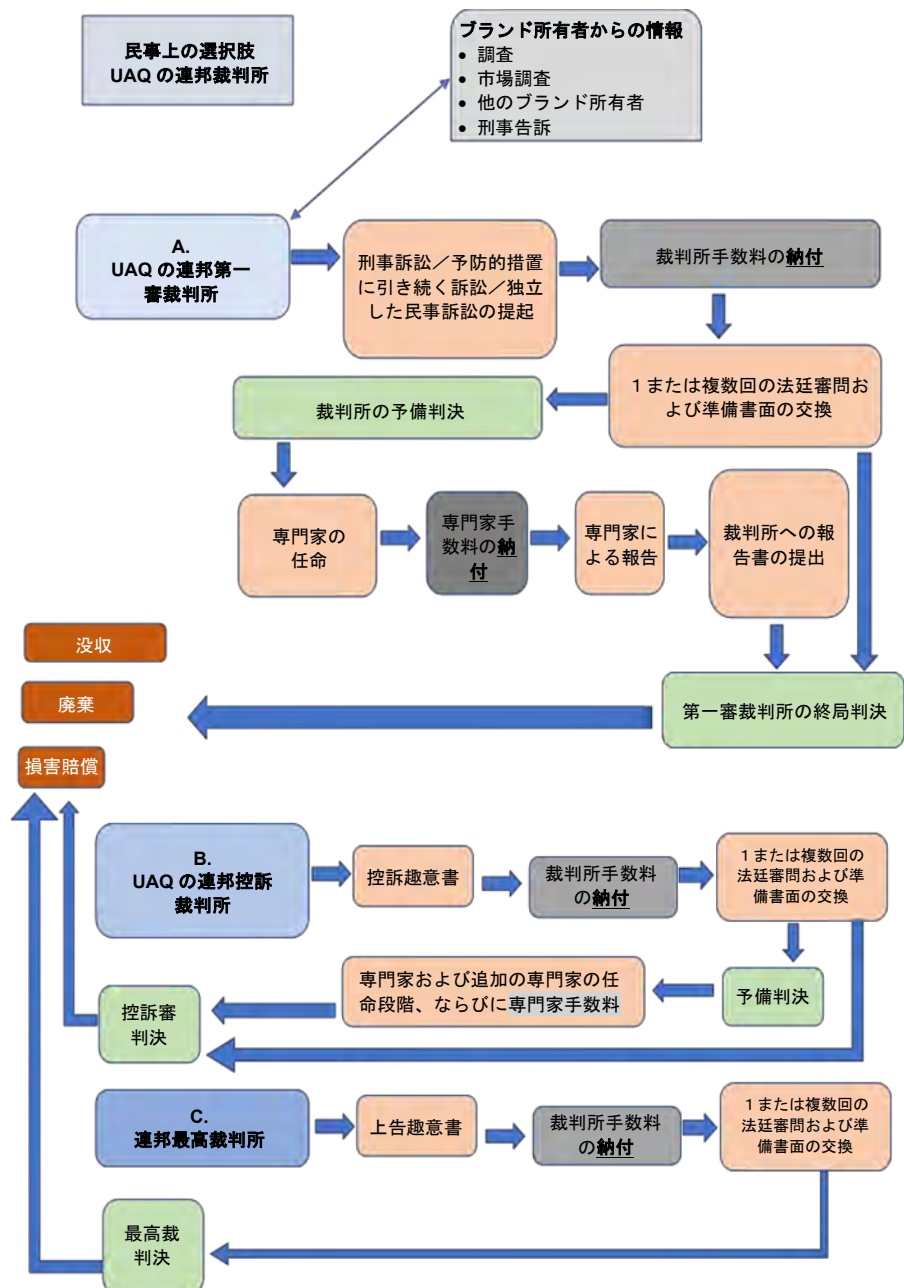
総請求額が2万7,250米ドル以下の場合には総請求額の4パーセント、2万7,250米ドルを超える場合には総請求額の5パーセント（最高8,175米ドル）

##### b) 控訴裁判所

控訴段階における公的手数料は、第一審裁判所に納付した公的手数料の50パーセントである。

##### c) 上告最高裁判所

上告段階における公的手数料は、控訴裁判所に納付した公的手数料の50パーセントである。



上記の費用は、賠償請求額、または事件の対象である請求の総額に基づいて、裁判所によって査定される。

### 3.3 結論

民事上の権利行使手続は、ドバイにおける手続に非常に類似している。さらに、この手段を利用する理由も、ドバイにおけるものとほとんど同じである。しかし、UAQ の裁判所が知的財産権事件の経験が比較的少ないことに留意すべきである。論点を整理し、裁判所および任命される専門家を教育するには、より多くの労力と時間とを要する可能性がある。

以下は、この手段に関連する費用の要約である。

UAQ の民事裁判所 - 公的手数料				
民事裁判所	専門家	文書の翻訳および認証	裁判所手数料	訴訟記録の複写
第一審裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル	1 ページにつき 35 米ドル。 該当する場合には認証手数料が追加されることがある。または 1 文書につき 2,500 米ドル	- 総請求額が 2 万 7,250 米ドル以下の場合には総請求額の 4 パーセント、2 万 7,250 米ドルを超える場合は総請求額の 5 パーセント (最高 8,175 米ドル)	1 ページにつき 3~4 米ドル
控訴裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル		第一審裁判所に支払った公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき 3~4 米ドル
最高裁判所	なし		控訴裁判所に支払った公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき 3~4 米ドル

---

## 第9章

### フジャイラにおける権利行使の選択肢

---

本章では、フジャイラ首長国において利用可能な主な権利行使の選択肢について考察および説明する。各選択肢の手續に含まれるすべての段階、およびその手續の予測される結果を詳述することにより、各選択肢の詳細を深く検討していく。

フジャイラ首長国には、ブランド所有者が検討可能な主な権利行使の選択肢が二つある。すなわち、行政上および民事上の措置である。



## 第1節

### 行政上の苦情申立 - フジャイラ政庁

ブランド所有者は、フジャイラ市場内の業者がブランド所有者の商標を付した模倣品を扱っていることに気付いた場合、フジャイラ政庁に直接苦情申立を行うという選択肢を有する。

#### 1.1 管轄権

フジャイラ政庁の管轄権は、フジャイラで営業しているすべての業者または会社に及ぶ。しかし、これは、主としてフジャイラのオンショアを対象としており、フリーゾーンは対象としてない。

フジャイラ政庁は、閉まっている商業施設に立ち入ることができず、強制的に立ち入ることもない。また、居住施設にも立ち入らない。

#### 1.2 商標の状況

フジャイラ政庁は、UAEにおける商標登録に基づいて行為し、模倣品に関する行政上の苦情申立を受け付ける。フジャイラ都市局は、別個の記録制度を有しない。

#### 1.3 自発的措置

フジャイラ政庁は、自発的措置を講じない。

#### 1.4 苦情申立

ブランド所有者またはその法定代理人は、市場の業者に対する苦情申立書を提出することができ、その業者の数に制限はない。苦情申立書は、以下の手順に従って、紙ベースでのみ提出することができる。

##### 1.4.1 苦情申立書の作成

ブランド所有者は、苦情申立書をアラビア語で作成する必要がある。ブランド所有者が苦情申立書の英語版の作成を希望する場合、苦情申立書を両方の言語で提出する。アラビア語を含めることは必須である。

フジャイラ政庁は、ブランド所有者が追加を希望するだけの数の商標につき苦情申立を受け付ける。

1件の苦情申立書で対象とすることができる業者の数に制限はない。

実務では、苦情申立書を作成する際、以下の情報を記載することが推奨される。

- 苦情申立人の名前
- 侵害者の名前および住所
- 苦情申立人の権利および関連する商標の詳細
- 侵害の事実および製品／サービスの詳細
- 苦情申立の法的根拠
- ブランド所有者の請求

- 苦情申立書には、ブランド所有者または法定代理人が署名すべきである。
- 法定代理人は、公証および認証された有効な委任状を提供すべきである。
- 苦情申立書には、以下の補助資料を添付することもできる。

- 法定代理人の委任状の写し
- 商標登録証の写し
- 業者／販売店の所在地図、または所在場所の詳細な説明
- 業者から購入した製品の領収書

すべての文書は、ハード・コピーでフジャイラ政庁に提出すべきである。

### 1.4.2 サンプル

サンプルの検査および真正品と模倣品との比較は、フジャイラの実務において奨励されている補助的手続である。

### 1.4.3 苦情申立の承認および調査

フジャイラ政庁は、ブランド所有者または法定代理人から提出された苦情申立書を精査する。実務では、すべての情報が明確であり、必要な文書が有効であり、かつ適切に提出されている場合フジャイラ政庁は2から3業務日で苦情申立を承認することが可能である。

### 1.4.4 公的手数料

フジャイラ政庁には、模倣品取締措置に関する公的手数料はない。

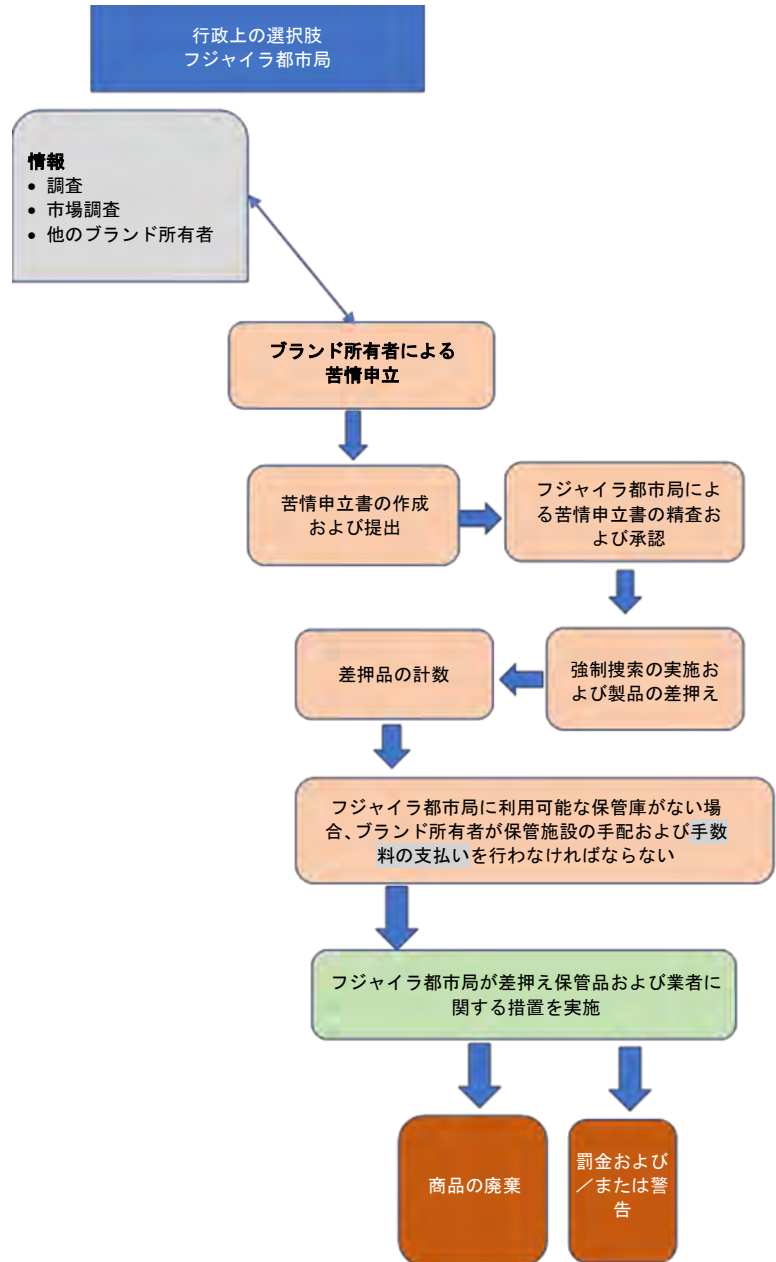
## 1.5 差押品に関する流れ

フジャイラ政庁は、模倣品を差し押さえ、差押報告書を作成し、当該製品を保管する。ただし、ブランド所有者も輸送および保管を手配することが必要な場合がある。

### 1.5.1 差押報告書

差押え後、フジャイラ政庁の検査官は、差押品の数量および数量について報告書を作成し、この報告書には、店舗／販売店の所有者／管理責任者が署名する。

### 1.5.2 輸送および保管



フジャイラ政庁は、すべての差押品について、輸送および保管を手配する。輸送および保管の費用はフジャイラ政庁が負担する。

ただしフジャイラ政庁の保管施設は比較的小規模であるフジャイラ政庁の保管施設が製品を収容できない場合、ブランド所有者が製品の保管を手配しなければならない。

この場合、保管会社は、保管会社がフジャイラ政庁の報告書に記載の製品を保管する旨を確認するフジャイラ政庁宛ての書簡を作成する必要がある。

通常、保管および引渡し費用は、1日単位および1立法メートル単位で計算される。保管費用は当然会社によって異なるが、以下は、市場において見られる概算料金である。

倉庫保管および取扱の概算費用	
有蓋倉庫料金	1日当たり1立法メートルにつき2米ドル
倉庫取扱料金（入庫および出庫）	1日当たり1立法メートルにつき20米ドル

### 1.6 差押品の廃棄

差押品は、10日から15日以内にフジャイラ政庁により廃棄される。ブランド所有者または法定代理人は、廃棄に立ち会うよう求められ、広報目的での写真撮影を許可される。その後、フジャイラ政庁は、廃棄報告書を発行する。

### 1.7 罰金および制裁

フジャイラ政庁は、違反した業者に対して、以下の措置のうち1または複数を選択する権利を有する。

- 警告し、かつ、最高1,365米ドルの罰金を科すこと
- 差押品を押収し、上記廃棄を手配すること

### 1.8 結論

フジャイラ政庁は、模倣品取締りであまり知られている首長国ではないが、積極的な当局であるとみなされている。検査官は、責任感が強く、助力を惜しまない。

## 第2節

### 民事上の権利行使 - 連邦民事裁判所

本調査においては、繰り返しを避けるため、ドバイにおける民事上の権利行使について定めた手続を参照されたい。同じ手続がフジャイラにおいて行われる手続に適用されるが、裁判所の構成および手数料のみが異なる。

本節では、フジャイラにおける相違点のみを記載する。関連する手続についてはすべて、第3章第3節を参照されたい。

#### 2.1 裁判所構造

フジャイラは、独自の首長国裁判所を設置していない。そのため、事件は、連邦民事裁判所に提起される。

第一審裁判所および控訴裁判所はシャルジャに所在する。しかし、控訴裁判所の判決については、首都であるアブダビに所在する最高裁判所にのみ上告することができる。

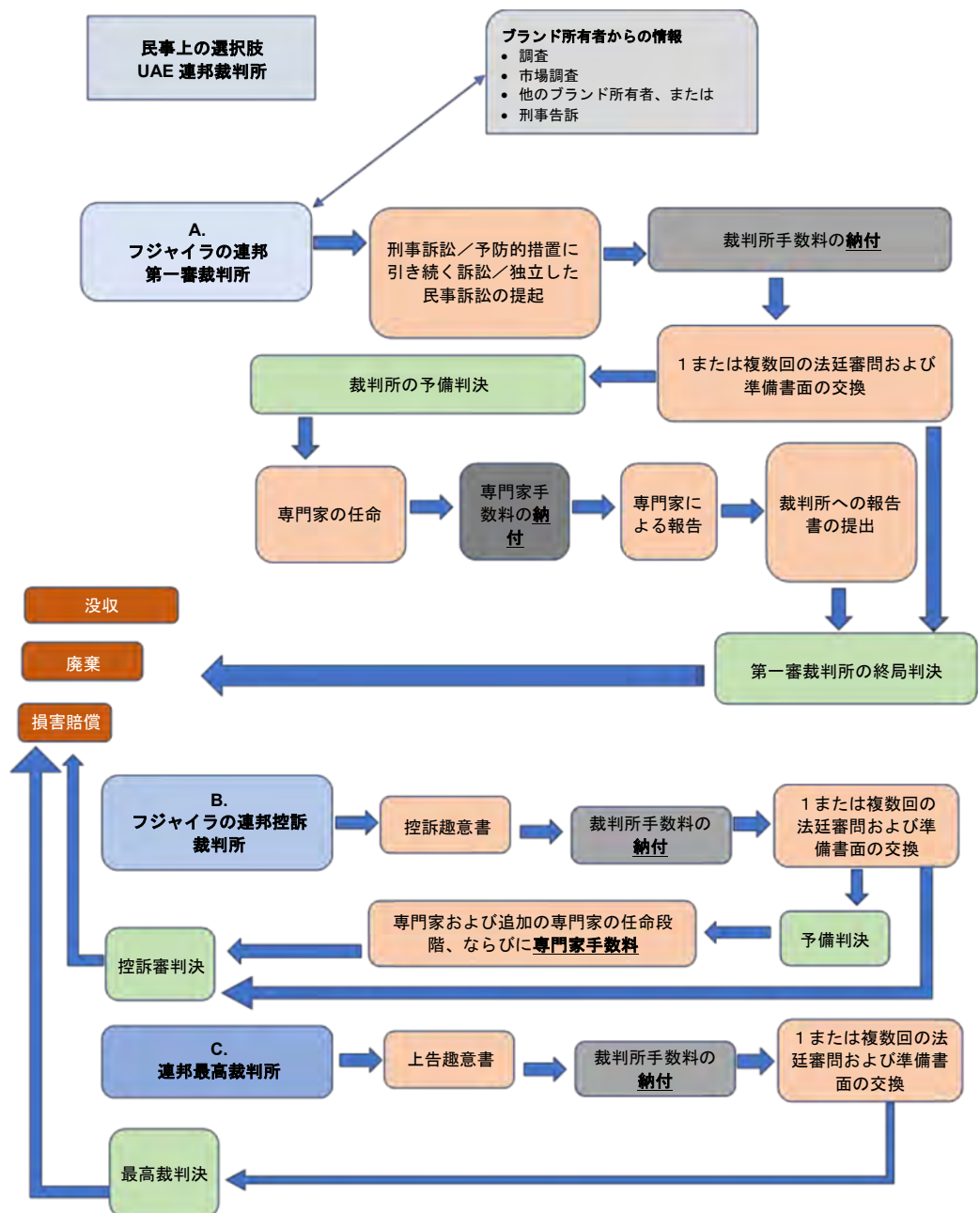
#### 2.2 公式費用

##### a) 第一審裁判所

総請求額が2万7,250米ドル以下の場合には総請求額の4パーセント、2万7,250米ドルを超える場合には総請求額の5パーセント（最高8,175米ドル）

##### b) 控訴裁判所

控訴段階における



公的手数料は、第一審裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセントである。

### c) 上告最高裁判所

上告段階における公的手数料は、控訴裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセントである。

上記の費用は、賠償請求額、または事件の対象である請求の総額に基づいて、裁判所によって査定される。

### 2.3 結論

民事上の権利行使手続は、ドバイにおける手続に非常に類似している。さらに、この手段を利用する理由も、ドバイにおけるものほとんど同じである。しかし、フジャイラの裁判所が知的財産権事件の経験が比較的少ないことに留意すべきである。論点を整理し、裁判所および任命される専門家を教育するには、より多くの労力と時間とを要する可能性がある。

以下は、この手段に関連する費用の要約である。

フジャイラの民事裁判所 - 公的手数料				
民事裁判所	専門家	文書の翻訳および認証	裁判所手数料	訴訟記録の複写
第一審裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル	1 ページにつき 35 米ドル。 該当する場合には認証手数料が追加されることがある。または 1 文書につき 2,500 米ドル	- 総請求額が 2 万 7,250 米ドル以下の場合には総請求額の 4 パーセント、2 万 7,250 米ドルを超える場合は総請求額の 5 パーセント (最高 8,175 米ドル)	1 ページにつき 3~4 米ドル
控訴裁判所	2,725 米ドルから 4,087 米ドル		第一審裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき 3~4 米ドル
最高裁判所	なし		控訴裁判所に納付した公的手数料の 50 パーセント	1 ページにつき 3~4 米ドル

## 第10章

### 第2部の要約

必要な措置/文書/手続	商標登録の必要性	商標記録	当局による保管施設	ブランド所有者による保管施設	公的手数料	苦情申立書・告訴状/申請書のオンライン提出	苦情申立書・告訴状/申請書の紙ベース提出
<b>権利行使の選択肢</b>							
<b>1. ドバイ</b>							
DE	X	X	X		X	X	
ドバイ警察/刑事裁判所	X			X			X
ドバイ民事裁判所					X		X
ドバイ税関	X	X	X		X	X	
<b>2. アブダビ</b>							
ADDED	X		X				X
AD警察/刑事裁判所	X		X				X
アブダビ民事裁判所					X		X
アブダビ税関	X	X			X		X
<b>3. シャルジャ</b>							
SEDD	X		X		X	X	X
シャルジャ警察/刑事裁判所	X			X			X
シャルジャ民事裁判所					X		X
シャルジャ税関	X	X	X		X		X
<b>4. アジュマン</b>							
ADED	X		X	X	X		X
アジュマン警察/刑事裁判所	X			X			X
アジュマン民事裁判所					X		X
アジュマン税関	X	X	X	X	X		X
<b>5. ラス・アル・ハイマ</b>							
RAKDED	X		X	X	X	X	X
RAK警察/刑事裁判所	X			X			X
RAK民事裁判所					X		X
RAK税関	X	X	X	X			X
<b>6. ウンム・アル・カイワイン</b>							
UAQDED	X			X	X		X
UAQ警察/刑事裁判所	X			X			X
UAQ民事裁判所					X		X
<b>7. フジャイラ</b>							
フジャイラ政府	X		X	X			X
フジャイラ警察/刑事裁判所	X			X			X
フジャイラ民事裁判所					X		X

---

## 第3部

# フリーゾーンの概観および 可能性のある権利行使の選択肢

---

---

## 第11章

### UAEにおけるフリーゾーン

---

#### 1. はじめに

UAEにおける会社の設立を規律する法律は、一般に、首長国国籍者による51パーセントの所有を義務付けている。地域および現地の貿易および外国投資を奨励するために、UAEは、各首長国におけるフリーゾーンの設置を認める複数の法律を公布してきた。これらのフリーゾーンは、免許を受けて各フリーゾーン内で営業する会社について外国人による100パーセントの所有を認めている。

フリーゾーンの活動は、一般に連邦法の対象であるが、同時に、関連するフリーゾーン庁の管轄権の対象でもある。

知的財産の権利行使は、フリーゾーンに関して言えば、常に難しい課題である。主な問題は、関連当局の管轄権に関係する。上記の各章で述べたとおり、特定の行政当局は知的財産の権利を執行することができるようになっているが、フリーゾーンにおいて措置を講じる権限を明示的に与えられている当局はない。

多くのフリーゾーンは、港湾に隣接している。実際、UAEで最大のフリーゾーンであり、世界でも最大規模の一つであるジュベル・アリ・フリーゾーンは、世界最大規模の港湾の一つに隣接している。これらの状況により、業者は、これらのフリーゾーンを、この地域における貿易拠点とするよう促されることになる。また、フリーゾーンの規制当局は、投資家にとって事業および貿易を行いやすくする規則を整備するようプレッシャーをかけられることになる。

適法な業者と同様、模倣者もフリーゾーンの物流上の利点から利益を得ようとし、多くの場合、フリーゾーンの規則を濫用することになる。フリーゾーンにおける模倣に対して誰が措置を講じるか、および、それをどのように行うかに関する明確な法律または手続がなければ、模倣者が自己の営業のためにフリーゾーンを利用することから更に多くの利益を得ることになる。

#### 2. UAEのフリーゾーンとは？

UAEには45のフリーゾーンがあり、そのうち27はドバイに所在している。このフリーゾーンの数は、増加すると予測されている。残りのフリーゾーンは、以下のとおり各首長国に分布している。



ドバイ	アブダビ	シャルジャ	フジャイラ	RAK	アジュマン	ウンム・アル・カイワイン
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ドバイ・エアポート・フリーゾーン</li> <li>• ドバイ・オート・ゾーン</li> <li>• ドバイ・カーズ・アンド・オートモーティブ・ゾーン</li> <li>• ドバイ・デザイン・ディストリクト</li> <li>• ドバイ・フラワー・センター</li> <li>• ドバイ・ゴールド・アンド・ダイヤモンド・パーク</li> <li>• ドバイ・ヘルスケア・シティ</li> <li>• ドバイ・インダストリアル・シティ</li> <li>• ドバイ・インターナショナル・アカデミック・シティ</li> <li>• ドバイ・インターナショナル・ファイナンシャル・センター</li> <li>• ドバイ・インターネット・シティ</li> <li>• ドバイ・ナレッジ・パーク</li> <li>• ドバイ・ロジスティクス・シティ</li> <li>• ドバイ・マリタイム・シティ</li> <li>• ドバイ・メディア・シティ</li> <li>• ドバイ・マルチ・コモディティーズ・センター</li> <li>• ドバイ・アウトソース・ゾーン</li> <li>• ドバイ・サイエンス・パーク</li> <li>• ドバイ・シリコン・オアシス</li> <li>• ドバイ・スタジオ・シティ</li> <li>• ドバイ・テクノ・パーク（新名称：ナショナル・インダストリーズ・コンプレックス）</li> <li>• ドバイ・テキスタイル・シティ</li> <li>• エナジー・アンド・エンバイロメント・パーク</li> <li>• インターナショナル・ヒューマニタリアン・シティ</li> <li>• ジュベル・アリ・フリーゾーン</li> <li>• ジュメイラ・レイクス・タワーズ・フリーゾーン</li> <li>• ドバイ・プロダクション・シティ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アブダビ・エアポート・ビジネス・シティ</li> <li>• アブダビ・グローバル・マーケット</li> <li>• アブダビ港湾社</li> <li>• ハイヤー・コーポレーション・フォー・スペシャライズド・エコノミック・ゾーンズ／ZonesCorp</li> <li>• アブダビ・インダストリアル・シティ</li> <li>• マスダール・シティ</li> <li>• TwoFour54</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ハムリーヤ・フリーゾーン</li> <li>• シャルジャ・エアポート・フリーゾーン</li> <li>• USA リーショナル・トレード・センター・フリーゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クリエイティブ・シティ・フジャイラ</li> <li>• フジャイラ・フリーゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• RAK インベストメント・フリーゾーン</li> <li>• RAK マリタイム・シティ</li> <li>• ラス・アル・ハイマ・フリー・トレード・ゾーン</li> <li>• ラス・アル・ハイマ・メディア・フリーゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジュマン・フリーゾーン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAQ フリーゾーン</li> </ul>

---

## 第12章

### UAE フリーゾーンにおける模倣品取締り

---

本章では、フリーゾーンへの権利行使について全般的に検討する。ただし、ドバイ首長国のフリーゾーンの重要性およびチャイナ・モールとして知られるアジュマン・フリーゾーンのモールの重要性を踏まえ、これら二つの管轄区域における権利行使については、個別に考察する。

## 第 1 節

### フリーゾーン - 一般的な権利行使

#### 1.1 UAE フリーゾーンにおける知的財産関連法

フリーゾーン設置法およびフリーゾーン内部規制は、知的財産法を無視してはいない。むしろ、フリーゾーンの関連規定の多くにおいて、知的財産権および知的財産法への言及が行われている。

例として、2017年に公布されたジュベル・アリ・フリーゾーン規則第7版は、規則6.7において次のように述べている。

「上記規則6.6の一般性を損なうことなく、顧客は、アラブ首長国連邦が締結しているすべての国際条約、ならびにアラブ首長国連邦の知的財産権に関するすべての連邦および首長国の法、政令、規制、規則および慣習法に常に従うことが義務付けられる。ジュベル・アリ・フリーゾーン庁 (Jafza) は、本規則に違反していることが発覚した顧客に対し、Jafza の裁量により適切な措置を講じることができる。」

さらに、同規則の規則14.2.2は、次のように述べている。

「Jafza は、不正な活動が次に掲げるような深刻な性質を有する場合、免許の停止、罰金および顧客の営業の停止を含め、厳重な措置を講じる権利を有する。

- (a) 本フリーゾーン規則および規制に違反している。
- (b) 地方自治体、首長国または連邦の法律または刑法（著作権法、商標法、貿易代理店法、特許法および知的財産権法等を含む。）に違反している。」

別の例は、ドバイ・インターナショナル・エアポート・フリーゾーンに関する2009年ドバイ法第25号に見られる。同法は、第8条において以下のように述べている。

「…次に掲げる商品をフリーゾーン内に持ち込むことを禁止する。

1. 期限切れの商品
2. 商業、工業、著作物、芸術および知的財産に関する法律に違反して輸入された商品」

以上から、フリーゾーンの法令は、知的財産の権利行使および権利を認めている。フリーゾーン内での知的財産の権利行使における課題は、法律における課題ではなく、慣習の課題である可能性がある。

## 1.2 フリーゾーンにおける実際の権利行使

上記の各章において考察したとおり、フリーゾーンにおける知的財産の権利行使は、フリーゾーン庁、警察、民事裁判所もしくは税関の管轄、または、特定の場合においては、ドバイのドラゴン・マートにおける DE およびアジュマンのチャイナ・モールにおける ADED のように、行政当局の管轄に入る可能性がある。

しかし、最も一般的に講じられる権利行使措置は、以下のとおりである。

- a) 仕向地にかかわらずフリーゾーン内の特定されている業者または特定されている製品の所在場所に対する刑事上の措置
- b) ある国を正式に仕向地としており、まだフリーゾーンにある場合の、特定されている製品に対する税関上の措置
- c) 仕向地にかかわらずフリーゾーン内の特定されている製品に対する民事上の措置（保全措置の有無を問わない。）

## 1.3 フリーゾーン庁の関与

いずれの当局が措置を講じるにしろ、手続のいずれかの時点でフリーゾーン庁が関与しなければならない。その事案につき、どのように、いつ、そして誰がフリーゾーン庁と協議を行うかについては、行われる手続および／または事案の戦略に応じて事案ごとに判断される。

## 1.4 輸送中の商品

フリーゾーンにおいて最も課題となっている状況の一つは、フリーゾーン内の商品が輸送中で通過するだけのことが多いというものである。このことにより、ほとんどの当局が、ドバイや UAE を仕向地としていない製品に対して措置を講じることに熱心ではないという問題が生じる。

しかし、この問題を明確にし、この状況に対処する破棄院の判決があることに注意することが重要である。ドバイ破棄院は、2005 年事件番号第 303 号において、ドバイ税関に関する 1998 年ドバイ法律第 4 号、GCC 税関法に関する 2003 年法律第 10 号、および商標に関する 1992 年連邦法第 37 号を検討した後、次のように述べた。

*「関連するすべての条文および規定は、立法者が産業財産権または知的財産権を侵害する製品の輸入、輸出または輸送を禁止したことを示している。*

*そのため、当該権利を侵害する輸送中の製品を停止させた手続は、有効かつ適正である」*

この破棄院の判決を踏まえれば、判例は、輸送中の商品を模倣取締措置に基づき停止させることができることを明確にしている。

## 第2節

### ドバイ・フリーゾーン

ドバイにあるオンショアの事業体および／または業者に対する権利行使の選択肢については、上記の各節で考察し、フリーゾーンにおける権利行使が課題であることを幾度となく強調してきた。

地域および現地の貿易を奨励するために、外国人による 100 パーセント所有会社を認める免税地区がドバイに複数設置された。フリーゾーンの活動は、通常、連邦法の対象であるが、同時に、それらの会社の登録および免許担当当局であるフリーゾーン庁の管轄権の対象でもある。

ドバイのフリーゾーンにおける知的財産の権利行使は、ブランド所有者、ドバイの権利行使当局およびフリーゾーン庁の間で調整して行われるべきである。

ドバイだけで 27 のフリーゾーンがある。以下に特記するのは、他のフリーゾーンと同様の権利行使の選択肢および手続があるにもかかわらず、模倣活動がよく見られる主なフリーゾーンである。

模倣活動が見られる主なフリーゾーンを以下に掲げる。

#### 2.1 ドラゴン・マート

ドラゴン・マートは、ほとんどが中国人業者により運営されている、卸売業者および小売業者の複合商業施設である。UAE に模倣品を運び入れる容易な経路になるというブランド所有者の懸念もあって、ドラゴン・マートは、2004 年の開設時からかなり関心を集めている。

ドラゴン・マートの登録および免許担当当局は、当初はジュベル・アリ・フリーゾーン庁 (Jafza) であった。後にこれは、ドバイの港湾・税関・フリーゾーン公社 (PCFC) の規制部門である Trakhees に移行された。

##### 2.1.1 DE による権利行使

DE は、各フリーゾーン庁と覚書を締結した。この覚書は、DE に一部のフリーゾーン地区における管轄権を付与するものである。この覚書に基づき、DE は、ドラゴン・マートにおける権利行使措置を開始した。ブランド所有者は、ドラゴン・マート内の業者に対する苦情申立書を DE に提出することができる。第 3 章第 1 節「ドバイにおける権利行使の選択肢 (行政上の選択肢)」を参照されたい。

行政上の選択肢に加え、刑事上および民事上を含む更なる権利行使の選択肢を追求することが可能である。

##### 2.1.2 刑事上の選択肢

これは、ドバイ警察により、当然ドラゴン・マート内のすべての事業の免許担当当局である Trakhees と調整して、手続が行われる。ブランド所有者は、Trakhees と調整した後、ドバイ警察に刑事告訴状を提出する通常の手続を踏まなければならない。

### 2.1.3 民事上の選択肢

ドバイの裁判所は、フリーゾーン（ドラゴン・マートを含む。）で営業している個人または事業体に対する管轄権を有し、同裁判所の判決は、これらの者に対して執行可能である。そのため、ブランド所有者は、上記保全措置と並行してこの選択肢を選ぶこともできる。

## 2.2 ジュベル・アリ・フリーゾーン

ドバイにおけるもう一つの主なフリーゾーンは、ジュベル・アリ・フリーゾーン（JAFZ）である。JAFZは、世界最大規模のフリーゾーンの一つであり、ドバイにとって主要な事業収入源の一つである。JAFZは、ドバイの経済の不可欠な部分である。そうとは言え、このことは、JAFZにおける知的財産の権利行使を常に難しい問題にしてきた。

### 2.2.1 刑事上の選択肢

ドバイ警察は、ドバイ（フリーゾーンを含む。）で行われた犯罪に関して措置を講じる管轄権を有しており、検察当局および裁判所は、当該犯罪に関して刑事訴訟を進める管轄権を有する。ドバイ警察は、従来からの事件を取り上げるか、それをいつ行うかにつき選別してきたが、告訴状を受け付けているということに留意することが重要である。当該告訴状は、ドバイ本土における場合と同一の方法で処理されるが、JAFZAとの調整を伴う。

### 2.2.2 民事上の選択肢

ドバイの裁判所は、フリーゾーン（ドラゴン・マートを含む。）で営業している個人または事業体に対する管轄権を有し、同裁判所の判決は、これらの者に対して執行可能である。そのため、ブランド所有者は、上記保全措置と並行してこの選択肢を選ぶこともできる。

## 第3節

### アジュマン・チャイナ・モール

チャイナ・モールは、ほとんどが中国人業者により運営されている、アジュマン中心部にある卸売業者および小売業者の複合商業施設である。これはフリーゾーンである。チャイナ・モールは、模倣品を特にアジュマン首長国に、そして UAE に運び入れる容易な経路になるというブランド所有者の多くの懸念を引き起こしている。

#### 3.1 ADED による権利行使

近年、ADED は、チャイナ・モールにおいて権利行使措置を開始する権限をアジュマン政府から付与された。ブランド所有者は、フリーゾーン庁と調整した上で、チャイナ・モール内の業者に対する苦情申立書を ADED に提出することができる。第6章第1節「アジュマンにおける権利行使の選択肢（行政上の選択肢）」を参照されたい。

この選択肢は、手続の速さという点では有効である。しかし、この選択肢は、店舗および店舗内の小規模保管施設のみを対象とする可能性が高い。そのため、市場内の一掃が目的であればこの選択肢は役立つ可能性があるが、大規模保管施設に対する強制捜査が目的であれば、ブランド所有者は、刑事上の選択肢を検討する必要がある。

#### 3.2 刑事上の選択肢

この選択肢は、フリーゾーン庁と調整の上、アジュマン警察によって進めることができる。ブランド所有者は、第6章第2節に記載する、アジュマン警察に刑事告訴状を提出する通常の手続を踏まなければならない。

#### 3.3 民事上の選択肢

アジュマンの連邦裁判所は、フリーゾーン（チャイナ・モールを含む。）で営業している個人または事業体に対する管轄権を有し、同裁判所の判決は、これらの者に対して執行可能である。そのため、ブランド所有者は、上記保全措置と並行してこの選択肢を選ぶこともできる。

---

## 第4部

# 統計およびデータ

---



---

## 第 13 章

### 差押えおよび模倣品に関する情報 関係する数値および製品

---

#### 1. 概観

権利行使実務が UAE の連邦法に準拠することについては、既に説明した。しかし、これらの連邦法の施行は、各首長国において個別に規定されている。そのため、各首長国は、知的財産権記録制度に関する独自の規則、ならびに、異なる知的財産権行使の選択肢、手続および手段を有している。

したがって、ブランド所有者が選ぶことのできる権利行使の選択肢が多様であること、ならびに、当該選択肢の実行に異なる当局および公的機関が関与することから、各当局は、高いレベルの独立性を有し、かつ、首長国または首長国内の特定の地区において排他的管轄権を有する。

様々な当局間での調整は多くの場合可能であるが、まだ限定的である。そのため、各当局は、自局の権利行使の成果に基づき評価される。各当局の成果は、公衆が入手可能な連邦の出版物には記録されていないが、当該成果の発表については、執行措置が実施されると現地の新聞に定期的に掲載される。

上記を考えると、公衆が入手できる、各当局が行った差押えをまとめた正確な、かつ／または公式の統計は存在しない。また、そのような情報は、具体的な調査または目録に基づくものではなく、正確性に欠ける可能性がある。

要約すると、権利行使当局により差し押さえられた数量に関する情報またはデータの出所は、公式のものではなく、正確でもなく、かつ、変更される可能性がある。

つまり、模倣品の差押えおよび関係する商品／製品の種類に関する情報およびデータは、以下の出所から入手できる可能性がある。

1. 新聞記事またはインタビュー
2. UAE の様々な権利行使当局で、および様々な権利行使当局のために実施される研修会
3. 警察、税関および経済関連局の発表
4. 当局のウェブサイト上で入手可能な情報（更新されている場合）
5. オンライン（ソーシャル・メディア）で入手可能な情報
6. UAE のブランド保護団体またはブランド所有者により開催される会議またはイベント（ただし、これらは、特定のブランド、イベント開催者および参加者に限られる。）
7. ブランド所有者の代理人から入手可能な情報（ほとんどの場合、秘密扱いがなされる。）

次節では、2016 年中に発表された最も包括的な記事を選定し、七つの各首長国において入手可能な差押えに関する情報（数量、価額、商品の種類）を取り上げる。

唯一の公式情報は、連邦レベルで経済省の消費者保護局に関する統計データを反映する、年間統計報告書 2015 年第 5 号（2017 年発表）の中に見つかる可能性がある。これが、2015 年までで入手可能な唯一の公式情報と思われる。当該報告書は、次のリンクからアクセスすることができる、

<http://www.economy.gov.ae/Publications/The%20%20Annual%20Statistical%20Report%202016-english.pdf>

## 第1節

### ドバイのデータ

#### 1. ドバイ経済局

以下の情報は、ドバイに焦点を当てた様々な記事、およびドバイの権利執行当局高官の発表からの引用である。

2017年2月8日付けのGulf News紙に掲載されたDEの発表によれば、差し押さえられた模倣品リストのトップは携帯電話であり、2016年にDEが押収した6,770万点の模倣品は約11億6,000ディルハム相当であるという。

2016年に押収された品物の数は、6,330万点であった2015年よりも7パーセント多く、価額も10億1,000万ディルハムから15パーセント増加した。

「これらの商品は、ドバイ中の倉庫および市場から押収されたものであり、DEは主に卸売業を標的としている。」と、商業コンプライアンスおよび消費者保護(CCCP)担当CEOは述べた。

押収された商品は、ブランド所有者からの苦情申立、日々の無作為検査その他の調査方法を経て、DEにより発見された。

2016年に押収された模倣品のうち、価額および数量の点で上位三つは、次のとおりである。

**携帯電話**：差押品の総額の43パーセントに達し、約1億1,689万3,733米ドル相当の1,460万点

**装飾品**：3,542万2,343米ドル超相当の1,140万点超

**化粧品**：2,861万354米ドル相当の620万点

**建設資材**：1,168万9,373米ドル相当の770万点

**タバコおよび喫煙グッズ**：46万3,215米ドル相当のタバコおよび喫煙グッズ760万点

2015年では、香料および香水が模倣品のうちで最も多かったのだが、市場の需要の変化により、2016年にはリストの下位に移動した。

#### 差押品の種類

DEの知的財産権部長によると、これまでに差し押さえられた模倣品には、よく知られたブランドのゲーム機器、自動車部品、医療機器、文具およびオフィス用品、梱包材、ならびに家庭用品の複製品が含まれていたという。また、スポーツ用品、電子・電気製品、香水、サングラス、衣類、鞆、革製品、食品、腕時計、靴、インク、寝具、タブレット、およびコンピューターも含まれていた<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> <http://gulfnews.com/news/uae/government/mobile-phones-top-list-of-counterfeit-goods-seized-in-dubai-1.1975344>

## 2. ドバイ税関

2016年上半期中、ドバイ税関の検査官により、1,046万3,215米ドル相当の模倣品につき、合計で95件の差押えが行われた。

差押品には、偽造の腕時計、サングラス、電子製品、自動車スペア部品、繊維製品、靴および履物が含まれていた<sup>2</sup>。

ドバイにおける主要な税関センターの一つであるジュベル・アリ税関センターは、2016年に規制品、模倣品および禁止品について348件の差押えを記録した。

税関高官によれば、これは、差押件数が281件であった2015年と比較して、24パーセント増であることを意味する。

ジュベル・アリ税関センター長は、差押品には、70万超のトラマドール鎮痛剤および大量の無煙タバコ（Naswar）の派生品が含まれていたと述べた<sup>3</sup>。

## 3. ドバイ警察

2016年に行われた大規模な強制捜索により、整備済みの電話に加え、817万4,386米ドル超相当の模倣の携帯電話および付属品が差し押さえられた。「それは、古い電話を整備し、新品であるかのように販売する作業場であった。その作業場は別荘の中にあった。」とDEの知的財産権部長は語った。「我々は、ドバイ警察の経済犯罪取締部の助けを得て、この作業場の強制捜索を行った。<sup>4</sup>」

---

<sup>2</sup> <http://gulfnews.com/news/uae/society/dubai-customs-seizes-fake-goods-worth-dh38-4m-1.1873048>

<sup>3</sup> <https://www.khaleejtimes.com/news/crime/dubai-customs-made-348-contraband-seizures-in-2016>

<sup>4</sup> <http://gulfnews.com/news/uae/government/12-million-fake-phones-and-accessories-seized-in-dubai-1.1910018>

## 第2節

### シャルジャ

#### 2016年のSEDD

特に化粧品および食品の模倣品を購入することについて人々に警告を発するために、シャルジャ経済開発局（SEDD）が主導して、136万2,397米ドル超相当の模倣品が各当局により差し押さえられた。

最新の報告書によれば、同局は、シャルジャの市場から136万2,397米ドル相当の模倣品（約10万点のボディ・ケア製品および4万560点の化粧品）を差し押さえたという。

差押品のうち、4万3,440点は自動車のスペア部品の模倣品であった<sup>5</sup>。

---

<sup>5</sup> <https://www.thenational.ae/uae/dh5-million-in-fake-products-seized-by-sharjah-authorities-1.50122>

## 第3節

### アブダビ

#### 1. 2016年のADDED

ADDEDのアブダビ・ビジネス・センター（ADBC）は、2016年第1四半期にアブダビ、アル・アインおよびウエスタン・リージョンの店舗および商業施設に対して247件の検査検索を行い、これにより、20万428点の模倣品（自動車スペア部品、電子機器、衣類、装飾品、美容製品その他の物品を含む。）が押収された。

ADDEDの商業保護課が発表した2016年第1四半期報告書によれば、上記検索により、アブダビ首長国のいくつかの部門における事業活動実施に関する法令に違反した店舗および施設に対し、1,555件の罰金が科されることになった。アブダビ首長国の事業実施関連法令の不遵守を理由として、七つの店舗が閉鎖された。

同報告書によれば、2016年第1四半期にアブダビの店舗および施設に対して3万3,164件の現地調査が行われた。同期間中、商業保護課は、一部の会社、露店商人その他の者による不法または違法な行為につき、消費者および商標所有者からの苦情を945件受けた。

四半期報告書は、不正商取引を追跡し、悪質な行為を取り締まるために、1月に検査検索が実施され、アブダビ、アル・アインおよびウエスタン・リージョンにおいて合計58件の現地調査が行われたと述べる。その結果として、露店商人からの234匹の羊に加え、2,126点の電子機器、衣類および装飾品が押収された。

2月には、アブダビの上記3つの地域において不正商取引取締りのための検索が合計88件実施され、16万2,816点（模倣の自動車スペア部品、電子機器、衣類、装飾品および美容製品が含まれる。）の差押えが行われた。これに加え、露店商人からは、27.5トンの野菜および果物、そして3トンの衣類および家庭用品が押収された。

同報告書はさらに、今年3月、ADDEDの商業保護課がアブダビ、アル・アインおよびウエスタン・リージョンにおいて不正商取引その他の悪質な行為に関し、101件の現地調査を行ったと述べる。3月に押収された製品は、合計で3万5,486点（自動車のスペア部品、電子製品、衣類、装飾品、美容製品ならびに10,220キログラムの野菜および果物を含む。）に上った。

各地域について見ていくと、同報告書は、アブダビ市において2016年第1四半期中に店舗および商業施設に対する1万9,657件の現地調査が行われたと述べる。これらの現地調査により、761件の罰金が科された。商業保護課は、同市の消費者および商標所有者から490件の苦情を受けた。

アル・アインにおいては、同期間中に店舗および商業施設に対して8,963件の現地調査が行われ、707件の罰金が科された。商業保護課は、アル・アインの消費者および商標所有者から441件の苦情を受けた。

ウエスタン・リージョンにおいては、同報告書によれば、第1四半期に4,544件の現地調査が行われ、違反者に対して87件の罰金が科された。商業保護課がウエスタン・リージョンの消費者および商標所有者から受けた苦情は、19件のみである<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> <http://SEDD.abudhabi.ae/en/media-center/news/Q1-2016-report-commercial-protection-activities>

## 2. 2016 年のアブダビ警察

昨年、アブダビにおいては、約 50 万点の模倣品および海賊版（自動車部品、デザイナー・ブランドの衣料および靴、化粧品、ならびに食料品を含む。）が差し押さえられた。

アブダビ警察によれば、同警察は、業者から、610 万 3,542 米ドル相当の模倣の自動車部品、化粧品、医薬品、子供の玩具、電気製品、たばこ、食品およびその他の物品 49 万 5,915 点を押収した。

生活困窮者に配給するために、885 点の衣類および 780 足の靴が首長国赤新月社の Keeping Grace プロジェクトに引き渡された。

これらの模倣品は、アブダビ、アル・アインおよびウエスタン・リージョンの各市、アブダビ警察、アブダビ食品管理庁、アブダビ品質規格評議会、ならびにアブダビ廃棄物管理センターによる共同キャンペーンにおいて、昨年行われた 60 件の検査搜索および 6,436 件の現地調査中に差し押さえられたものであると警察官は述べた。

チャリティーに寄付されなかった物品は、すべて廃棄された<sup>7</sup>。

---

<sup>7</sup> <https://www.khaleejtimes.com/news/crime/fake-products-seized-in-abu-dhabi>



## 第4節

### アジュマン

#### 1. ADED

アジュマンにおいては、2016年の最初の8カ月において、1万6,000点を超える模倣品（アディダス、ナイキ、ルイ・ヴィトン、シャネル、マイケル・コース、およびプラダの模倣品を含む。）が差し押さえられた。

押収品はすべて経済開発局により廃棄され、これらが販売されていた店舗（チャイナ・モール内の店を含む。）は閉鎖された<sup>8</sup>。

#### 2. アジュマン警察

警察は、2016年中にアジュマン首長国における24件の模倣品を報告した。それらは、ディオール、シャネル、フェンディ、グッチ、およびモンブランのラベルの付された模倣の鞆および靴であり、合計で1万6,225点に達した。

アジュマン警察の最高司令官によれば、これらの模倣品は、アジュマン首長国に密輸入され、ほとんどがアジュマンの工業地域にある倉庫で保管されていたという。

最高司令官は、「最も模倣品を輸出している国は中国であり、次がバングラデシュ、インド、そしてパキスタンだ。アラブ国家について言えば、模倣品は、シリア、ヨルダン、そしてエジプトから来ている」と述べた。

最高司令官によると、2016年初めから、模倣品の貿易または密輸で147名の被疑者が逮捕されたという。

「業者は、コンテナの手前部分に正規品を置くか、または複数のコンテナに模倣品をバラバラに入れ、どれかが差し押さえられても、残りは輸入できるようにしている」と最高司令官は言う。

2015年には、29件の報告があり、警察は、200万点を超える模倣ブランドの付されたプリンター・インク、3,000点を超える模倣のアディダスおよびナイキのスポーツ用品、ならびにトヨタ等を含むブランドの模倣の自動車スペア部品10万点を差し押さえた<sup>9</sup>。

残りの首長国、つまりラス・アル・ハイマ、ウンム・アル・カイワイン、およびフジャイラについて言えば、2016年中に個別の強制捜索がいくつか行われたが、2016年全体についての情報は存在しない。

多くの製品がUAEにおいて侵害に該当することに注意すべきである。残念なことだが、これらのうち実のある分析に基づくものは、少ししかない。その主な理由は、この分野において正確な統計を得ることが著しく困難であるからである。

<sup>8</sup> <https://www.thenational.ae/uae/more-than-16-000-counterfeit-goods-seized-in-ajman-1.188952>

<sup>9</sup> <https://www.thenational.ae/uae/thousands-of-fake-bags-and-shoes-confiscated-by-ajman-police-this-year-1.224200>

UAEにおいて商標侵害の影響を受けている部門を確認するのは簡単な作業ではないが、どの部門も標的に  
なり得ると言うことは、言うに値する。特に、高い消費者需要のある製品を扱う部門がこれに該当する。こ  
れには、以下の製品が含まれるが、これらに限定されない。

- ブランド商品（衣類、履物、香水、および家庭用消費者製品を含む。）
- 医薬品
- 電子製品
- タバコ
- アルコール飲料
- 自動車の部品および付属品
- 建築資材
- 文房具
- 栄養補助食品
- 玩具、ゲーム、およびスポーツ用品

---

**第5部**

**最新法令**

---

---

## 第 14 章

### UAE における新たな反不正商品法

---

#### 1. はじめに

新たな反不正商品法（2016 年法律第 19 号）（「新法」）は、公布日から直ちに効力を発し、現行法（商取引における不正品および粗悪品の撲滅に関する 1979 年連邦法第 4 号）に取って代わるものであり、ブランド所有者の UAE における権利行使能力を高めることを目的としている。

新法は、発効したとはいえ、施行されているわけではない。法律自体は制定されたが、施行するための基盤は、以下に述べるとおりまだ準備されていない。旧法が UAE のすべての当局により依然として施行されているため、本調査においては、旧法を現行法と呼ぶ。

新法の公布前には、差し押さえられた模倣品の再輸出に関する難しい問題に対処すべきか否か、そしてどのようにそれを行うかにつき、真剣な議論が交わされた。権利保有者が商品の廃棄を希望している場合でも、差し押さえられた模倣品を UAE 外に輸出するよう命令される例が数多くある。

議論の多くは、TRIPS 協定に基づく UAE の義務の遵守という点に集中している。

#### 2. 適用範囲

新法第 2 条は、「本法の規定は、不正商取引行為を犯した者に適用され、フリーゾーンは、本法の規定の適用から除外されない」と規定する。

連邦法がフリーゾーンにも適用されると明確に規定することは、極めて珍しいことである。連邦法の適用に関する一般的な理解は、すべての法律は明示的に除外されない限りフリーゾーンに適用されるのであり、その逆ではない、というものである。

これは実際、法的領域において議論の最中であり、中には、当該規定は何の価値も付与しないため余計なものであると述べる者もいる。反対に、当該規定は、他の法律の法的解釈にいくらかの危険を及ぼす可能性がある。法律がフリーゾーンに適用されるのを確実にするために特定の条項が必要となり、これをしなければ執行可能性が疑わしくなると主張する者も、今後出てくるかもしれない。

いずれにしろ、フリーゾーンにおける知的財産権の行使がブランド所有者にとっての大きな懸念事項であったことを考えると、当該規定により今まで生じていた疑問点が払拭されるため、当該規定は、ブランド所有者を幾分安心させている。

### 3. 定義

新法第1条は、次の用語を定義する。

- **不正品 (Fraudulent product)** : 国内で施行されている法律、規則および決定に規定する規制、条件、要件、仕様、および基準を遵守していない製品、または必要な認可を得ずに、何らかの形もしくは方法で、もしくは何らかの原因もしくは性質により、変更が加えられた製品、または真実に反する形で宣伝広告もしくは販売促進がなされている製品
- **欠陥品 (Spoiled product)** : 保管もしくは輸送に関係する要因により、もしくはその他の自然要因が加わったことにより、使用に適さなくなった製品、または法律、規則および技術基準に違反している製品。これには、損傷品が含まれる。
- **模倣品 (Counterfeit product)** : 許諾を得ずに、登録商標と同一の、またはこれに類似する商標を付した製品

このことから、ブランド所有者が、現行法の下では同一商標を付している商品に対して権利行使措置を講じる権利しか有しないが、新法の下では類似商標を付し、または、表示している商品につき権利行使行為を講じることができるという意味で、上記の模倣品の定義は、現行法で採用されている定義の範囲を拡張するものである。

新法は、「不正商取引行為 (commercial fraud act)」についても以下のとおり定義している。

*不正品、欠陥品または模倣品を、販売、保管、賃貸、売買、または取引を目的として輸入、輸出、再輸出、製造、販売、展示、または所持すること (不正商取引罪)*

上記の定義から、新法では、実際には所持の目的という観点から所持者の意図を証明することは困難ではあるものの、模倣品の所持が、法律により罰せられる犯罪に含まれるということも注目される。

また、「再輸出」も犯罪に含まれている。UAEが貿易拠点であることを考えると、再輸出のための輸入は、貿易における主要な行為である。

### 4. 罰則

1979年に起草された現行法は、以下の最高刑を規定している。

- a) 2年以下の禁錮、および
- b) 注文されたものとは異なる商品を引き渡すことで顧客を欺く行為については、2,725米ドル以下の罰金

他方、現行法と比べ、新法は、以下を含むように不正商取引罪の金銭的罰則についての上限を上げている。

- a) 2年以下の禁錮、および
- b) 1万3,624米ドル以上6万8,120米ドル以下の罰金

加えて、不正商取引罪を犯そうと**試みた者**にも、以下の刑が科せられる。

- a) 1年以下の禁錮、および
- b) 2,725米ドル以下2万7,250米ドルの罰金

不正商取引罪が人間または動物用の食品、医薬品または穀物もしくはオーガニック製品に関係する場合、責任を負う者には次の刑が科せられる。

- a) 2年以下の禁錮、および
- b) 27万2,479米ドル以下の罰金

最も重要なのは、模倣品の購入者が購入時にその商品が本当に模倣品であることを知っていたか否かに関わらず、刑が科される点である。

また新法は、UAEの裁判所に対して以下の権限を付与している。

- a) 模倣品を差し押さえる権限
- b) 6カ月以下の期間、営業を停止させ、違法行為が繰り返される場合には、営業許可を取り消す権限

## 5. 廃棄

新法第3条は、以下のとおり規定する。

*刑事責任に影響を及ぼすことなく、関係当局は、輸入者に対し、一定期間内に不正品または欠陥品をその入手先に返還するよう命令する決定を発することができる。輸入者が当該期間内に当該製品を入手先に返還しない場合、関連する当局は、当該製品の廃棄を命ずること、もしくは他の適法な目的のために当該製品の使用を認めることができ、または当局自身が当該製品をその入手先に返還することができる。模倣品は廃棄される。上記はすべて、本法の施行規則に規定する規則および規制の対象となる。*

新法は、「不正品」、「欠陥品」および「模倣品」を明確に区別する。模倣品は、不正品および欠陥品に適用される規則の対象ではない。「当該製品をその入手先に返還する」との規定は、明確に不正品および欠陥品のみに適用される。新法は、「模倣品は廃棄される」と規定することにより、模倣品を再輸出対象から明確に除外する。この変更点は、同法の初期草案にはなかったものであるが、TRIPSに基づくUAEの義務を広く果たすためのものと思われる。

第3条は、施行規則において更に明確化される可能性がある。模倣品がどのように再輸出から除外されるかをより理解するには、施行規則の制定を待たねばならない。

## 6. 委員会の設置

新法によれば、経済省に対して報告を行う連邦委員会が設置される予定である。同委員会が責任を負う事項には、商品の模倣および不正商取引を取り締まるために計画を策定し、作業戦略を立てること等が含まれる。

新法は、各首長国において現地レベルの小委員会を設置することについても言及しており、それらの小委員会は、以下に責任を負う。

- a) 新法に違反している会社に対して警告通知を発すること
- b) 必要に応じいつでも、営業を停止させること
- c) 差押品の廃棄または再輸出を実行に移すこと
- d) 権利執行を実施すること

ブランド所有者は、「管轄当局」（新法においてはまだ定義されていないが、これには、UAEにおいて利用可能な権利執行当局が含まれる予定である。）に対し、自己の製品のサンプルを提出することができる。その際、当局に対する苦情申立書の提出を補助するために現在使用されているすべての補助文書を添付することができる（この点については、まだ明確化されていない）。

## 7. 施行

新法の公布、ならびに模倣品を取り巻く環境に対処するために規定された罰則および手段は、UAEにとって非常に大きな一歩である。しかし、この一歩はまだ完了していない。前述のとおり、新法を施行するための基盤またはインフラがまだ構築されていないからである。例えば、連邦委員会は、まだ任命されてもいないし、特定されてもいない。

同委員会が実際にどのように運営されるのかについては、まだ不透明である。新法に関連する施行規則も、まだ公布されていない。それが公布されるまでは、現行法の施行規則が効力を維持することになる。

---

## 第 15 章

### GCC 商標法

---

#### 1. はじめに

UAE は、商標に関する 1992 年連邦法第 37 号およびその修正条項を依然として適用している。しかし、UAE が間もなく統一湾岸協力会議（GCC）法の適用を開始することを強調する必要がある。これがいつ行われるのかはまだはっきりしないが、時間の問題に過ぎない。

GCC 商標法が、各 GCC 加盟国で現在適用されている商標法を、各国で適用される公的手数料を除き、最大限可能な限り整合させようとしている点に注目すべきである。

#### 2. 当初の法律

GCC の最高理事会は、2006 年にサウジアラビアでの第 27 回会議において GCC 商標法を初めて承認し、その後 2012 年に改正法を承認した。

GCC 商標法の施行規則は、2015 年、湾岸諸国協力理事会の貿易／商事協力委員会により、その第 51 回会議において承認された。

#### 3. GCC 商標法の効果

新たな法律は、現在の実務に興味深い変更をもたらしている。これには、以下の重要な変更が含まれる。

- 新たな法律は、多区分出願の余地を認めているが、多区分出願を受け付けるか否かについては、それぞれの商標局の裁量に任せている。UAE の商標制度は単一区分出願しか認めていないため、今後通知がなされない限り、UAE における出願制度は単一区分であり続けると考えるのが合理的である。
- 新たな法律は、商品およびサービスが、同一のクラスに該当するという点だけでは、類似しているとみなされないことを明確にしている。さらに、商品およびサービスは、異なるクラスに該当するという点だけでは、類似していないとみなされるわけではない。この点は、旧法では明確ではなく、実務でもそのような扱いがなされていなかったため、ブランド所有者は、上記の概念を確立するために、「ニース分類」についての議論を構築する必要があった。
- 新たな法律は、「苦情処理委員会（Grievance Committee）」を設置する。同委員会は、審査官の拒絶査定に関する不服申立を行うレベルを増やすことを認める。新しい法律においては、商標を拒絶する旨の審査官の決定については、新たに設置される苦情処理委員会に不服申立を行うことができる。同委員会の決定については、さらに管轄裁判所に訴えを提起することができる。しかし、苦情委員会の管轄権は、拒絶査定に対する不服申立に限られ、異議に関する決定に対する不服申立の検討には及ばないものと思われる。公表された商標に対する異議は、商標局に提出され、異議に判断を下す命令に対する不服申立は、裁判所に訴えを提起することによってのみ行うことができる。



- 新たな法律は、すべての水際対策事件を裁判所に付託する。税関当局は、自発的に、またはブランド所有者の有効な苦情申立を受けて、被疑侵害製品を一時的に差し押さえる。ブランド所有者は、管轄裁判所に事件の内容を審理してもらうには、所定の期間内に主たる訴えを提起しなければならない。
- 新たな法律は、税関当局が、輸入目的、輸送中、または、輸出目的のいずれであるかを問わず税関区域に入ってきたすべての製品に対して、管理権を有することを明確に定める。これは、同法が輸送中の商品に対しても管理権を明確に認めることから、前向きな一歩である。しかし、「税関区域」という用語の使用により、この管理権がフリーゾーンにも及ぶのか否かに関して多少の懸念が生じている。
- この法律はまた、裁判所が製品の廃棄を命じるものとする、廃棄が可能でない場合に裁判所が当該製品を貿易経路に戻してはならないこと、および、侵害商標を除去した後に当該製品を再輸出するよう命じてもならないことを明示的に規定している。
- 既存の公的手数料は、一部減額された。これは、新たな手数料（商標の登録拒絶に対する異議申立および登録拒絶不服申立の手数料等）の導入により相殺される。
- さらに、新たな法律は、商標侵害に関して適用可能な刑罰について以下のとおり規定した。
  1. 公衆を混乱させる形で登録商標を「模倣すること」については、ブランド所有者の商標をブランド所有者に帰属しない製品に付した場合、1,300 米ドル以上 26 万 7,000 米ドル以下の罰金、および／または 1 カ月以上 3 年以下の禁錮が科せられる。
  2. 模造の、模倣の、または違法な商標を付した「製品を販売すること」については、278 米ドル以上 2 万 6,000 米ドル以下の罰金、および／または 1 カ月以上 1 年以下の禁錮が科せられる。
  3. 違反行為が繰り返された場合には、上記罰則は、それぞれの上限の 2 倍を超えない形で適用され、さらに 15 日以上 6 カ月以下の営業停止が科せられる。

GCC 商標法は、ブランド所有者が民事裁判所を通じて請求することのできる損害賠償についても言及している。この損害賠償には、侵害者からの不当利得の返還という形での補償（第 41 条）が含まれ得る。加えて、裁判所は、侵害品の入手先および原産国を開示するよう侵害者に対して命令することができる。

ブランド所有者は、自己の商標が侵害されるおそれがある場合には、管轄裁判所に訴えて、侵害が発生するのをやめさせる、または防止するために、適切な予防的／暫定的手段を得ることができる。これには例えば、差止命令および差押命令の形によるものがある。

---

## 第 6 部

### 結論

---

---

## 第 16 章

### 結論

---

UAE は、この地域において、模倣取締りに関して主導的な国の一つである。実務上 UAE が一部の手続においてより整合性を高め、改善することが必要であるということには議論の余地があるが、UAE における一般的な知的財産の権利行使は、この地域の他の多くの国に比べれば、はるかに高度なものである。

知的財産の権利行使の発展は、UAE の経済的利益によるところが大きい。UAE が貿易の国際的中心地となるためには、UAE は、外国投資を惹きつけることが必要であった。知的財産権の保護は、当該投資を惹きつける上で主要な要素である。

そうであるとは言え、UAE が知的財産分野において近々更なる発展を進めることも合理的に考えられる。この考えは、UAE の指導者らの経済構想およびアプローチに大筋沿うものである。

UAE の 2030 年経済構想<sup>10</sup>は、発明および知識に基づく経済に移行するというものである。これを達成するには、発明に対する現地のおよび国際的な投資が多く必要となる。当該投資に際しては、知的財産権の保護が投資の安全性に直接に影響を及ぼすことから、知的財産権の高レベルでの保護が求められる。過去の構想および戦略が知的財産の保護を周辺国家と比べて大きく進展させたことを考えると、これらの経済の新しい変化と共に更なる進展が見られそうであると言える。

---

<sup>10</sup> <http://www.actvet.ac.ae/en/Media/Lists/ELibraryLD/economic-vision-2030-full-versionEn.pdf>

[特許庁委託事業]

アラブ首長国連邦における商標権行使および商標権侵害取締手続

2018年3月発行

[作成協力]

Rouse & Co International

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

TEL: +971-4-5645878

E-Mail: [dubai\\_ipr@jetro.go.jp](mailto:dubai_ipr@jetro.go.jp)

**JETRO**  
Japan External Trade Organization

本報告書は、日本貿易振興機構が2018年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。